

参議院環境特別委員会會議録第七号

昭和五十九年六月二十日(水曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

伊藤 郁男君

補欠選任
中村 鋭一君

四月二十六日

吉村 真事君

補欠選任
石本 茂君

六月十九日

秋山 長造君

補欠選任
菅野 久光君

太田 淳夫君

高桑 栄松君

出席者は左のとおり。

委員長

稲山 篤君

理事

山東 昭子君

委員

藤田 栄君

森下 泰君

矢野俊比古君

柳川 覺治君

吉川 博君

片山 甚市君

菅野 久光君

高桑 栄松君

近藤 忠孝君

中村 鋭一君

美濃部亮吉君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

上田 稔君

政府委員

環境庁長官官房
長

加藤 陸美君

環境庁企画調整
局長

正田 泰央君

環境庁企画調整
局長

長谷川 慧重君

環境庁自然保護
局長

山崎 圭君

環境庁自然保護
局長

林部 弘君

環境庁水質保全
局長

佐竹 五六君

環境庁水質保全
局長

桐澤 猛君

環境庁水質保全
局長

上田 秀明君

環境庁水質保全
局長

大原 重信君

環境庁水質保全
局長

太田 眞弘君

環境庁水質保全
局長

立石 眞君

環境庁水質保全
局長

野口 晏男君

環境庁水質保全
局長

田村 誠君

環境庁水質保全
局長

森下 忠幸君

環境庁水質保全
局長

平井 公雄君

環境庁水質保全
局長

岩本 毅君

説明員

防衛庁防衛局運
用第二課長

上田 秀明君

防衛庁防衛局運
用第二課長

大原 重信君

防衛庁防衛局運
用第二課長

太田 眞弘君

防衛庁防衛局運
用第二課長

立石 眞君

防衛庁防衛局運
用第二課長

野口 晏男君

防衛庁防衛局運
用第二課長

田村 誠君

防衛庁防衛局運
用第二課長

森下 忠幸君

防衛庁防衛局運
用第二課長

平井 公雄君

防衛庁防衛局運
用第二課長

岩本 毅君

事務局側

常任委員会専門
員

桐澤 猛君

常任委員会専門
員

上田 秀明君

常任委員会専門
員

大原 重信君

常任委員会専門
員

太田 眞弘君

常任委員会専門
員

立石 眞君

常任委員会専門
員

野口 晏男君

常任委員会専門
員

田村 誠君

常任委員会専門
員

森下 忠幸君

常任委員会専門
員

平井 公雄君

常任委員会専門
員

岩本 毅君

います、私もといたしまして、今回の二・四・五T系の除草剤につきまして、これは昭和四十六年当時に処理されていたものでございますけれども、その状況につきまして全国的に調査をいたしましたところ、この二・四・五T系除草剤、乳剤、粒剤、液状のもの、粒状のもの、大きく分けまして二種類使っておったわけでございますけれども、その液状のものにつきましては、四国におきまして処理が大部分であったわけですが、北海道におきまして、先生が今御指摘ありましたように、約二十リットルでございますけれども、埋没処理されていたわけでございます。

そして今回の調査によりまして、この処理方法につきましては、当時林野庁長官通達で指示した方法とは異なる方法で処理をされていたことが判明したわけでございます。このために、私もといたしましては、二・四・五T剤の処理に關すところと、その他関係機関ともお打ち合わせを行いつつ、この広尾管林署管内におきまして二・四・五T系除草剤の埋没処理した地点におきまして水質の検査をいたしますとか、それから土壌調査、こういうものを実施いたしますとともに、六月の十八日に、地中に缶のまま埋没処理しておいたものでございますが、これを発掘いたしましてコンクリート製の容器に密閉し保管をいたしたところでございます。

○丸谷金保君 環境庁にお伺いいたしますが、環境庁組織令の二十六条で土壌農薬課の所掌事項というのがあります。こうした一連のダイオキシン剤に対する対応といえますか、これは環境庁としてはどういう権限を持って関与できるのですか。

○政府委員(佐竹五六君) 現在、農薬につきましては、先生も御案内のとおり、農薬取締法に基づきまして、農林水産大臣の登録を受けなければ販売してはならないこととなっております。環境庁としては、この登録に關しまして、人の健康の保護及び環境汚染の防止を図るといふ観点から、登録するかどうかというその保留基準を定

めることとしております。さらにまた、その残留性等により人畜や水産動植物に被害を生ずるおそれの大きい農薬につきましては、残留性農薬等として指定しその使用方法を規制しているところでございます。

この二・四・五T剤につきましては既に登録が失効しておりますので、その限りでは問題ございませんけれども、ダイオキシンに關連いたしましては、除草剤CNPにつきまして、これははるかに低毒性でございますが、一・三・六・八ダイオキシンが不純物として含まれるというふうな報告もございまして、その点につきまして、その不純物、現在の登録保留基準にさらにこのような新しい事態に対応できるかどうか検討を進めているところでございます。

○丸谷金保君 それでは、毒性が低いと言いますけれども、CNPの。しかし、私はここに大阪大学理学部の中南先生のレポートを持っていますので、この先生によりますと、一九七一年の農薬取締法の改正で、農薬登録の際に残留試験と土壌試験を出すことになっている。これは裏を返せば、それまで何にも義務づけがなかったけれども、その後ヨーロッパやアメリカで母乳や食品の農薬汚染の事実が深刻な問題になってきて、次いで日本でもそれらが明らかになってきた。そして農薬残留の全面的な研究もこれら一連の農薬汚染問題に突き動かされるように七〇年代からやと進展し始めた状況であって、CNPもその例外でない、こういうレポートが出ていますので、これは詳しく数値が出ております。恐らく局長さん

もこれはごらんになっておられると思うんですが、こういう見解についてはどうなんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 本件につきましては、しはば国会においても農林水産大臣からも御答弁申し上げているかと思いますが、一・三・六・八ダイオキシンははるかに低毒性であって、それは不純物として含まれている。その不純物を含むCNPについて十分なチェックが行われているので一応問題ないというふうに判断

するというのが農林水産省の見解でございます。私も現在農林水産省と全く同じ見地に立っておるわけでございますが、ただ、環境庁といたしましては、さらにその後これが淡水魚、オイカワあるいはシジミ等から検出されているというレポートもございまして、さらにその不純物について、不純物を不純物としてチェックする必要もあるんじゃないかというふうなことも考えられるわけでございます。

したがって、そういう生物濃縮性あるいは不純物について、不純物を不純物としてチェックすることが必要であるかどうか、あるいはその手法をどうするかというふうなことに、現在、現行措置をいたしておりますので、検討を進めてまいりたい。私も、現在とはにかく一応安全であるという判断に立っていることは農林水産省と全く同じでございますけれども、環境庁の立場からさらに慎重を期する意味でそのような検討を現在進めている、こういうことでございます。

○丸谷金保君 そうすると、二・四・五Tについてはどういう見解なんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 二・四・五Tにつきましては、現在登録保留基準が失効しておるわけでございます。今後これが使われる恐れはないわけでございます。問題は、過去に使われた二・四・五Tが環境の中でどう変化していくか、あるいはまた、今回問題になりましたように、使用を禁止された際に処分された二・四・五Tが環境の中でどう変化していくか、このような点が今後の私どもの非常に大きな問題であらうかと考えております。

特に、アメリカ等におきましても、この点についてはEPAが精力的に取り組んでおるところであるようにございまして、私もどうしても当面林野庁あるいは厚生省とも御協力しながら具体的な対策を今後進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 もう一度お伺いいたします。私は、二・四・五Tは安全なんですかと聞いています。

○政府委員(佐竹五六君) 二・四・五Tは安全とは申せないというふうに判断しております。

○丸谷金保君 ところが、CNPの問題で今局長が御答弁したのと同じことを過去に二・四・五Tについても答弁しているんです。これは一体どういうことなんです。今おたくは、CNPは農水省や厚生省でも大丈夫だということで、毒性が少なからず安全性については心配がないと、こうおっしゃいましたね。そして私の再度の質問に、決して、二・四・五Tは安全とは言えませんが、言いましたね。ところが、かつては二・四・五TについてもCNPと同じような答弁を当局はしております。それはどういうことなんです。そうすると今のあなたの答弁も信用できないということになりますか。ちょうど同じような表現で言っております。

○政府委員(佐竹五六君) 二・四・五Tにつきましては過去の国会での審議の詳細につきましては現在承知しておりませんが、恐らく登録を認め使用を認めた以上は先生今御指摘のような答弁が行われたことはそのとおりかと思っております。私もといたしましては、過去にあったことについての反省の意味も兼ねて、したがって現在CNPについては安全だとは一応考えておりますけれども、なおその生物濃縮性の検査とか、あるいはCNPの中の一・三・六・八ダイオキシンそのものをチェックするよりな方法について検討するということを現在進めているわけでございます。その後十年間たっているわけでございますが、やはり農薬等の環境の中の動きについては非常にわからないことが多いというところは事実でございます。

して、私どもは、現在CNPの使用を認めて登録している以上はこれは絶対安全であるというふう
に言っているわけでございますけれども、しかし
なお、御指摘のようなことも含めまして、生物濃
縮性その他諸先生から御指摘いただいているよう
なことにについても調べてみようというところで現在
検討を進めているわけでございます。その点御理
解いただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 登録されている以上安全だと。こ
れは答弁になりますか。おたくはちゃんと土壤農
薬課というのを持っているんです。それから非常
に整備された研究機関も持っています。年間五十
億近い運営費を使っているんです。その中でこ
うした問題を局長さんが、登録されているから大
丈夫だと。環境庁がそういう姿勢でいいと思ひま
すか。大臣どうです、今お聞きしておつて。環境
庁としての独自性は全くないんですやね。

○國務大臣(上田稔君) 丸谷先生のお話のと
おり、CNPにつきましては私どもはある程度疑問
は持つて、今調査を進めさせていたところ、こ
ういふふうに考えておるのでございます。しかし、
CNPはまた一面効果もこれは確かにあるもので
ございまして、そういう点を考慮して、今毒性
が非常に少ないから使用をさせていただいてもい
いというところになっておるのでございます。なか
か人知というのに進みませんので、いろいろの面
でそういう点が起つてくると思ひるのでございま
す。

かつて、DDTが終戦後これは無害である、使
用してよろしいということになっておりまして、
私なんか背中にいっぱい入れられたのでございま
すけれども、あれは発疹チフスに対してどうして
もやっぱやらずにいけない、こういうこと
でやられたのだと思ひるのでございますが、これが
今では毒性があるということになっておるのでご
ざいますので、これは非常に進歩してよかつた
いうことでございまして、環境庁もそういう意味
におきまして、CNPにつきましても研究費をつ
けて今年度、今やつておるところでございま

で、もう少しお待ちをいただきたいと思ひので
ございます。

その間被害が起らないかということについて
は、これは毒性が非常に弱いということござい
ますので、そういう点をひとつお考えをいただ
きたいと思ひ次第でございます。

○丸谷金保君 長官、ちょっとそれはいただ
けないんです。DDTを戦後の混乱のときにまい
た、我々もかけられました。このときはもつと大変な
発疹チフスの予防というふうな問題もあつたん
です。人体にもつとより大きな害を及ぼす、生命に
危険を及ぼすような問題があつたときの措置。安
全だと言われましてけれども、それにしても、そ
ういふものがそういう形の中で半ば強制的に使
せられた、そうですね。好んでかつたんでない
んです。

ところが今の農薬の問題は、その農薬を使わ
なかつたら人間が発疹チフスにかかるというよ
うな、そういう公益とは全然違う次元の問題なん
です。これはそういうことを同じ次元でとらえて
大臣が御答弁なさつては私はとても受け取れま
せん。それは違ふんです、問題が、DDTと発疹チ
フスの関係と、今の農薬と。農薬の問題というの
は経済性の問題だけなんです、それでしよう。
片一方はもつと大変な病気になるかならないか
という問題なんです。これは大臣もう一度そのと
ころは御訂正いただきたいと思ひます。

○國務大臣(上田稔君) 先生のお言葉を返すよ
うで大変申しわけございませんが、私もDDTにつ
きましては、今お話しのとおり、発疹チフスが原
因でたしか使用されたと思ひるのでございま
す。しかし、その後も、実は発疹チフスが鎮静化した後
におきまして、私も登壇の下にあれをまきま
して、そしてノミが発生するということな、ある
いは南京虫、そういうふうなものを退治するた
めに、これはふんだんに使わせていただいたので
ございまして、そのときには、害があるというよう
なことは、毒性があるというふうなことは全然私
どもは考えなかつたのでございまして、そのとき

にはわかつていなかったんじゃないか、あるいは
わかつていたのかも知れませんが、毒性が弱い
いうことで使われたのではないかと思ひます。
それはノミに効く毒があるわけですから人体に
ないとはそれは言えなかつたかも知れませんが
ども。

そういうふうなことで、CNPにつきま
して、今のところは農産物に対していろいろ害を及
ぼす害虫に対して効果があるということござい
ますので、これが人体に影響あるということな
るのではないかと心配をもちつて調査をさせて
いただいておりますので、環境庁としては懸命に
早くこの結果を得たいというふうにお考えおと
ころでございまして。

○丸谷金保君 登壇の下に敷いた話であれば私も
解するんです。発疹チフスとの関連の話で御答
弁なさつたので、その次元でとらえられたら大
変だということなんです。

それから、今局長さんが、二・四・五T等の
イオキシ剤についての過去のいろいろな問題につ
いて定かでない、定かでないというのは、そう
いふこととはいろいろあつたろうけれども、安全
だと言つたのはどこでどういふふうに言つた
こととまでは今覚えていない、こういう御答
弁だつたと思ひます。

それで、この問題は農薬の全体に対して大変重
要な分かれ目だと思ひますので、その定かでない
点について私は少し定かに御質問申し上げま
す。状況をとりえて、具体的な問題ですから地域が非
常に限られますが、私が北海道の十勝で池田の町
長をしておつた時分に、昭和三十八年から四十
三年に二・四・五Tが本別、足寄、陸別、上士幌、
広尾、帯広、標茶、釧路、この管内管内で使用
されております。そしてこれは四十三年に中止
しました。全国的な問題になつて中止したのは四十
六年なんです。なぜこういうことになつたか。労
働組合を中心にして、この種除草剤は人体に危険
性があるということで、地域ぐるみの反対運動を
やつたんです。私たちも、上流でまかれると水道

の水質に關係がするということで、行政の長とし
ても反対運動の先頭に立ちました。その結果、北
海道管轄局ではこれらの管轄局に対していち早く
見合わせる措置をとつたんです。いつでもこう
いうように、今のCNPの問題も含めてこうした
除草剤や農薬の問題というのは、初めに住民運動
あるいは労働組合の運動ありきです。で、当局
はそのときには必ず、先ほど局長が答弁したよ
うに、レッテルに合格の記号があるから安全だとい
う言い方をしてまいりました。

そして、このことは、札幌に参りますと、これ
は有名な当時事件ですが、札幌の藻岩山に札幌管
轄局がやはり二・四・五Tを散布したんです。こ
れは三十八年から四十年、この間ですね。これは
NHKや道新もそのときの住民の反対運動を取り
上げましたし、全林野の北海道の道評は住民の意
識調査もいたしました。それから大変危険だとい
うことをPRしたんです。そうしましたらそのと
き当局側は、今おたくが言つたのをもう少し詳し
く述べるようなビラをまいてるんです。そのビ
ラはあります、今私のところに。これは昭和四十
六年の一月です。そして四月からは全国的に中止
いたしましたわね。後段で局長が答弁したように
安全でないと言ひました。

このときの、「豊かな緑の山を育てるために
藻岩山麓の皆様へ」、札幌管轄局と札幌管轄局の
名前を出しているんです。「使用基準どおりの散布
を実施すれば、安全性は十分確保されるとされて
います。」「二・四・五Tが林地に散布されたあ
とのことにつきましては、土壌中の微生物の働き
により、二ヶ月で分解して炭酸ガスや水とな
り、天然に還元するものであります。」「六月中旬
から七月下旬でしたので、高温多湿で微生物分解
の盛んな時期であつたことから、当時井戸水に影
響があつたとは考えられませんが、ましてやその
後何年間も薬剤成分が残つていようなことは考
えられませんか。」「何で今騒ぎをして埋めた
ところを探さなきゃならぬかと思ひようなことな
んですよ、これからいくと。

「二・四・五」の散布後に、そこから外に流れ出る水の水質検査を本州でおこなった例によりますと、昭和四十五年度に空中散布を実施したヶ所にある沢の水の採水分析結果は、散布直後から四十八時間後、最大二十日後までの分析結果では、いずれも検出されませんでした。」「なお、昭和四十四年度に意識的に河川に流入する状態で散布した結果によると、流水中の濃度は、散布直後で、二・四・五・T・〇・〇二PPM程度の微量であることが確かめられています。また、外国の検査結果も発表されていますが、これらの結果からみて表流水において検出されないか、検出されたとしても微量であり、「これは微量であり」というところが微妙です。」「また、短時間で検出されなくなるので地下水に影響を及ぼすことはない」「種々の動物を使つての飼料実験によると、二・四・五・Tは主として尿によって急速に排出され、動物の組織内には蓄積されないの、水銀、カドミウム、砒素、鉛などと異なり体内に蓄積することは考えられません。」「どうして今僅奇性の問題がそれじゃ問題になるんですか、これだったら。」

もつとひどいのは、「山菜のような草類に散布すると、まもなく変化があらわれるので、薬剤のかかった山菜をとることはまずないでしょう。ねんのために散布直後は立ち入り制限処置を実施しています。」「しかし、立入制限処置をしたけれども、住民の調査をしたら、そこへ入ったという人が半数以上いるんですよ、調査の中で、その立入制限したというところに。」

私が今これをここでなぜ問題にするかというのと、このときの木村という営林局長さん、功成り名遂げて悠々自適だそうなんです。行政責任というものは全くこの種の関連の問題にはないんです。なぜか、結果が出るまでに時間かかるからなんです、そうですね。

林野庁にお伺いしますが、これをまいたことは認めますでしょうか。

〇説明員(小沢普照君) ただいま先生が御指摘さ

れましたビラといいますが、説明文を配布したことは事実と考えております。

〇丸谷金保君 このとき実はさらにこういう問題もあるんです。林野庁の職員で一之江さんという方が北辰病院に入院しました。これは刈り払い機、機械で草を刈り払いがあるんです。その先の方から二・四・五・Tがふうと噴き出せるような、除草剤が噴き出せるような新しい新しい機械を林野庁で開発して、これを試験に使った、そういうことございますね、林野庁。

〇説明員(小沢普照君) 先生御指摘のとおりでございます。

〇丸谷金保君 この人は明らかに、このとき非常にたくさんかかりますから、それが原因で入院したと思われたんですが、職業病の認定も受けないんです、本人自体が。そして、どうしてそういうことになったかということになると、その職場の人たちがそっくり全林野の労働組合をやめて、そのかわり後で、これは私は実態を調べたんじゃない、聞いたことですが、特別な林野庁から払い下げを受ける権利をもらって、組合の方をやめてよかったと、こういうことになって、職業病としての認定も何も受けないでそのままになった、こういうふう聞いています。これらについて林野庁どうですか。何を払い下げるそのとき約束したと思います。

〇説明員(小沢普照君) ただいま先生御指摘の職業病の認定問題等につきましては、ちょっと私所の所管ではございませんのでつまびらかではございませんので、また後日でも内容につきまして御報告したいと思います。

〇丸谷金保君 このときは、伝わるるところによると、何かあつちの方に竹があるんだそうですね。これは藻岩山じゃないですよ、定山溪の方です。ネマガリダケというんですか、何かそういう竹の払い下げというふうなこと、これはひとつ調査してください、事実かどうかということですね、農林省もきよう来ていると思うんですが、農

業、特に塩素化合物を中心にした農薬ですね、これらについてはおたくの所管ですが、保管、廃棄その他については基準はどうなっておりますか。

〇説明員(岩本君) 御説明申し上げます。先生御質問の塩素酸塩の除草剤の保管、それからその他の取り扱いのことでございますけれども、一般的には毒劇物の法律の指定によりまして適切な扱いをするということになっております。なお、塩素酸塩の除草剤につきましては、非常に散布された後分解が進みやすいということで作物、環境等に与える影響は非常に少ないというふうに考えております。

〇丸谷金保君 きよう農水省の方は、衆議院で農林水産委員会が行われているということで室長で了解したんですが、きよう実際に行われているんですか。

それじゃ、余り範囲を広げて質問してもちょっと、ごく専門的なことではないかと思つたので、質問をちょっと変えますが、大体今の農薬ですね、こういう結果が出てきているんです。ササを例えれば枯らす農薬、こういうものを散布しますと三年くらいで効かなくなってくる。次から次へとだから耐性が植物にもできるの、変えていかなければならぬと、こういうことを現地から話を聞いたんですが、農林省の方としてはそういう点についてどう判断をしておりますか。どういうデータございますか。

〇説明員(小沢普照君) 私の方も、先生からそのようなお話をお聞きしまして、実は非常に急ぎまして専門家の意見も聞いてみたわけでございまして、けれども、その意見を聞いたところでは、塩素酸塩系の除草剤によりササに耐性が生ずるといううなことは考えられないのではないかと、いううなことを申し上げるわけでございまして、私もこの塩素酸塩系の除草剤をササに散布しておりますけれども、大体一回散布いたしますと四、五年ぐらゐは効果があるというように言われておりまして、一般的な状況でお話をいたしますと、したがいましてある程度効果が持続するものですか

ら、一カ所に連続して散布するというようなことは一般的には行われていないんじゃないか。まあ連続というものの範囲の問題はございましてけれども、そんなことで、現在のところでは連続使用といううなことからササに耐性が生じてきているということは考えにくいのではないかと、かように考えているところでございます。

〇丸谷金保君 それで、例えば林野庁ではそういう点でこの薬が効くか効かないかといううなことの適用試験をやっていますね、これをまいて効くかどうかという試験は、大量に使用する前に必ずやっておくと思うんです。そういう点でいって、農薬を使つていく。そういう、何とか耐性が生ずるといふうなことでなくて、使っているのかと思つたんですが、一体どれくらいの農薬を使っているか、リストをお願いしておいたんですが、提出していただけますか。

〇説明員(小沢普照君) 私ども、先生の御指摘のように、除草のためでございますとか、その他事業を実行いたしますために薬剤を使用している実態がございまして、種類等も種々ございまして、これにつきまして資料を先生のところに御説明したいと用意してございます。

〇丸谷金保君 ちょっと下さい。

〇委員長(鶴山篤君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

〇委員長(鶴山篤君) 速記を起して。

〇丸谷金保君 それで、実はここで一つ大きな問題があるんですが、今これ資料というけれども、細かく出てきていないんです。実は当時二・四・五・Tについての廃棄はこういうふうにしたというあれが出ています。ところが、このときの林野庁長官からの各営林局長に対する通達、四十六年十一月五日付の通達を見ますと、二・四・五・Tのはかに有機塩素系殺虫剤等の廃棄処分について通達が出ています。この方はどうなっているんですか、全然問題になってきていないんですか。これの処分はどういうふうになつて

いますか。二・四・五・Tの方だけは問題になつて

いますけれども、もう一つの方については今のところ全然問題になっていないようですけれども、どうなんでしょうか。

○説明員(小沢普照君) 二・四・五丁系以外の薬剤、先生ただいま御指摘の殺虫剤等についても使用はしておたわけでございますけれども、この二・四・五丁系除草剤というのはもともとほとんどが林業用に使用されておたという実態がございます。

それから、なおまた、その中でも国有林の事業の実行のために使用していた比重が非常に高いというところでございますが、他の薬剤につきましても、私も確かに使用はしておりますけれども、これは私も使用者の立場といたしますと、全体的量の中でも比重も小さいかと思っておりますが、いずれにいたしましても、当時、今先生御指摘の薬剤につきましても処置について行政的な指導もなされまして、私も使用者としてそれに従っておりまして、適正に処置をしたというように考えてございます。

○丸谷金保君 これは二・四・五丁についても適正に処置したと考えているやうが、いろいろそうでないのが出てきていますでしよう。これらは大丈夫なんですか。これらについても至急にその処置の方向を調査していただきたい。片方の方だけが今大きく問題になっていきますからあれですが。

○説明員(小沢普照君) 適切に処置いたしてございます。

○丸谷金保君 適切に処置されているということを確認してください。二・四・五丁だって適切に処置しているということだったんでしよう。再点検を要求するんです。私の言うのは、再点検を。

○説明員(小沢普照君) 適切に処置しているかどうかにつきましては全国の営林局に対して既に指示もいたしておりますけれども、また再度指示をいたしておきたいと思っております。

○丸谷金保君 環境庁、今ずっと一連の話をお聞きになっておられるんですが、林野庁が、先ほど申し上げたように、あれだけのビラを配ってま

いたことも確認しているんです。おたくが今答弁したのと似たようなことを言っていますでしよう。だから私は今のような姿勢じゃ困る、こう言っているんです。そのような答弁をやっているんですよ、過去に、こういうふう書いてあるように。それが結局安全でないと言わなきゃならぬ。そうすれば、今安全だと言っていたって、これはまた同じことを繰り返さないとも限らないでしよう。いつもこういうときには民間側の突き上げなんです。大体問題が、この問題だってそうなんです。地域の住民の方からわんわん言っていて、皮膚がちょっと赤くぶつぶつができたとかいろいろなこと騒ぎ出して、そういうことから起こってきているんです。

ですから、どうも環境庁としてのこういう問題に対する対応が何かこう及腰というのか、切り込んでいかない、そういう気がするんですが、実際にはやはり環境庁としてはそういう問題に切り込んでいく権限がなくてできない、こうおっしゃるのか、そういう安全性の調査等は、こういう立派な国立公害研究所というところがあるんだから、こういうところとどこに進めて早く出せるような体制に持っていくのか、こころをひきつめてう少しはつきりしてくださいよ。それでなきや国民はダイオキシンの問題では、あれを中心にして最近では水道の水も飲めないという話になってきているんです。テレビ等を見てもわかるように、デパートの水が飛ぶように売れるようになった。これだけ非常に不安が広がっているんです。どんなに水道局の方で心配ない心配ないと言っても、もう信用しなくなってきたらどうです。当局が言う安全だというやつは十年もたつと変わってしまう。現に変わっているんですから、こういうふうについて、もう少し積極的な姿勢で取り組めないものかどうか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(佐竹五十六君) 過去の農業の安全性についてのいろいろな問題について、御指摘いただきましたような点があつたことは、これはもう率

直に私もとして反省しなきゃならない点だと思えます。したがって、今後農業、特に有機塩素系の農薬等の登録保留基準の運用等に当たりましては慎重の上にも慎重に私もやってまいりたい、かように考えておるわけでございまして、その過程におきまして国公研等の協力も得ていきたい、かように考えているわけでございます。

○国務大臣(上田稔君) 先生の御指摘のとおり、いろいろわからない点が非常にあるのでございまして。したがって、こういう人体にやはり危険を与えるのではなからうかというものにつきましても、環境庁といたしまして早速害があるかどうかにつきましても化学的にこれを立証して、早く結論を出さなくちゃいけない、こういうことで今後進めさせていただきたいと思っております。

今先生の御指摘の点につきましては、ダイオキシンにつきましてもと予算をとりまして調査をさせていただきます。CNPにつきましても予算をとりましてやりますので、結論を早く出したいと考えております。

○丸谷金保君 厚生省も来ておると思うんですが、これは厚生省が農林省か。

実は今米の問題で大変問題が出ております。このことについて、一昨日総理は答弁の中で、米の残留農薬の問題については私も大変心配しているという答弁をされているんです。今のお米の臭素というものは残留農薬と言えらるんですか、どうでしょう。専門的にひとつ、厚生省でも農林省でもいいですが、お答え願いたいと思っております。

○説明員(岩本毅君) 残留基準の問題につきましては厚生省も大変深いかわりを持っておりまして、そのうちの方からお答えいただいた方があるいはより適切かと思っておりますけれども、私どもの立場から申し上げますと、少なくとも現在米の生産に使われております農薬につきましても、問題となるような残留を生じさせないような使い方は、あるいは基準の決め方をいたしておりますので、その範囲内で使っておれば特段の問題はないというふうに考えております。

○丸谷金保君 ただ、総理が残留農薬と言っているんです。これ間違いない私だけじゃなく皆さん聞いているんですよ、この間の答弁で。あなたは農薬の残留があるはずがないとおっしゃるんですか。総理が言っているんです。

○説明員(岩本毅君) 説明が不十分だったと思えますけれども、少なくとも農薬が使われることによりまして米の中にごくわずかでも農薬が残留するという場合もあるかも知れませんが、農薬は化学物質でございまして、それぞれいろいろな特性を持っております。それで、一定量の残留値が認められる場合にも、安全性が確認されておればその範囲内で許容されるということでございまして、先般来問題になっております米の中の臭素の問題につきましては、厚生省の方が暫定基準値として五〇ppmを決めておるというのを聞いております。少なくともその範囲内であるならば残留があつても問題がないというふうに承知しております。

○丸谷金保君 農薬というのは、後で保存するために蒸餾するもので農薬と言ふんですか、どうなんですか。

○説明員(岩本毅君) 私どもは、農産物の病害虫を防除するという観点から使われます薬剤につきましては農薬というふうに考えております。当然米を保存しておる間にいろいろな害虫が発生してまいるわけでございまして、そういったものを駆除するというために使われておりますので農薬であるというふうに考えております。

○丸谷金保君 そうしますと、保存のために使用する薬剤についても農薬ということで、農薬の毎年出すリストがありますね、農薬の許可をした、今三百幾つですか、毎年出しますね、あの中に入っているんですか。

○説明員(岩本毅君) 臭素で問題となりました臭化メチル剤につきましても、農薬登録の適用を受けております。

○丸谷金保君 すると、適用を受けておりますと使用基準というものが決まっているんでしよう、

当然。どうなんでしょうか、決まっていらないんですか。

○説明員(岩本義君) 通常、農業の場合ですと、一つの作物の作期、あるいは一年間というふうな考えでいいと思いますけれども、その作物の生育期間中、あるいは一年間にどのくらい使うかというふうな形で基準を定めておられます。

○丸谷金保君 基準を定めておいて基準どおり使っておれば今回のような問題は起きないはずじゃないんですか。どうもそこがよくわからないうんです。

○説明員(岩本義君) 私ども基準を考えますときには、先ほど申しましたように、少なくとも特定の作物の生育期間中に何回か使う、あるいは一年間に何回使うというふうな考え方に基きまして使用回数といったようなものを定めておるわけでございます。

○丸谷金保君 じゃお米の保存の場合には何回使うことになるんですか。どれくらいの量を使うことになるっているんですか。

○説明員(岩本義君) 臭化メチルの穀物蒸殺の場合には、これは一つのサイクル、まあ一年と考えていただいていると思いますけれども、二回というふうな決めであります。

○丸谷金保君 それでどうして使用不能になるような状態になるんですか。

○説明員(岩本義君) 説明が行き届きませんで大変申しわけありませんけれども、私どもは少なくとも一年間というものを一つのサイクルにして考えておまして、その期間中には二回の使用でも問題のない残留値におさまるということで回数を決めておるわけでございます。

○丸谷金保君 今農業で、ササの問題のときには、一回やれば一定限度効果があるから後はやらないんだといった話がありましたね。お米の場合にはどうなんでしょうか。

○説明員(岩本義君) 少なくとも、貯蔵中の米の蒸殺の場合でございますけれども、年一回適正な使用方法によって消毒をすれば効果は十分あると

いうふうに考えております。

○丸谷金保君 年一回はわかるんですが、年二回もわかるんですが、五十三年度米なんです。今のおたくの話を聞いていると、食用に供せなくなつて、これだけ大きな政治問題になるようなことになるのがどうしても腑に落ちないんです。そんなことになるはずないでしょう、あなたの話だと。厚生省のほうなんです、何でだめなんですか。

大臣、これは厚生省の担当が水道しか来ていないんであれなんです、今お聞きになっていて国務大臣としてひとつ伺いたします。

今こういうことなんです。総理は本会議場で、残留農薬の問題については十分これから気をつける、自分も心配している、こういう御答弁を一日前なさっているんですよ、大臣も出ておいでになったんで御存じだと思ふんですが、それで農水省の方では、残留農薬の問題については十分基準を設けて、蒸殺等については年に一回やればいいというところで取り扱ひの場合の規制はしている、こう言ふんですよ。しかし、厚生省の方はこれを使つたんだめだという基準をつくつて使われないことになりましたね。で、今政治的な大きな問題になっているんです。これどうなんでしょうね。

基準どおりやっていけば何もないうつて片方で言っているんですよ。これ国務大臣として、私と話を聞いてどう思いますか。何でもないはずないんだよね。基準はちゃんとつくっているというんです。どこが間違つてああいうことになったかと思ひますか。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げますが、今のなかなか内容が複雑なようでございますので、農水省の方では規定どおり使っているから残留農薬はないはずだと、こういうお話をされる、厚生省の方では現実には食用に適しないからだめだということであると、こういうことのごようでございますが、これは私も直接にタッチしておるわけではございませんでわかりませんが、両方の大臣の方によくお話を申し上げまして、原因が一体どこにあるのか、そういったことにつ

いてお調べをいただきたいと思うのでございませう。

なかなか食糧の貯蔵ということについては、特にお米でございませうけれども、米の貯蔵ということに対しては最近非常に進歩してきておると私は考えておるのでございまして、炭酸ガスにつけて貯蔵をさせていただくと三年、四年ぐらひは味も変わらないような状態に、これはまあ私専門ではございませうが、保てるような方法も今考えられておりますので、そういったような面にどんどん進んでいただくようにしていただければいいのではなからうか、こういうふうな考えておるのでございませうが、両省の方によくお話をいたしたいと考えております。

○丸谷金保君 これは私が前に本会議でも取り上げたアメリカからの輸入穀物の問題も同種の問題があるんです。そうして、アメリカでは全面禁止しているということを日本ではまだやっていただけています。

それで、先ほどの局長さんのお話でもそうなんです、現況で安全だと、CNPの問題についてですね。それから今の保存上の蒸殺の問題にしてもきちんとやっていると。にもかかわらずいろいろな問題が出てくるんです。ということは、せめていけば、僕は、農業あるいはそういう一連の食物に添加する薬品、これらは根本的なところで見直さなければならぬんじゃないか、基本的なところで。出発点で間違っているんじゃないかという気がするんです。こういう点についても、環境庁というのには、農業の問題それからいろいろな問題について大きなあれを持っているんですから、今ここでこの問題をこれ以上詰めても、どうも両大臣いなければ責任の所在が明らかになりませんのでやめざるを得ませんが、ただ極めて、これはどこかに何か間違いがなければこういうばかことが起こり得るはずがないんで、このことについては両大臣に、当委員会においても問題があったということについて、今の質疑を踏まえて御報告をしておいていただきたいと思います。

ダイオキシン、結局は塩素化合物の問題ですが、それからもう一つ、実は二・四・五Tはいろいろな問題がだんだん出てきて、安全だ安全だと言いつつ安全でないということに変わつてきました。しかし、今また塩素酸ナトリウムという除草剤、これは林野庁全般的に使つていますね。

○説明員(小沢普照君) 塩素酸塩系の除草剤、薬剤につきましては、ササ類の枯殺ということで使用してございます。

○丸谷金保君 これも五十五、五十六年は実験だということだったんですが、五十八年から使い出して、五十九年、これは帯広管林署の中で約二百ヘクタール使用するような状況になってきました。これはどうなんでしょうか。これは大丈夫なんですか、今度は。

○説明員(小沢普照君) 現在、ただいま先生御指摘されました帯広管林支局管内ということにつきまして、私今資料を持っておりませんけれども、大丈夫かどうかという御質問につきましては、私どもは大丈夫であると考えております。

○丸谷金保君 それで林野庁、こういう場合に効果があるかないかの適用試験はやってますね。人体その他に安全であるかという安全試験をやっているというふうな聞いていないんですが、どうなんですか、大丈夫だというのは。

○説明員(小沢普照君) 効果があるかどうかという問題につきましては、実際には森林の状況というのが、いろいろな場所によつても状況も異なるのか、それから例えばササにいたしまして、その生え方、密度というふうなものも異なるというところで、私どもはその使用に際しまして効果試験等を行つてから使用するというところでやっておりますけれども、人体に対する安全という問題になりますと、これはその薬剤として登録される、あるいは認可されるというときに、そこは既に行政上安全かどうかということを確認していただいているということから、私どもとしては行つております。

○丸谷金保君 使用する方法としては安全試験はや

らない。これはもう専ら安全だとレッテルに書いてあるから安全だと。じゃこれは農水省の方では安全試験をやっているんですか。

○説明員(岩本毅君) 先ほど御説明いたしましたけれども、塩素酸塩除草剤につきましては、散布された後大変速やかに分解されていくという点で、環境に与える影響は非常に少ない農薬であるというふうに理解しております。

それから人体に対する影響の問題でございますけれども、塩素酸塩除草剤の登録に当たりましては、急性毒性その他毒性試験データに基づきまして、安全性を確認した上で登録をしておりますという状況でございます。

○丸谷金保君 私のお聞きしておるのは、農水省は安全試験をやっていますかということなんです。

○説明員(岩本毅君) 私どもは、基本的には、農薬の登録申請者から出されてまいりますいろいろな試験データを農薬検査所におきまして厳重な検査を行った上で、さらに毒性学の専門家の評価をお願いするというような手順を踏んだ上で安全性を確認し、登録を認めておる状況でございます。

○丸谷金保君 私が聞いているのは、農水省が自分で安全試験をやっていますかと聞いているんです。

○説明員(岩本毅君) いろいろな場合が考えられますけれども、基本的には、申請者が、中立的な毒性試験のデータの場合には中立的な毒性試験を実施する機関で作成されたデータを登録申請の際に提出してまいりますので、そういった中立的機関でつくられた毒性試験データに基づいて安全性を確認しておるということでございます。

○丸谷金保君 もう一回お伺いします。農水省が独自に安全性の試験をやっているんですかと聞いているんです。

○説明員(岩本毅君) みずから私どもの機関が、例えば長期の毒性試験を実施するというようなことはございません。

○丸谷金保君 結局、メーカーが出してくるペー

パーに基づいて安全性を確認しているということですね、簡単に言えば。

○説明員(岩本毅君) お答えいたします。メーカーがもちろん申請者になるわけでございますけれども、申請者が提出してくるデータも、その企業内でつくられたデータではなくて、企業が中立的な毒性試験機関に委託してつくったデータ、それが提出されてくるというふうに御理解いただきたいと思います。

○丸谷金保君 その中立的な機関というのは国の機関ですか。

○説明員(岩本毅君) 中には大学、それから公益法人の、例えば財団法人何々毒性研究所といったようなところで作成されておるわけでございます。

○丸谷金保君 大腸薬品に、これは薬品ですけれども、そういう問題が三年ほど前にあったんです。出てきたデータでは安全なんだけれども、データをつくる段階で、出るまでの間に申請者の方で大学その他に出したデータの中から改ざんして出してきたという例があったんです。それは直ちに取り消しました。中央薬事審議会が、一遍決定した薬品を私がそれを社労の委員会で質問して直ちに取り消すということになったんです、そういう事実がわかったから。しかしそういう事実がわからないうと、国の機関が独自に安全性をやらないうと、みんな申請者を信用してやっていると、今のところ、それじゃ大臣私いかぬと思うんです。出てきたデータが安全だから安全だ。まさに先ほど局長さんの言われたことと同じなんです。みんなそうなんです。今のところ、だから私は出発点で違ふのじゃないかと。都合のいいデータだけ出してきただけでわからないんです。そういうことが現実にあったんですから、私が取り扱った中にもあるんです。

大臣、こんなことでいいでしょうか。これだけいろんな問題、だから国民が心配になってきているんです、わかればわかるほどやぶの中というところで、しつこく私もこれを取り上げざるを得ない

んです。いかがでしょうか。

○國務大臣(上田稔君) 農水省の方におきましていろいろなそういう毒性の試験をおやりになるところはあるのでございましょうが、非常に危険性のあるものについてはおやりをいただいているんだらうと思うのですが、全部ができておられない。また、お使いになって安全だと言っておられるものに対して、私も環境庁の方は、心配なもの。例えば先ほど先生のお話のCNPの問題なんかにつきましては、環境庁の方で補足的に試験をやらしていただけてさらに確かめる、こういう方法をとらせていただいておりますのが今の現状でございます。これをさらにどういうふうにするかというようになことにございまして、また農水の方とよくお話をさせていただきたいと考えております。

○丸谷金保君 たくさんまだ残っておりますけれども、この問題はやはり非常に複雑に絡み合っている問題なので、しつこく取り上げざるを得ないんですけれども、どうも納得しないままに時間も迫っていますので、一応ダイオキシンの問題はきょうはこまめにしておきます。

それから、アセスの法案の問題なんです、大臣これどうなるんですか。

○國務大臣(上田稔君) 環境アセスメントの法案でございますが、環境庁といたしましてはぜひともこの法案を成立させていただきたい、国会に提出をさせていただいて成立をさせていただきたいと念願をいたしております、いろいろな各関係の方に御連絡を申し上げまして、そうして調整をしていただいておりますのでございまして、ただいま与党の方におきまして調整をさせていただいております。特に、いろいろお困りになっておられます地方庁の方の関係をきょうもおやりをいただいておりますというふうにお聞きをいたしております。

○丸谷金保君 実は、この問題を少し突っ込んでやりたかったんですが、私は、第五次案と言われているアセスの法案を必ずしもこれがいいとは思わないです。環境庁長官が出すべき指針がいつの間にか基本的な問題だけになって、具体的な問題

は主務大臣というふうなことに変わってきて、大変弱くなってしまっております。しかし、そうはいってもやっぱりないよりはましなんです、一部には、これをやると、今地方自治体がもう少し厳しい規制をしている、これが逆に後退して、国のアセス法案に右へ倣えするということになるので、ない方がいいんだと、むしろ出ない方がいいんだという意見も一方にはあるんです。しかし、この点については、法律規定の中で、国を上回る基準を決めた各自自治体の条例というのは有効だというふうなことだけは外さないでほしい。大部分がたがたと外れてしまったけれども、どうなんですか。

○政府委員(正田泰央君) 過去に、今先生御指摘のような部分につきまして、法案それから条例、要綱といった幾つかの見解が世の中にあるわけでございますが、また理論的な学説などあるわけでございますが、現に私も考えておりますところの、お願いしたいと思っております法案の考え方からいいますと、現在の我が国の行政法の通説に従いまして、法案と条例との関係については、法律ができませんれば先占いたしまして、当該部分については条例をさらに上乗せするという点については、法律の条文からはなるべく整合性を保つようというふうな考え方であらうと考えているわけでございます。

○丸谷金保君 そうすると、この法案が通れば、全部今の全国の条例というのは右へ倣えというふうな絶対的にすべきものだというふうな環境庁としては考えているんですか。

○政府委員(正田泰央君) 現在条例と申しますのは全国で四つほどございます。その他は要綱という行政指導でございますが、四つについての御指摘だろーと思っておりますが、理論的な面はただいま申し上げたとおりでございます。ただ、法律を施行したまでの期間及び施行後、そういったものについていろいろ運用面につきまして、先生が御指摘になりましたようないろいろな現地に於ける問題などもございましょう。それは法律のできた晩においていろいろな調整を行うということを私

ども日程としては考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 例えは東京都の条例の場合を考えても、今のアセスの法案から見ても進んでいきます、いろんな点で。それでまたそれなりにその条例で都民が協力して、そういう点で従ってあります。ただ、これなんかも聞く、ところによると、都知事はアセスの法案ができればそれにすり寄せるというふうなことも言っておるんです。そういう話も聞こえてくるものですから、絶対的なことになると運用の面で何とか考えていただけたらいいことではないと、また北海道なんかでもそうなんです、むしろ環境保全が後退するようなことになりかねない。しかし、全国的に考えればなおかつあった方がいい。こういう矛盾を抱えながらも、私たちは、やはりそうは言っても全国的な大勢の中では早く出して、むしろそういう不備な点は当委員会において論議を尽くしながら修正してもらいなり何なりという方向に行かなきゃならぬ、こう考えておるんです。

それで、どうしてもわからないのは、この経緯を見ますと、十五年の三月四日に内閣審議室が取りまとめた環境、通産、運輸、建設、自治の関係局長会議で政府案ができています。それから後どこでこれ文句が出たんですか。みんな相談して決めたから、そしてそれから審議が始まって。

○政府委員(正田泰史君) 今の先生の御趣旨を必ずしも私正確に把握できなかったら申しわけないと思いますが、今お話にございました、関係省庁の局長会議で政府における原案と申しますものができまして、その後ある期間を経まして政府の閣議決定を経て国会へ提出したというふうな事情でございますが、お答えになりますかどうかちょっとわかりませんが、そういう経過でございます。

○丸谷金保君 その政府原案は、今度閣議で決定して、党でも当時の長官と政調会長、それから環境部会長や商工部会長が集まって相談しています。しかも最後には、政府の事業対象十三から発

電所の建設を除外して国会へ提出する方針で自由民主党の三役会でも決定した、そして五十六年四月二十六日にはさらに閣議決定をして国会に提出する方針を決定した、こうなっているんです。ね。こういう順序をずっと行って、一遍これだけの手続を経て提出されたものが、その後、九十五臨時国会を初め、衆議院ではある程度議論が進んでおいて、今度は出てこない。一体どこでそんなことになるのかという、ちょっとわからないんです。どうしてなんですか。

○政府委員(正田泰史君) 大筋の流れといたしましては先生のお話のとおりでございますが、若干筋道で申し上げますと、政府原案が決定されました、その後党の方の手続を経て閣議決定をしましたが、それから国会に提出したという段取りでございますが、その後閣議決定をして国会に提出されました、一年半の与野党の審議をお願いいたしました御審議をいただいたわけでございますが、その過程において、やや、何と申しますかアセスをめぐる現実の諸制度、先ほど先生御指摘ございました中央省庁及び地方の制度における全体の制度の動き、及びアセスメント法についてのかつての与野党及び閣議決定の手続につきまして、もう一度論議の深め方と申しますか、そういったものについて、三御懸念が出た面もございます。

そういうようなことを経過いたしましたして、前回の解散というところで廃案になったわけでございまして、流れといたしましては本筋は変わっておりません。

○丸谷金保君 流れとして変わっていないければ、大臣、いつごろ出てくるんですか。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。法案の内容そのものは今度前回と同じものを提出をさせていただいたのでございますが、あれがとにかく廃案になってしまったものでございまして、したがって、新しい法案と同じようにという考え方でいろいろ今討議をさせていただいておるのでございます。その討議の中で、それなら前と同じなのになぜ討議があるんだ

と、こういう御質問かと思うのでございますが、その内容につきましては、実は三年前のときとは今事情が大分変わってきているのではないかと御議論が大分出てきておるのでございます。と申しますのは、あの当時におきましてはまだ条例、要綱をお決めをいただいていたところは数が少なかつたのでございまして、今はだんだんふえてまいりました、二十五の地方団体におきましてはお決めをいただいているというふうなことがなってきたおいておるというふうなことがアセスをおやりをいただいている。これはいろいろ事情があつてお決めになられたのではなからうか。

だから、そういうようなことを考えると、統一的にするというのがどうなんだというふうなお考えも出てまいりまして、問題も余り起こってこない、今スムーズにいっているじゃないか、こういうお考えも出てきておまして、それに對しまして私どもは、それは手続についてはいろいろ変わつておりますので、府県がまたがたりあるいは町村や市、県、そういったようなところでつくっておられる内容が違ふものから、アセスをやる一つの事業に対して、あるいは計画に対して、アセスをやる上においてここはこういうやり方、ここはこういうやり方というふうなことで、非常に実際に当たっては困るのでやっぱ統一をしていくということがいいのではなからうか、こういう意見を出しておるのでございますが、そこあたりがいろいろ今討議をされておるところでございます。

○丸谷金保君 それで、私実はそういうふうに、例えば今度の大阪空港の問題なんかでも、運輸省が独自のアセスをやりましたね。各省庁がめいめい自分の都合のいいようなやり方で影響評価をやられたら、これは国民はたまつたものではないと思ふんです。みんなそれは自分たちがどうしてやりたいような格好でやるんですから。そのために環境庁があるんじゃないかと私は思ふんです。

第一、これはことし名古屋でもって環境調査が必要だということで、ごみ焼却場、これは条例がなくても必要だという判決が出ています。こういうふうになつてくると、今やこれは、当然そうした環境に対する影響評価というふうなことはいかなる事業でもみんなやらなきゃならないような状態になつてきているんです。そのときに、その基礎になる基本法がないでしよう、基準になるものが。これじゃ私、環境庁という役所は何だ、かなえの軽重を問われかねない時期にきていると思ふんですが、いかがですか、大臣。こんなことをして、みんなそれそればいいんだというふうなことになつてきたら、現在の行政改革で一番のやり玉にまた上がつてくるようになったら大変だと思ふんです。

○国務大臣(上田稔君) 先生御指摘のとおりのこととを私どもは主張をいたしております。そういう心配も持っております。したがって、今懸命にこの折衝をさせていただいておるところでございます。

○丸谷金保君 ひとつ環境庁存亡をかけて頑張っていたなければならぬし、出てきたもので我々として納得できないやつは、徹底的にまたよりいゝものにするために頑張らなければならぬと思つておるんです。

それから、実はきょう非常にショッキングなニュースを拝見したんですが、大気複合汚染の問題で、三重大学で、環境基準内でも光合成の二五%を阻んで稲や麦に深刻な影響が出る。これは早急に大気汚染の基準値その他について環境庁として対応してもらわなければならぬと思ふのですが、新聞を大臣も読まれたかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(加藤陸奥君) けさ方の新聞の件でございますので、今直ちにこうするというふうな段階でのお答えはちょっと差し控えていただきたいと思います。この記事の記載の内容につきましてもまだ詳細には検討が済んでおりませんが、これも、ここで言われておりますことは稲、麦に

影響という問題でございます。申し上げておることは人体影響等とまた違う問題提起であるという点は御理解いただきたいと存じます。しかしながら、いずれにいたしましても、大気汚染、特に複合の大気汚染という影響の問題はこれはなかなかむずかしい問題があると存じますが、実は環境庁でも、これは人体影響を頭に置いての勉強は既に、複合汚染状況のときにどうかということも国立公害研究所その他で研究は相当程度いたしておりますし、まあ完全に解明し終えているというわけではございませんけれども、その辺の検討もさらに加えまして今後の対応を考えていくべきことだと存じます。

今先生がおっしゃいましたように、環境基準の見直しという問題意識は、もちろん全くそういふことは無いというの言い過ぎかと思っておりますけれども、直ちにそういうところに結びついていくかどうかはさらに十分検討させていただきたいと存じます。

○国務大臣(上田稔君) ちよつと補足いたしますと、今御指摘の点につきましては、新聞で私も初めてこういうことを教えていただいたといえますが、知らしていただいたところでございますので、まだ十分に検討できておりませんが、私どもの方も三重大の方とよく連絡もとっておりまして、そして、私どもの方の公害研におきましては光合成の問題についても相当研究をいたしておりますので、そこをあわせましてひとつもう少し内容を見ていきたい、こういうふうに考えております。

○丸谷金保君 それじゃ時間が来ましたので、最後に、複合汚染の問題等についても私たちがかねがね心配して主張してきたところなんです。これは農業の問題も全部出発点は同じなんです。今官房長もおっしゃいましたけれども、今直ちにどうこうすることじゃないと言っていますけれども、もう少し慌ててくださいよ、こういう問題について、いろいろやってみた結果がやっぱりいけなかった。出たときにはもう遅いんです。だから、のんびりしないで、できれば第一段階として、次

の委員会までにこの問題についての中間的な報告でも環境庁として当委員会でもしていただきたいことを希望して私の質問を終わります。

○片山基市君 私は、琵琶湖の総合開発と環境保全について、前回に引き続き質問をしたいと思っております。

去る四月十三日の当委員会、琵琶湖の現状と問題点について端的に環境庁長官にたまたしたところ、率直な見解をいただきました。その一つは、琵琶湖の総合開発計画に対してはいささかも問題点を持っておられないと。まさに建設大臣に成りかわったように立派な御答弁でした。私は、そういう意味では環境庁長官としてよりも建設大臣が妥当じゃないかと、あきれるほど明快な答弁で感心したほどでした。二つ目には、琵琶湖周辺の人口増と生活排水が環境汚染や破壊の元凶であるかの答弁がありました。これもまた都市計画に言及した、新列島改造論が飛び出してきそうな、建設、国土庁の方々に頼もしい限りの見解を展開したように思います。答弁の中で若干の御訂正があったように思いますけれども、大臣の気持ちは、いわゆる市民の排水、これが汚染の元凶のようにお言葉が走ったのも本音が出たと思うんです。会議録に目を通していた方には、恐らく大臣のお気持ちにがにみ出ていると思ひ、私は非常に肌寒いのを感じました。

私は、近く関西新空港建設をめぐる法案審議に当たりまして、環境汚染と破壊をいかに防止するかについて、いわゆる瀬戸内法、瀬戸内海環境保全特別措置法ですが、全く無意味化しておることについて厳しく追及するつもりであります。肝心なため環境庁長官がこのような姿勢では、運輸大臣や金もうけの亡者どもと思ひのまゝになるであらうと思うとまたこれこそ恐ろしく思ひます。

さらに、この後本委員会において審議されるいわゆる湖沼法、湖沼水質保全特別措置法案にいたしましても、しよせん有効適切な措置など期待すべくもないことが容易にうかがえるように思つて

心配であります。

初めに、失礼であります。長官に対する苦言を呈しまして、これから琵琶湖の環境保全についての質問をするのでありますが、環境庁長官としての御立派な御答弁をこれから期待をしております。

まず冒頭に苦言を呈しました。

そこで、滋賀県が、御承知のように、県民に協力を求めましたいわゆる富栄養化防止条例や、現在滋賀県会で審議されているいわゆる風景条例——ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例も琵琶湖の保全を目的としております。これはどういふことを意味しているのかといえ、結果的に琵琶湖の環境破壊に対するびほう策だと思ひますが、大臣の琵琶湖に対する見解をもう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(上田稔君) 先生からなかなか手厳しいお言葉をちょうだいいたしましたのでございまして、私があのときに申し上げましたのは、琵琶湖の総合開発計画というのは三つの部分から大体なっております。一つは治水でございますが、一つは利水であり、もう一つは保全でございます。環境保全。この三つの柱から成っておりますのでございまして、その保全の中には、水質をもこれはもちろんよくしていかなくちゃいけない、保全していかなくちゃいけない、こういう内容がもちろん入れられておりまして、それに自然環境の保全ということも大きな柱になっております。

これは、琵琶湖は国定公園でございますが、その国定公園を保全していく、それに都市公園、こういうものを大いに活用していく、こういう考え方の計画から成っておりますのでございまして、そういう意味におきまして、水質を保全をしていただくということにおきまして、湖沼法とは非常に相入れられるものであるというように申し上げたのでございまして。

滋賀県の方にございまして風景条例というものを決めをいただく、これは非常に結構なことではなからうかと私は考えておるのでございまして。

風景条例、今御審議中でございますので、内容を定かには存しておりませんが、滋賀県がいにしえから保持しておられます風景、そういうものを保存していこう、例えば家並みなんかにつきましても、昔からの家並みというようなものを保持していこう、また神社仏閣、そういうものがございまして、そういうものにつきましても以前と同じように保持していこう、また森を大いにつくって、そして緑をふやしていましよう、涵養をしていまいましよう、こういうふうなお考えでおつくりをいただいておりますというふうにお聞きをいたしておりますので、非常に結構なことであると考へておるのでございまして。

○片山基市君 知事は文人であり、文化人らしいタイプであつて、お言葉は非常にユニークでありますから、多くの方から受けておるようですが、私たちが琵琶湖の水がよくなったと感じられませんが、利水、治水の問題については開発の問題で進んだとしても、環境保全は、水質汚濁の問題は解決をすることで悪くなつておる立場で、その改善を求めて長官に申し上げておるのです。金もうけをしようと思ふ人たちにあっては、堤防をつくつたりそれぞれの構造物をつくつたりすることとでさぞ楽しかろうけれども、いわゆる琵琶湖の水は一向によくなつておらない。これをよくしていくためにこれから最大限力を尽くさなきゃならぬと思つておるところです。

そこで、琵琶湖の環境保全について考えるとき、自然の破壊や開発による汚濁がなければ、この間大臣がおっしゃった、産業廃棄物、産業的な排水についてはコントロールができておるし、そういう水を使わないうような工場も琵琶湖ではつくつておる、残つておるのは県民がおるからそうなつておるんだ、いわゆる市民が水を使い過ぎる、大体なまぐらな言い方を言つと、もう少し節水して井戸水を使つたらこんなに琵琶湖の水は汚れないんじゃないかと言わんばかりのことなんです。が、一般廃棄物の処理がきちんとできたならば、

何がそれじゃ問題があるんだらうか、そう考えてみますと、やはり環境を変えていけるのは、開発が第一になっておいて、自然の自浄作用が失われておる。これから後お聞きしますなぎさの問題とか植栽の問題等について、それが自然が破壊されるということではないだらうかと思いますが、そのお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(上田稔君) 琵琶湖の水質の問題でございますが、工場が十分張りついてきておるのではないかと、その工場から相当汚染をしておるのではないかと、その御質問でございますが、先ほど先生が御指摘いただきましたように、滋賀県の知事さんは代々琵琶湖の水を守るということを第一にしておられまして、滋賀県に進出をされる工場につきましては悪水を出すような工場はなるべく来てもらわないようにということで選択をしておられるのでございます。したがって、中小企業の、水をそう使わない工場を滋賀県に進出してもらうようにしておられた結果が今の滋賀県の工場の姿であるとは私は考えておるものでございます。それではどうして琵琶湖の水が、知事さんも条例をつくって、そして浄化するべく入ってこないようにということで洗剤にまでいろいろ手を打っておられるのに、なぜ汚れてくるかということでございますが、なるほど知事さんが洗剤に対しての手を打たれた、そういうことによつて汚れの進捗度といえますか、それが程度鈍ってきておるといふこともこれは私は事実であると思うのでございます。しかしながら、汚染の一番の原因がやはりどうも生活雑排水にあるように私は思うのでございます。その生活雑排水の中にはふん尿の処理ということがやはり大きな問題であると思うのであります。下水の方の進捗がまだ進んでおりませんので、もろにそういうものが琵琶湖の中に影響してきておるといふことも大きな原因ではなからうかと思うのであります。では以前はどうだと言いますと、戦前は農地におきましてそういう処理をやっていたのでございまして、最近はそのうことは全部川の方に入ってきておる

して琵琶湖に入るといふようなことになってきておりますので、どうしても富栄養化、またCODが上がるというようなことで悪くなってくるということも起こるのでございまして、そういう点を早くやらなきゃいけない、こういうふうに考えておるものでございます。

○片山基市君 長官は、私が工場の排水が汚染源だと言っておると言いますが、議事録を見ても明らかになりますが、一言も言っておりません。勝手に妄想を抱いて、言わないうちからそういう気持ちで自分にあるものだから精いっぱい私に對する牽制をしておるようですが、私は、工場の排水は規制ができた、あと残っておるのは雑排水だけだ、こゝろおっしゃるんだが、それでよろしいか、そう言い切つてよろしいかと。

こういうことを言うのは、琵琶湖の総合開発によつて自然の浄化作用を行なうなぎさなどがどんどんなくなつていく、水がきれいになつていく状態の草地がなくなつていくようなことについて放置して、効率的なことから、土地をつくることとか、住宅をつくることについて一生懸命やっておるけれども、それでは琵琶湖がだめになるのではないかと、全部言わないで質問しておるわけですか。それに対して御自分の御関係で勝手なことを言つておるようですが、それはもう滋賀県民がきちんと下水道をつくり家庭用雑排水が処理されれば解決する。そういうときに、重金属の問題も出てまいりますから後で聞きますけれども、私はその点については大臣がおっしゃるようによろしい。

総合開発計画などというものは、基本政策のもとに、問題が起るべくもない万全の対策が講じられた後実施されるものであつて、十年前に総合開発がされてから後に環境破壊が起つておるのではないかと。十年前から比べたら環境はよくなったと大臣は言い切れますか。

私は雑排水の責任をとれというのとはわかりました、あなたのね。雑排水、いわゆる市民が生活をしておる水が琵琶湖の中へ入つておるんだから、

それさえすれば解決するといふふうにおっしゃるが、私は開発の手順が間違つておるから見直しをすべきだといふ立場で、あくまでも琵琶湖のあり方について、琵琶湖の計画は、琵琶湖の水を下流の千三百万の人たちの飲み水と工場の水に使うために、利水をするためにつくつておる計画であつて、琵琶湖の水質保全をするようなことが主たる目的でない。あなたの言うように、武村知事はそこにおっしゃつておるけれども、それは売り手の立場です。水を売る立場からいって、そういうふうにおっしゃつておるけれども、水を買う方にきいてみればなかつたらおかしいからそう言つておるけれども、實際上そうなるおらない。

後から質問しますからこのぐらゐにしますが、それについては大臣どう思いますか。

○国務大臣(上田稔君) 先ほどお答え申し上げました中に、先生が、湖岸におけるいなな、なぎさをなくしてしまつていけるじゃないか、また、そういうようなものが非常に琵琶湖の環境を保持する上において重要ではないか、こういう御質問に私は答弁が抜けておりましたので、大変失礼をいたしました。

私もそれは先生の言われるとおりだと思つて、ななぎにつきました。これはつくつていかなければいけないと考えております。そういうようなものもやはり全体の計画の中に入れていたでいて、そうしてやつていくべきではなからうかと考えております。今琵琶湖におきまして海水浴場、つまり遠浅になつて砂地になつております部分は近江舞子の付近がこれが一帯いいところでございますが、さらにまたもう少し北の方の安曇川河口から北の方に行きました付近におきまして、ああいうところに、そういう地帯を開発と言へばそれともまた開発だと言われるかもしれませんが、なぎさをつくるわけでございますので、これは開発といふかどうかわかりませんが、そういう公園を考へて、そうして水打ち際といふんですか、そういうものもどんどん改良をしていくということも考へていかなきゃいけない、こういうふうに考へて

おります。

○片山基市君 琵琶湖に三十二ぐらゐの内海があつたんですが、この十年間に十ほどいゝわゆる埋め立てをして土地をつくつてなくなつておる。内海というのは大体小魚が寄つてきて卵を産んだり、そこで自浄作用を行うことになつておるんです。列島改造の一つの見本としてつくつた琵琶湖が、そのような琵琶湖の水を浄化していく作用を持つものを一つずつコンクリートの塀によつて囲んでしまふ、そういうことになつておることについてもう一度見直して、琵琶湖自体の力で浄化されていきながら、国民が、県民が憩える緑豊かな水の美しい町にしたいことになれば、効率率が中心になれば、ゆとりがなければ私はやっぱ琵琶湖は死んでいくかと思ふ。

時間が今来たようでありますから、午後引き続き質問いたしますが、私の考えは大臣いかがですか。

○国務大臣(上田稔君) 先生の御指摘、非常に的確でございます。大中之湖でございますか、あれが実は干拓にされてしまつたのでございまして。これは総合計画を立てる前にもう既にそうなつておつたのでございましてけれども、あれによりまして、実は今のお魚の点、これが非常に問題はあつたんではなからうかと思つてございまして、あの当時に計画を立てますときに、水産業といふものについての実は研究が日本では非常に進んでおらなかつたのでございまして。

琵琶湖のアユがどういふ状態において卵を産みつけるのが一番いいのか、あるいはまたモロコがどういふふうな生態で卵を産みつけるのか、そのほかの水産物たくさんありますが、それがどういふふうな卵を産んで、それがどういふふうになつて、どういふところで育つていくのか、こういうようなことがどうも的確にわかつておらなかつたのでございまして。それで試験場をつくつていたでございまして、これは私がつくつたんじゃないので、つくつてもらつたのでございまして、皆寄つて、そういうものをぜひとも早くつくつてもらわ

なくちゃいけないということでつくっていただいて、そしてその研究がだんだん進んでまいりました。

アユについては、これはどうも今のままでは数が減っていくんじゃないかというように感じるところで、人工河川をひとつつくって、アユの産卵に適するような地帯をつくりました。それが今効果を上げてアユの稚魚がふえてきております。モロコにつましても、これはやらなければならぬのでございしますが、それも今研究をしていただいておりますので、やがて成果が上がってくるかと考えております。また、シジミあたりにつきましても、これも早く対策を立てていかなくちゃいけないということで、そういういろいろな面を考えて開発計画というものを進めていただくということでもございしますが、湖沼法によりまして、早くそういう全体の計画を、今度は環境の面における整合性のとれた計画を立てていただいて、そして琵琶湖の水をよくしていきたい、こういうふうにご考えておるところでございします。

○委員長(鶴山篤君) 本調査に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時五分開会

○委員長(鶴山篤君) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

午前に引き続き、公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○片山基市君 午前中に、開発計画が実施される場合は環境破壊が起こらないために事前にチェックをすべきだという意味のことを申しました。琵琶湖の汚濁の問題については、そういう意味からも湖沼法以前に環境アセスなどの厳しいチェックをする制度が確立されておらなかならぬと思

っているんですが、先ほど丸谷委員の質問に対しても、まだ提出のめどが立っていない、こういうことでは湖沼法を審議するのにも大変都合の悪い、条件の整わないものだと思います。そこで、もう一度問題をただしてみたいと思うんです。

滋賀県が琵琶湖の保全を条例化するということは、現在琵琶湖の自然環境が保全されていないという実証ではないか。むしろ破壊されつつあるというところについての告白であり、富栄養化防止条例ができてもおかつ汚濁は進んでおるので風景条例が提案されてきたと思います。そういう意味で、富栄養化防止条例でも環境汚染が進んでいるのでありますから、富栄養化防止条例は、琵琶湖計画が進むに伴い、開発による汚濁が深刻化している現状を県民の関心からそれと、県民のモラルというか責任のみで解消しようというねらいがあったとの厳しい指摘が地元でなされております。すなわち、琵琶湖の開発によって起こった汚濁、汚染を、市民が嫌を含まない合成洗剤を使えば改善されるんじゃないかということにすりかえたんじゃないか。今度の風景問題も、なぎさの問題も含めて、ヨシ原の問題も含めて、それらを利用しておるだけで、本気で琵琶湖の自浄作用を伴う汚濁の防止につながっておらない、こう見ておるところです。

結局、根本的な原因である琵琶湖そのものに対する見直しを含めた厳しい措置が欠落しているというところである。建設、環境両行政の基本姿勢に大きな不信を感じざるを得ないのであります。もう一度環境庁長官に、琵琶湖に対する今後の問題について改善をする余地はないのか。琵琶湖計画は御承知のように十年やってきて、ついでこの十年また延長したのであります。そういう中で、いわゆる琵琶湖の開発をすることによって、琵琶湖の水質がよくなり環境が保全されるためにこれから何を中心に入力していくのか、環境庁長官としての決意をまず聞きたいと思ひます。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。琵琶湖というものの水面をどういうふうにかえ

るかということからこの開発計画が実はできておるのでございします。明治の時代におきましては琵琶湖の水位というのは、洪水のときには場合によつては三メートルばかり上がったことがございします。今も、もしそういうことを前提にすると、もう相当な地域は人が住めなくなる、田地もだめになるということになります。そういうことはもう考えないで、今、現状の琵琶湖のいわゆるゼ口水面というものを基準にしている、お住みをいただいております方々、また農地をおつくりをいただいております方々、それからいろいろな風景、そういうものも全部それを前提にして考えておるのが今の計画でございします。

したがしまして、それを前提にいたしまして考えますと、今の琵琶湖の総合開発計画というものは、これは妥当なものではなからうかと私もは思っております。しかし、水質につきましては、これはもうそれじゃ琵琶湖の総合開発が完全にできたらそれでいいかということになりますと、時間的な問題もありませんし、また計画もやはり環境、水質そのものを考えてのものでもない面もありますので、そういう面をやはりやつてもらわなくちゃいけない、そういう計画をあわせ立てていただかなくちゃいけない。総合開発計画も使っていくということはこれはもう当然のことですけれども、そのほか計画を立ててもらってやつてもらって、こういうようなことを考えて琵琶湖の今度の湖沼法による計画を立てていただくたいと考えております。

その際におきまして重点を置きますのは、やはり生活排水といふものによる汚染、これを早く取り除いていくようなことを考えていかないと琵琶湖の水質はよくなつていかないと、いやなからうか、こういうふうにかえておるものでございします。

○片山基市君 琵琶湖は、御承知のように下流の千三百万の人の飲み水と同時に産業関係に使う水を確保するために国家的に水資源確保から出たものであって、琵琶湖の水を、環境をよくしようなど

とはとんでもないことであります。ですから、私が先ほどから言いましたように、とんでもない方向に向かないで、今や琵琶湖の水をよくするのには環境を整備しなければならぬ。それについて、琵琶湖の水をダムとして、水さえあればいいというような強欲な考えはやめて、本当の緑と水に水がたたえられるような条件をつくるためにもう一度琵琶湖を見直してもらいたい。見直さないとやっているけれども、私は見直してもらいたい。その焦点はあくまでも、私流に言いましたならば、琵琶湖は自然の力で、自浄作用でもってきれいな水に変えていけるような条件を与える、そのために国も地方も県民も力を尽くす、こういうふうなことにしたいと思ひます。

そこで、昨年九月二十一日、いわゆるアオコが琵琶湖に大発生いたしました。当時の新聞を見ると、汚染重症化の深刻な証明だと報じておりますが、発生の原因、因果関係についてはどのようになっておりますか。

○政府委員(佐竹五六君) 琵琶湖におきましては昨年九月二十一日に南湖でアオコの発生を見たわけでございます。滋賀県からの報告によりまして、いわゆる化学的酸素要求量COD等につきましては前年同期とはほぼ同じであったということでございしますが、特に例年と違った特徴といたしましては、五十八年九月には雨量が少なく、琵琶湖の水が余り入れかわらなかつた、こういうことからアオコの原因となりますプランクトン、ミクロキステイス等のプランクトンが風で湖岸に吹き寄せられたためにアオコが発生したのではないかと、このようにならうに一応考えているわけでございます。なお、このアオコは発生した当日の夜半に雨で流されて消滅しているところでございます。

従来琵琶湖では淡水赤潮の発生は見えておったわけでございますが、アオコの発生は見えておらなかつたわけで、アオコの発生は一般に富栄養化がより進んだ場合の現象というふうに見られておるわけでございます。そのような意味で、気象的な条件から短期間に終わった現象ではございすけ

れども、私どもとしても、琵琶湖の今後の水質にとつて無視できない現象でございますので、今後とも、滋賀県と十分連絡をとり、琵琶湖の水質に対する注意を払ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○片山基市君 汚染の重症化の証明だと言われるほど言いませんでしたが、警戒をしなきゃならぬということですか。

そこで、そのプランクトンには毒性があるというアメリカの報告がありました、それについてはどうでしょうか。特に霞ヶ浦、諏訪湖などのアオコと別種のものかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) この琵琶湖に発生しましたアオコのプランクトンであるミクロキスティスにつきましては、これは私どもが従来承知している範囲では諏訪湖あるいは霞ヶ浦のものと同種であるというふうに承知しております。それから、それ自体として毒性があるわけではないというふうに従来私どもは聞いておりますが、なお今後注意深く見守ってまいりたいと思っております。

先生のような御指摘の論文、文献等がもしございましたら我々ももう少し注意して勉強してみたいと思っておりますが、私ども現在までの段階ではそれ自体として毒性があるというふうには聞いておりません。

○片山基市君 臭い水の原因となるプランクトンも発生をしたと言われているんですが、それはどういうことですか。

○政府委員(佐竹五六君) いわゆる臭い水につきましては過去数回琵琶湖においても発生したわけでございますが、その浄化につきましては、結局ある種のプランクトンが発生して、そのプランクトンを浄化する過程におきまして、琵琶湖の水を浄化する過程におきましてそのプランクトンからにおいを発生する物質が生成する、かように承知しているわけでございます。やはり琵琶湖の水そのものをきれいにするのが臭い問題を解決する根本的な対策であろうかと思っておりますが、この水の浄化のプロセスにおきまして、上水道側にお

かれていますいろいろな工夫をしまして、そのような現象が発生しないような浄化方法を種々検討されているというふうに承知しております。

○片山基市君 アオコ発生の際に飲料水への影響は即断できないと、県の関係者が当時そういう発言をされておるんですが、問題が発生してからでは遅いのでありまして、その後の水質調査や発生防止対策についてはどのように環境庁として把握されておりますか。

○政府委員(佐竹五六君) 私どもは、このアオコの発生が基本的に湖の富栄養化によるものであるというところで、現在公共水域の水質調査をCODについて行っておるわけでございます。さらにまた窒素、リンにつきましてもその濃度を測定しているわけでございます。これらの濃度が異常に上がってくるというふうなことであればアオコ発生の可能性は非常に大きいわけでございます。それからこれに対する対策といたしましては、基本的にはやはり富栄養化を防止するというところでございまして、従来のCOD規制に加えてさらに現在窒素、リンの規制も行おうと検討しているわけでございます。

琵琶湖につきましては、滋賀県におかれまして、先生も御承知のように富栄養化防止条例をつとに施行いたしまして、窒素、リンの規制を講じておるところでございます。その結果といたしまして、現在窒素につきましては大体横ばいの状態になった、少なくともこれ以上増加することはない。リンについては若干減少の傾向が見られる、このような報告を受けておるところでございます。

○片山基市君 さらに、当時の新聞で、工場排水などの大口汚染源は排除できた、問題は家庭排水、農業排水など小口がむしろ汚染源だと、これは京都新聞の昭和五十八年九月十三日付の記事ですが、長官も先ほどからるる、また本会議でも、市民の出す雑排水がけしからぬのだと言っておるけれども、果たしてそうだろうか。といいますのは、大口のいわゆる工場の排水は規制ができて家

庭雑排水はできないということになると、いつまでもそれは家庭雑排水について解決するのかというところがなければならぬ。あれができてこれができないとかいうものでなくて、総合的にはやはり私としては自然の浄化作用、自浄作用が低下している問題であると思うし、その回復は部分的に解消するものではないので、すべての原因を取り除かなきゃならぬと思います。特に、近畿の水がめとして命の水を守ろうということを、琵琶湖周辺の住民に有機洗剤を使うな、し尿を垂れ流すなというところで規制のみが先行するのではなくて、国や行政の開発行為や汚染行為によって琵琶湖汚濁があることについて責任を果たすのが先決だと思います。

そこで、工場排水の量と規制はどうなっているか、いわゆる工場の排水の量と規制はどうなっているか。二つ目には小口の排水、生活排水の量と規制はどうなっているか。それらについて具体的に答えてもらいたい。

○政府委員(佐竹五六君) 工場排水につきましては、全国一律基準でございまして日量五十トン以上の工場、事業所を規制の対象にするというところでございますが、琵琶湖につきましては、滋賀県におかれてこれを日量三十トン以上について規制を加えるということにいたしておるわけでございます。

さらに、その規制の内容について申し上げますと、全国一律基準では二〇ppmが平均の規制値でございますが、それについて琵琶湖ではこれに上乗せいたしまして二〇ないし三〇ppm、この三〇ppmというのは下水終末処理場と、し尿処理施設のみでございまして、というように五分の一ないし六分の一程度に厳しく規制をいたしているところでございます。

○片山基市君 それで、大体小口の排水の問題についてはいつごろになれば琵琶湖全体の汚水、汚濁を阻止するだけの条件を整える計画ですか。

○政府委員(佐竹五六君) 現在、日本の下水道の整備は御案内のように大都市の市街地、既成市街

地を中心に進められてきたわけでございますが、したがって、琵琶湖の周辺のように比較的農村部が残っているところでは下水道の整備が非常におくれている実情にございまして、現在下水道の人口での普及率が滋賀県では八%程度という状況でございます。

一方、従来の方式によりまして、一人当たりの下水道整備のための経費が百万近い金がかかるわけでございます。このようなことではなかなか生活排水対策の充実が期待できないというふうなところから、建設省におかれまして、こういう人口密度が薄い農村地域での小規模下水道の整備について特別の計画をつくるということ、その計画のやり方等についていろいろ御検討をいただいているわけでございます。さらに農水省では、農村集落排水施設の整備事業、それから厚生省では、生活雑排水のみを対象にする整備事業というふうなものも新しく起こしていただいているわけでございます。

私どもは、今回御提案申し上げております湖沼法が成立した場合には、その湖沼法の中の水質保全計画の中で、滋賀県の現在の県の財政規模等から見て大体生活雑排水対策に割ける財源というふうなものも見通しまして、雑排水整備のための可能な具体的な計画を詰めてまいり所存でございます。ただ、いづれにいたしましても、現在の非常に厳しい財政状況の中ではなかなかそれだけでは目的達成しにくい面もございまして、先生先ほどからお話のございましたような自然浄化機能というふうなものもあるいは農村にあるため池というふうな、そういう従来からある施設の方もこの計画の中に組み込んで、そういうものの助けもかりながら浄化機能を果たす、あるいはまた、家庭の段階で雑排水についてできるだけ大きなごみ等は取って流すというところの御努力もお願いする。こういうようなことで具体的な計画を水質保全計画の中で立てまして、それによってその水質の目標も決めていきたい、かように考えているわけでございます。

まして、もうしばらく時間をいただきたいというふうに考えております。具体的にその辺を御説明を申し上げるには、今後滋賀県と法律を通していただきますには十分詰めて、具体的な内容を御報告できるようにしたい、かように考えておるわけでございます。

○片山基市君　そこで大臣、あなたの口癖の家庭雑排水の問題ですが、琵琶湖が汚れるのは、あなたの説によるとこれしかないんですから、ここにすべてを投入して、とにかくこれだけやってしまつてから後堤防をつくらとか湖岸堤をつくりたいとか、おもしろい話は後にして、汚れない根本の問題をやる意思はありませんか。あなたが言うように、工場排水はうまくいっておるんだと、こうおっしゃっておるんです。今さら力を入れなくてもいい。家庭の雑排水、これが大変だからしたいというのなら、環境庁長官としては、これから流れ込むところの水のうち市民生活に使う水、生活用水等を優先的に琵琶湖の総合開発に組んでもらいたい、こう言っているんじゃないですか、あなたは建設に関しては発言力がある人ですから。そうしてもとを正さなければ、局長の言うように、しばらくといたつて、しばらくしばらくしばらくで、わしやめたら知らぬと、こうなりますから。

ここで聞きたいのは、十年計画で延長された琵琶湖ですが、その中に優先順位としては、いわゆる人工ななぎさをつくつたり、人工堤をつくつたり、湖中堤をつくつたりする前に、そういうものが入らないで済むようにまず努力をしてみろというのではいかがでしょうか。

○国務大臣(上田稔君)　お答えを申し上げます。琵琶湖の湖沼法によりましていろいろ計画を立てていただくようにしていただきたいと念願をいたしておるのでございますが、その中におきましてはやはり下水道に重点を置いて、そしてまた下水道が、先ほど局長が説明いたしました、行われにくい、つまり離れております、人口が余り集中しておらないような地域につきましては、またそ

れに適する対策を立てていただきまして、そしてそのほか、今工場についてもやはり全然影響がないというわけではございませんので、そういうものも、それに対する対策も皆それぞれ調和のとれたやり方をとらしていただいた計画を立てていただいて、それを関係閣僚会議にお願いをして実行をしていくというふうにやらしていただきたいと念願をいたしております。

○片山基市君　琵琶湖の金は一兆円余りを使うんですが、私は、一兆円余りの金を使うときに一番根源のところを金を使ってやるべきだ。調和などからぬでよろしいから、家庭用の雑排水がおかしんだ、生活用水が根源だと、そういうふうにならぬ。私は、そう言う人たちは、水をうんと使いたい立場からいって、先ほど三メートル上がつたじゃないか、とりあえず一メートル五十ぐらいい上がつてもいいように堤防をつくつてやろうと。その前に水が汚れてしまつたんではどうにもならないのでありますから、そういう意味で繰り返して言いますが、意見を述べておきます。

琵琶湖の計画による圃場整備、これは農水に係するんですが、農業排水が従来以上に琵琶湖へ直接流入するようになっておらないか、そういうような問題があります。それから、農業や肥料について湖に流入することはないか、これらについては農水からお答え願いたいんです。

○説明員(平井公雄君)　お答えいたします。今の、圃場整備をやつたために琵琶湖へそういう汚濁物質が直接流入するようになるのではありません、こういう質問でございますが、琵琶湖周辺の圃場整備につきましては全体で五万ヘクタールぐらゐの要整備、圃場整備をやる必要のある農地がございます。そのうち五十八年度末までに大体二万八千ヘクタール圃場整備済みでございます。それで、圃場整備をやつたためにそういう汚濁物質が琵琶湖に流入するということにつきましては、従来の田越しかんがい等でやつてきた場合と比べてやはり出てくる量は確かに多いかと思いま

すが、我々は、この琵琶湖については、特に水を反復利用することによって農地での固定、あるいは再利用される圃場における作物の吸収、そういうことでできるだけ浄化を図つて琵琶湖の水質に影響のないように指導いたしてまいっております。

二万八千ヘクタール整備できておりますうち一万九千ヘクタール、約七割は反復利用をされるような水計画になっておまして、琵琶湖の周辺といえども水を、貴重な水でございますから、農業用水の使用に当たつては、できるだけその反復利用を実施しながらそういう汚濁物質の流出を防ぎ、効率的な水利用を図ることと水質汚濁防止に配慮するよう指導いたしております。県の方もそういう観点から巡回指導等パトロール班を編成したりして、営農の水管理の指導に当たつておるような次第でございます。

○片山基市君　生活雑排水と同時に農業排水が汚染のいわゆる元凶でもあるように書かれておりますから、農水省としても十分に、農業問題から琵琶湖の水が汚濁をすることがないように格段の指導といわゆる改善を図つてもらいたい。

そこで、琵琶湖の開発以前と以後との環境の変化について若干聞きたいのですが、湖岸堤、湖中堤、人工ななぎさなどをつくつて変化したなぎさの線は、どのぐらゐのなぎさが変化をしたか。周辺の内湖、沼などの埋め立て等の箇所、面積及びヨシ原の埋め立て箇所、面積など大体どのぐらゐになるのか、大ざっぱにお答えを願いたい。

○説明員(志水茂明君)　湖岸堤、湖中堤は約五十キロございまして、そのうち自然の前浜を残す部分約二十キロございまして、それから、新しく人工の前浜を造成しまして、ヨシなどの植生を行つたりいたしまして自然に近いなぎさ線にしていく部分が約六キロございまして、それから残りの約十七キロメートルにつきましては、その地域地帯の実情に応じまして自然のヨシを残したり、あるいは新たにヨシの植生等を行うなどの対策を講じてやつておるところでございます。

○片山基市君　今後の開発による埋め立て等で自然環境が変わると思われるのはどの程度と予測できますか、琵琶湖による。

○説明員(立石眞君)　琵琶湖総合開発計画は、先ほど長官の方からお話がありましたように、琵琶湖の自然環境と水質の保全、回復を図りながら、その水資源の利用と地域住民の福祉をあわせて増進することを目的としておるわけでございます。水辺の環境保全につきまして、琵琶湖のすぐれた自然環境と風致の保全のために必要となる土地の公有化、あるいは湖辺における都市公園、自然公園の整備等を現在行つておるわけでございます。

琵琶湖総合開発事業を実施した場合でございますが、一部の地域でなぎさ線の移動あるいはヨシ原の埋め立て等が行われる場合もあるわけでございますが、今建設省の方からも答弁ございましたが、そういうような湖岸堤の建設に当たつて、前浜をできるだけ広く確保するとか、なぎさ線の保全等を図ること等によりまして自然環境の保全に努めていくというふうに考えているところでございます。

○片山基市君　建設省のお答えですが、琵琶湖の人工ななぎさにしてもヨシ原にしても、ヨーロッパの湖をモデルにしたということを聞いておるんですが、そのとおりですか。

○説明員(志水茂明君)　人工前浜は、先ほど申し上げましたように、湖岸堤あるいは湖中堤を築造するに当たりまして自然の前浜を確保することが非常に困難な地域におきまして、周辺環境との調和を図りながら、また消波効果等の機能を増進するために人工の植生を行つたりいたしまして、これも滋賀県などの関係機関と十分協議しながらやつておるわけでございまして、今先生の御指摘のヨーロッパの例に倣つてやつたというぐあゐには聞いておりません。

○片山基市君　環境庁としては、これは適切なやり方だというふうに思っていますか。

○政府委員(山崎圭君)　大臣からお答えしておりますように、この琵琶湖の内容の一つの柱とし

それから、もう一つの処理技術の問題でございますけれども、我が国の下水道の処理技術につきましては、欧米先進諸国のそれにもまさるとも劣らないものというふうに考えております。例えば、日本の下水処理技術委員会とか、あるいは日独の環境パネルの下部機関でございますワークショップ等での議論におきましても専門家の評価を得ているところでございます。

○片山基市君 非常に自信に満ちたお話を聞きましたから、長官、十分に今の話を受けとめてもらって、あなたの口癖の生活排水を含めて、琵琶湖には一滴の汚水も入らぬように一日も早く確立してもらいたいと思うんです。

そこで、琵琶湖保全とは、水を蓄えるための、水の入れ物だけのダムではなくて、自然を守るということでなければならぬと何回も言ってきた。環境行政も、当然、自然を守り、破壊された環境を修復し、自然を回復することであるべきであって、自然をつくりかえるというものでないと思います。自然を守るということは、自然の風景の中で生態系を確立することだと認識しております。そういう意味で、環境庁は大いに努力をさせていただきたいことを申し上げて、終わります。

○高桑栄松君 それでは、最初に大臣にひとつお願いをしたいと思います。

先ほど丸谷さんからアセスメント法案の提出に際していろいろ御質問がありましたし、私も改めて申し上げることもないかと思つたんですけれども、私の立場でもう一度大臣のお考えを承りたいんです。

去る三月二十八日の予算委員会の総括質問のところで私は総理大臣にこの問題については質問をいたしました。総理からは、提出の方向に向かつて党内調整に努力をしているところだというふうに承りましたが、先ほどの大臣のお話も、努力してもらっているみたいに承つたものですから、大臣はどういうふうによつてくださるんでしょうか。私はできるだけ早く提出されるようにしていただきたいというふうに思つてちよつと伺いたいと思います。

思います。

○国務大臣(上田稔君) 先ほどお答えを申し上げたのでございますが、党内調整を今やっていたらいておるのでございます。本日も実は今やっていたらいておるところでございますが、私は、この党内調整を早くやっていたらいて、そうして早く提出をしていただきたらいて、こういうことで関係のところにいるいろいろとお話をさせていただいて、そうしてどうして必要なんだということを申し上げておるところでございます。

○高桑栄松君 それは、まあ難しい、お答えとしては面倒かもしれません、今国会中に出したいというお考えでいらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(上田稔君) 環境庁といたしましては、これはもうアセスの法案はぜひとも提出をして、御審議をいただきそうして成立をさせていただきたい、今国会中にお願いをしたいというところでお願いをいたしております。

○高桑栄松君 それでは、そのことにつきましてはどうぞひとつ大臣も頑張つていただきたいと思つています。

次に、私は土壌汚染について質問をしたいと思つていますが、これも、例えばダイオキシンに関しては午前中の丸谷さんの御質問にもありましたけれども、私が承りたいと思うのは、今までのいろいろなことが言われておりましたけれども、現時点で調査結果というのはどんなふうになっているのか。この前の国会でいろいろ御報告があったかと思つていますが、現時点ではどうなっているのかひとつ伺いたい。

○説明員(小沢普照君) お答えいたします。

私どもの方では、昭和四十六年当時処理いたしました二・四・五T剤の処置状況につきまして鋭意全国的な調査を行ったわけでございますけれども、五月の二十五日までにおおよその取りまとめができたわけでございます。その状況につきまして概要を御説明させていただきたいと思つています。

当時全国に営林署の数が三百五十ございました

のですけれども、昭和四十六年の四月に中止指令を発しましたときに、除草剤を手持ちしておつた営林署の数は九十の営林署があつたという結果が出ております。そしてなお、九十のうち五十三の営林署で除草剤を地中に埋没するというような処理を行ったという結果が出てまいりました。なお、九十の営林署と五十三の営林署の差でございますけれども、それ以外の営林署で手持ちしている除草剤につきましては、これまた後で出てまいりますが、そんなふうな措置状況になつていたわけでございます。

それで、この当時手持ちしておりました二・四・五T剤の処分の総量は、これは内容が液状の乳剤とそれから粒状の乳剤に分かれておりますけれども、乳剤につきましては七キロリットル全国でございました。これは有効成分量で換算いたしますと四・四トン程度と判断しております。それから粒剤につきましては六十六トンの手持ちがございます。これも有効成分量で換算いたしますと、この場合は成分が薄いために〇・九トン程度と考えております。

それからその処分の実態でございますけれども、乳剤につきましては、この七キロリットルのうち、二・四・五T剤に返還いたしましたものが七〇％に当たります。九キロリットルでございます。そして地中に埋没するという処理をいたしましたものが三〇％に当たります。二・一キロリットルということになっておるわけでございます。なお、埋没方法をとりましたうち、当時処理方法を林野庁長官通達で指示しておるわけでございますが、この通達で指示した方法と異なる処置をとりましたもの、つまり乳剤をそのまま埋没したというものが、この乳剤の埋没処理量二・一キロリットルのほとんど大部分でございますが、これがいわゆる四国の地域で行われていたものでございます。なお、四国以外でこの乳剤をそのまま埋没する方法をとりましたのは、北海道で一カ所ございました。これは二十リットル、つまり〇・二キロリットルでございます。

それからもう一つ粒剤の方でございますけれども、これにつきましては六十六トンの手持ちがあつたわけでございますけれども、このうち六四％に当たります四十二トンにつきましては、二・四・五T剤に返還してございます。そして残りの三六％、二十四トンにつきましては埋没処理を行つております。なお、この粒剤の埋没方法につきましては、通達で指示した方法と異なる方法、つまり、通達では乳剤をセメントや土と混ぜ合わせて埋没処理をするように指示してございますけれども、そのような方法をとらないで処理したものは約四トンございました。

以上が概要でございますけれども、この時点では、最初に申しましたように、五十三の営林署のうち四営林署につきましては調査取りまとめ時点の内容がまだ不明ということでございましたが、その後さらに調査を続けて、そのうちの二営林署につきましてはその後判明いたしました。これは粒剤を、処理方法につきましては通達どおりにやっておりますが、数量が、千二百二十キロを四カ所に分けておるということで、量の点でややオーバーしているというふうに見ております。と申しますのは、通達では一カ所三百キロ以内を原則にとつておりますが、この場合四カ所ですが、千二百二十キロということですから、一カ所三百キロをちよつとオーバーするというような実態でございました。

以上がその後調査いたしました概要でございます。

○高桑栄松君 その場合に、埋立処理をした場合なんでもすけれども、土壌汚染については調査をされたでしょうか。同じく林野庁の方にお願ひします。

○説明員(小沢普照君) 今申し上げましたのは、当時どのような処置をしたかということでございますが、私どもはいたしましては、今回このような当時の処置状況というのをおおよそ判明いたしましたので、それではこの問題につきましても

ように対処するかということでございますけれども、この問題につきましては、調査結果を踏まえた今後の対処方針ということになります。関係の機関とも御相談もいたしまして、この六月一日に全国の管林局あるいは管林支局に対して指示をさせていただきますが、この基本的な方針といたしましては、まず、通達と異なる処理方法をとりました乳剤につきましては、埋没箇所を掘り出して、埋没してございましたものを抜き取ってこれは厳重に保管するという措置をとります。同時に、その周辺につきましては水質と土壌の調査を行うように指示させていただきます。

それから粒剤の方でございますが、これも通達と異なる処分を行ったケースにつきましては、埋没箇所周辺の土質と土壌の調査を行うように現在指示しております。そして、ただ土壌の調査結果につきましてはやや時間がかかりますので、現在のところ調査結果が一応出ましたのは三カ所ほどでございますが、一カ所につきましては二・四・五丁の検出はございませんが、あと二カ所につきましては微量の検出がございますので、さらに再度綿密な調査を行うように指示しているところでございます。

○高桑栄松君 そのダイオキシンの測定方法なんですけれども、私はよく知らないんですけれども、文献等を読んでみますと、特に愛媛大学の立川教授ですか、私もよく存じ上げています。お方ですが、測定が非常に難しく、ダイオキシンの微量検出ができる能力のある研究室は少ないというふうな聞いています。その分析体制というのはどうなっているのでしょうか。

○説明員(小沢善昭君) ダイオキシンの問題になりますと、私も実は専門でございませんで、非常に難しいというふうにお聞きしておるわけでございますけれども、そこで私も今土壌の調査を行っておりますのは、まず使用いたしました二・四・五丁につきまして検出調査ということを示したしておるわけでございます。

なお、その二・四・五丁とダイオキシンの関係

等につきましては、私もとても難しい分野と考えておりますが、今後さらにその専門家の御意見もお聞きして私も参考にさせていただく必要があるかと考えておるところでございます。

○高桑栄松君 これは土壌汚染だけではなくて大気汚染の方も関係があるかと思うんで、環境庁の方も聞いておいていただきたいと思いますけれども、ダイオキシンの系列のものはプラスチック一般がその原因物質であり得るというふうなことが言われておりますので、この検出方法というのは非常に重要だと思っております。この分析の体制が整備されなければならぬので、先ほど国立公害研究所の話が出ましたけれども、国立公害研究所は個々のものについてすぐ対処をするという研究は実は本来の目的じゃないので、もっとそういったグローバルな研究とか基礎的な研究をやっておられますが、分析技術にかけては世界第一級でございますから、相談をされるなり指示を受けるなり、検出の講習会とか、そういう技術指導は国立公害研究所は多分能力を十分以上持つておられます。

そういう分析体制を整えていただかないと実際の把握はできないはずで、単に調査を命じたというだけでは実態が把握できないはずだと思っております。ということになると、結局そういう高度な技術を持つていられるところから指導を受けるという、それにやっぱ研究費なり調査費なりを大臣、手当てをしていただかないとだめだと、こんなふうに思っています。これは私の一つの提案でございます。

それではその次に、これは環境庁に伺いたいと思うんですが、前のときに私は水銀電池の埋め立てのことを一応伺ってはおりましたが、もう一度、コンクリートに入れて乾電池を処理するとか、焼却にそのまま回ってしまうとかいうのがあったようですが、そのほか一般の普通の埋め立てに回るのは乾電池のどれくらい量の量だったのでしょうか。パーセントで結構です。

○政府委員(佐竹五十六君) 現在乾電池につきまし

て一般廃棄物として埋め立てられるものにつきましてでございますが、おおよそ全体の四割程度というふうに見通しされているわけでございます。○高桑栄松君 これは国立公害研究所の後藤研究員の発表で見たのですけれども、埋立地の土中には水銀が三 ppm 程度含まれているというふうなことが出ておって、したがって普通の埋め立ては大変将来禍根を残すのではないかとこのことかと、私もそう思います。それで、もしこのまま放置すると少しづつ土中に出ていくわけで、私は現時点で三 ppm がどうこうということじゃないと思うんですが、例えば十年後、二十年後にそのまま放置されているとやはり土中に蓄積されていくのではないかと、こんなふうに思っています。その辺はどうお考えでしょうか。

○政府委員(佐竹五十六君) 現在、一般廃棄物につきましても我が国の廃棄物の体系では遮水工の設置あるいは浸出液処理設備等を施しておりますものでございますので、一応溶出の危険性はないというふうな判断されるわけでございます。また現在にも、私も、公共水域で先生御案内のように、水銀については総水銀、メチル水銀、有機水銀四方を測定しておりますけれども、すべての測定地点で現在環境基準を満足しておりますので、現時点においては一応問題は無いというふうに判断しております。

しかしながら、埋立処分地内での土壌の中の水銀の動きにつきましてはまだよくわからないところが多いようにございます。したがって、現在が安全であるから直ちに将来とも安全であるということを経験的にもちろつと言えるところはまだまだできないようにございます。したがって、私も埋立地内における水銀の挙動に関する調査検討について引き続き行なってまいりたいというふうに考えております。

それからまた、一部現在分別収集されております乾電池があるわけでございますが、この点につきましては、厚生省におかれまして三カ年程度か

けてこの広域処理体制の整備ということを御検討になっておられるようにございます。その過程で何らかの方針が打ち出されるのではないかとこのように期待しているわけでございます。その結論が出るまでは現在各地で厳重に保管されているのが実情でございます。厚生省のその検討に非常に期待しているということでございます。それから一方、私もその基礎的な埋立地内の水銀の挙動の勉強をしてみたいと、かように考えているわけでございます。

○高桑栄松君 今のまた関連なんですけれども、乾電池の四割が普通の埋め立てだとすると、物資に関しても大変な浪費ではないかと思うんです。これも私よくわかりませんが、何かクローズドシステムで全水銀を回収するということも考えておられるようで、これは通産省のかなど思うんですけれども、そういう方向で、つまり、水銀乾電池に関する処理ということは大変世論でも高まりを見せているときですから、いろいろな意味でチャンスだと思つて、一挙にそういう方向をひとつ方向づけてやってみるのも大変効果があるんじゃないかと思うので、今の単なる埋め立てに回すのじゃなくて、別な資源回収の意味での対策ということを考えているかどうか。

○政府委員(佐竹五十六君) 先生も御案内のように、乾電池中の水銀の含有量にはタイプによってかなり違いがあるわけでございます。特に含有量の高い水銀電池等については、これは民間で自発的な回収システムができていて、こういうようなことのようにございます。さらにまたボタン型乾電池につきましても、先般厚生省、通産省で行政指導によって業界もそれに従うということになったわけでございます。

問題は筒型の乾電池でございますが、これは重量が重いということがあって、それと水銀の含有量が少ないというところから、なかなかこのまま放置したのではそういう回収システムには乗りたいというふうなことでございます。厚生省において、特に広域処理システムの研究という

ことに踏み切られたのも、一つの背景としては、私もこれは推察でございますけれども、そのような点からあるかというふうに考えておるわけでございます。今後、簡型の乾電池も含めまして、おっしゃられるような再資源化ができることが一番望ましいわけでございます。これはほんたにも異論のないところで、関係省庁さらに業界も含めまして引き続き相談してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○高桑栄松君 今私がお話ししたようなことは一つの例として実は取り上げてみたのですけれども、七つの公害のうちで、土壌汚染の環境基準というのが決められていないんですね。いないんだけれども、これは決めることになっているんだしたか。これについてお考えはどうなんですか。

つまり、さっき申し上げたように、多分、土壌汚染の環境基準というのは何を評価の基準に置くかによって大分違うんで難しいんじゃないかと僕は思います。しかし、さっき申し上げたように、一つの高まりがあるときだから、これについて環境庁は積極的な土壌汚染の環境基準を考えているかどうかということは何いたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) 土壌につきましては、御指摘いただきましたとおり、公害基本法に基づきまして環境基準が定められるべきものというふうに制度的にはなっているわけでございます。私も当初そのように考えて法制定されたわけでございますが、その後問題は二つに分かれました。一つは農用地の土壌汚染の環境基準、それから市街地の基準と、こう二つになるわけでございますが、農用地につきましては、具体的に検討してまいります。例えばカドミウムにつきましても、一応食品衛生法の体系に基づきましての許容基準であるppmの発生する土壌の濃度というのに実にばらつきがございます。結局、土壌から植物体へ吸収されるそのメカニズムがどうもまだよくわかっていない面がございます。したがって、一般的に各種行政の共通の目標としての土壌

の環境基準ができないというのが現状でございます。

さらにまた、市街地の環境基準につきましても、専ら健康上の影響ということが問題になるわけでございますが、これにつきましても、土壌の汚染の程度と健康との関係につきましてもの知見が甚だ乏しい状態でございます。クライテリアがでないというふうな状態でございまして、そのような理由によって今日まで時日を過ぎてきたわけでございます。私も決意してこのままではいいというふうな考えでいるわけではございません。さらに知見を深めるように今後努力してまいりたいと思っております。

当面、特に問題になっております市街地の土壌汚染でございますが、これは専ら試験所、研究機関等の跡地の他用途への転用に際している問題が出てまいるわけでございます。この点先般も当委員会等でも諸先生から御指摘いただきました。大臣からも特に御指示をいただきました。市街地の土壌汚染につきましては、少なくとも公共用地を売却する場合には、安心できるような基準値を設け、その基準値にして売り渡すべきではないか、こういうような御指示をいただきました。私もそのような方向で、近々環境庁内に諸先生方お集まりいただきました。まあ国公研からも御参加もいただきましたが、少なくとも環境基準にかわるものとして、当面、公共用地等の売却に際しましての安全の基準として各種重金属について値を定めていきたい、かように考えているわけでございます。また、引き続きその基本的な問題についても知見を深めてまいりたいと思っております。

○高桑栄松君 多分そんなことかなと、私もそう思うんで、ヘルスに関してダイレクトにどれだけの因果関係があるかと言われると、非常に量を決めるのは面倒だと思ふんです。ただ、面倒だけれども、やっぱり害がありそうだと、つまり単独に取り出したときの、仮に重金属なら重金属が労働衛生関係ではちゃんと決まっているというふうなの

があるわけで、それを考えると、やはりこういうものがあつちやいけないということがわかるわけですね。ですから、やはり今言われたような暫定基準のようなものをとりあえず、量的な因果関係がはっきりしないけれども有害であるという見地に立つて、ある幅を決めて、この幅の中でとりあえずは暫定措置とするというふうなことがあつていいのではないかと。

それから、今試験研究機関等の跡地の売却の話が出ましたが、この前の質問のときに私は、埋立地がいろんなものを含んでおいて、土壌汚染の環境基準がないままにこれが住宅地に転用されていくときに、売られていくうちにどんな土地かわからなくなる、だからそういうものを土地台帳に記載する、そういう法的な規制はないのか、それは予防医学の上で必要なのではないか、そういったことを、法務省でしたかね、法務省が何かとの関係だったかと思うんですが、何か難しいみたいな話があったようですが、難しいといえば、今の法律以外のことをやろうとするのは難しいが、それを変えるのが国会なんじゃないかと思うので、そういう意味で、今の試験研究機関の跡というふうな話を今私は大変関心深く聞いたんです。だから、つまりそれに埋立地も加える必要がないかということなんです。いかがでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 埋立地につきましては、先ほど申し上げましたように、一応一般廃棄物は、いわゆる管理型の埋め立てで、環境汚染のないように覆土あるいは汚水処理施設等つけているわけでございますが、確かに長期間にわたりますといういろいろな問題が起きる可能性はしらないわけでございます。したがって、少なくともそういう危険性のある土地であるという経歴を何らかの形で明らかにすべきではないかというところは、これはアメリカのラブリカナル等の例を見ても、私も必要性があるかというふうに考えておるわけでございます。

先般の先生の御質問に対する法務省からの回答にもございましたように、やはり土地登記制度に

は土地登記制度の理屈がございまして、なかなかあれに直ちに結びつけることは難しいかと思ひますけれども、何らかの形でそのような土地の履歴を一般の方々から知らせるようなその仕組みというものを工夫していきたい。

この点については、そのようなことをすると非常に一般廃棄物の最終処分地の取得が難しくなるという意見も一方あるわけでございますが、しかし、そのことと国民の将来にわたつての健康ということはやはり直ちに結びつけないわけでございます。基本的には私もやはりやるべきであらうというふうに考えておりますが、これは、実務を担当されておられます厚生省等の実務上の御意見というのやはりそれなりに尊重してまいらなければならぬわけでございます。今後、課題として引き続き検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高桑栄松君 それでは次に、地下水汚染の問題に触れてみたいと思ふんです。

地下水となりまして、今の土壌汚染にも極めて関連が深い問題でございますが、私はどうもすぐやっぱ健康を中心に物を考えちゃうものだから、厚生省がまず飲料水といった場合には問題だとなつて思ふんですが、最初に厚生省に伺いたいんですが、地下水に関しては、水源だとか水脈だとか、飲料水水源だとか、それから家庭の場合だとか、いろいろなことがあつて思ふんですが、その管轄する領分というんですか、カバーするのは、どの辺までが厚生省でどの辺が環境庁なのか、厚生省の方にちょっと伺いたいと思ひます。

○説明員(森下忠幸君) 御説明申し上げます。地下水は水道水源にとりましては大変貴重な水源でございます。現在でも水道水源の量にいたしまして約三〇％を地下水に依存しております。そういうことで、水道事業体を監督いたしますという立場で厚生省では私も水道整備課で所管しておりますが、また、一般の家庭用の井戸で水を飲む場合につきましても、水の衛生に關することということで、同じく水道整備課が所管しており

ます。

○高桑栄松君 今の三〇％というのは、水道水の水源としてですね。個人で井戸水から飲料水をとっているのは何％ぐらいあるんでしょうか、総人口の。

○説明員(森下忠幸君) 水道の普及率が昭和五十七年度末で九二％を超えておりますから、水道法の対象になっております水道から供給を受けておられない一般国民は八百万人から九百万人ぐらいだと思います。で、ごく小規模の水道、法対象以外の水道から飲んでおられるものもございまして、それから一般家庭の個別の井戸から水を飲んでおられる方もおられると思っておりますけれども、数百万人という程度ではないかと思っております。

○高桑栄松君 そうすると、地下水を利用している国民というのは大変多いわけですね。三〇％プラス数％と、約四割近い。大変貴重な水源であらうかと思うんですが、環境庁がカバーしている地下水の領域というのはどういうことでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 公害基本法に言われております水質汚濁でございまして、これには地下水も含むということが関係省庁間で了解されているわけでございますが、したがって、私どもは、ただいま厚生省側からの御答弁のあった点も含めまして、地下水の水質汚濁につきましては環境庁も広くこれについて責任及び権限があるというふうに理解しておるわけでございます。

○高桑栄松君 それでは、昭和五十七年に環境庁が地下水汚染実態調査を行いましたね。そのデータについて、時間の関係もありますので要領よく答えてもらいたいと思うんです。

例えば、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、そういうものがどれくらいの濃度で何％ぐらい出てきたかといったようなことを伺いたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) じゃ手短かに結果のみ申し上げます。

び亜硝酸性窒素の十八物質の調査を行ったわけでございます。その中で、自然界に広く存在します硝酸性あるいは亜硝酸性窒素を除きまして検出率の高かった物質としましては、トリクロロエチレン検出率二八％、テトラクロロエチレン同二七％、クロロホルム二二％、一・一・一・トリクロロエタン一四％、四塩化炭素一〇％と、こうなっております。

なお、この結果を、WHOのガイドラインの案でございまして、これと比べますと、このガイドライン案を超えたものの比率の高いものとしては、テトラクロロエチレン四％、トリクロロエチレン三％と、こういうことになっているわけでございます。

○高桑栄松君 そこなんですけれども、発がん性の疑いのある物質というのがこの問題になってきて、今までやってきた浄水法その他の関連もあって、これからどういうふうなことがいのか、大変面倒になってきているようです。それで、発がん性の疑いのある化学物質についての対応は考えておられるんでしょうね。どんなものでしょう。

○政府委員(佐竹五六君) まず、本調査結果に基づきまして、厚生省におかれましては、一番国民の健康にかかわり合いの深い飲料水につきまして、トリクロロエチレン等三物質について水道水の暫定基準を設定し、都道府県に対し地下水保全対策の一層の取り組みを指示されたわけでございます。

私も環境庁といたしましては、水道水以外にもやはり地下水が汚染されることは広くいろいろな問題を惹起する可能性がございますので、五十九年度から三カ年にかけて地下水の汚染機構、汚染原因等について所要の調査を実施いたしました。その過程で必要な対策、要すれば排水規制措置、あるいは環境基準の設定というようなことも検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高桑栄松君 一番最近の日本衛生学雑誌に研究論文が載っております。それを読みますと、トリハロメタンの前駆物質は、合成洗剤よりも生分解性の高い石けんの方にトリハロメタン前駆物質の産生が多い。つまり、それに塩素消毒をするとトリハロメタンの産生率が高いというのが出てくるんですね。しかし、最近よくいろんな運動で石けんを重要視するというのが出てくるので、この辺はどんなふうにお考えになるでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 合成洗剤の安全性につきましては、つとに先生も御案内のように、厚生省から一定の見解が出されたわけでございます。その中で、環境汚染に対する影響をできるだけ減らすということから無磷化を環境庁としては推進してまいりました。

ただいま先生御指摘の石けんと合成洗剤の比較につきまして、特に石けんの方が分解性が容易であるためにトリハロメタンの前駆物質の生成の可能性が高いという文献につきましては、私も今ここので初めて、大変勉強で恐縮でございまして、同うわけでございまして、これは国公研におきましてただいま合成洗剤と石けんの環境負荷の大小についていろいろ検討をさせていただいているわけでございます。ただいま御指摘になったような点があれは、そのような点につきましては、若干当初の研究目的からは広がるわけでございまして、御研究をいただくようお願いしてみたいというふうに考えております。

○高桑栄松君 それでは、時間ですので最後に一つだけ。

今の有機溶剤ですね、トリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンとか、こういうものは特にクリーニング業界ではむしろどんどんふえてきている。そういうものは非常に安定した物質であるから、地下にもしるど十年ぐらい分解しないんじゃないかというようにも言われているんですが、やっぱり将来性を考えて、また地下水が飲料水源として国民の三十数％がこれを利用して、このことを考えると、やはり地下水汚染に関する対策としての法規制がだんだん要ることになるんじゃないかなというふうに思うので、環境庁のこれに対する考えを聞かせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(佐竹五六君) ただいま御指摘ございましたように、金属洗剤等に使用されるわけでございまして、使っている企業が中小企業が非常に多いというふうなこともございまして、実は行政技術的に果たして規制の可能性があるかどうかというふうなことも問題があるわけでございまして、しかし、いずれにいたしましても、ただいまお話しのように安定性が非常に高い、また逆に、そのゆえに、不燃性であるということから利用が伸びてきたような実態もあるようでございまして、そのような点も勘案しまして、我々、先ほどお答え申し上げました三年間の調査の過程で、そういう中小企業から排出される、地下水に流入しているこれらの物質のウェイトがどのくらいあるかというふうなことも詰めて、その結果、要すればそのような措置を講ずることとしたしてまいりたい、かように考えているわけでございまして。

○高桑栄松君 ありがとうございます。

○飯田忠雄君 私は、現在、関西空港株式会社法が審議されておりますが、これに伴いますところの環境問題について御質問を申し上げたいと思います。

まず最初に、今度の関西空港設置に当たりましての工法の問題ですが、新聞によりまして埋立工法をとる、浮体工法の方はとらないというように伝えられております。衆議院におきましてこの合同審査の際にも、運輸省の方ではそのように答えておられまして、浮体工法をとらない理由としては、不安があるからだ、という御答弁が見られるわけでございまして、環境という点から申しますならば、埋立工法よりは浮体工法の方がいいんだというのを述べておられる中でそういうことになっておるわけですが、浮体工法が不安だという意味は、どういうふうに不安なのでしょうか。運輸省の方おいでですか。

○説明員(小坂英治君) お答えいたします。

関西国際空港につきましては、航空審議会ではいろいろ議論していただいております。過去二回の審議会の答申を得ております。その中で、一次答申を四十九年にいただきまして、一応埋め立てていくということが決まっております。一応埋め立て、その後、今先生が御指摘ありましたように、浮体工法でできないかという問題が提起されました。二次答申におきましてその答申を得たわけでございますが、そのときに、浮体工法と埋立工法と比較しまして、建設技術あるいは空港機能の問題、経済性、環境に与える影響、地元経済社会に対する貢献度、工期等いろいろ総合的に検討されたわけでございまして、非常に急がれている本プロジェクトにつきましては、非常に安定しておる埋立工法で行うということに決まったというふうに理解しております。

○飯田忠雄君 埋立工法をとりますと、大体何年ぐらいいったら完成をして飛行場が使えるのでしょうか。

○説明員(小坂英治君) 今先生のお尋ねは、今回の私どもが計画しておる埋め立てがどのくらいでできるかということかと思いますが、今、関西国際空港株式会社でこの事業を行うということで参議院の運輸委員会の方で審議をしていただいておりますが、法案が通りますれば、この十月には会社を設立しまして、埋め立てのための手続等、環境アセスメントも含めまして、事業者である会社が所要の手続を進めていくわけでございますが、できれば六十年度末には着工いたしまして六十七年度末には開港したい。したがって、埋め立てにつきましまして、非常に急がれる工法でございます。上、基本施設等埋め立ての建設をしながら一部部分竣工しつつ整備を進めていくということになりますけれども、大体五年程度で埋め立てを完成したいというふうに考えているものでございます。

○飯田忠雄君 五年で大体埋め立てを完成をしまして、後すぐ使えないでしょう。十年ぐらい固めないためですね。その点はいかがですか。

○説明員(小坂英治君) この空港をつくり出す場所は泉州沖五キロの海上でございます。この地域はいわゆる大阪湾のすべての地層と同じでございます。まして、粘土層が相当厚く覆っております。この中で、特に沈下について気を使っておりますのは沖積粘土層でございますが、これが約二十メートル程度あります。

空港をつくる場所は、大体水深が十八メートルから十九メートルの地点を中心に約五百ヘクタール埋め立てをやる予定でございますが、その水深十八メートルから十九メートルの下に二十メートルばかりの軟弱な沖積粘土層がございます。このために、この粘土層の上にこのまま埋め立てをやりましますとちょっと心配でございますので、いわゆるサンドドレーンといまして、砂ぐいを打ちまして強制的に水を押し出すという工法を考えております。この工法によりまして埋め立てが終わり、開港までにはほとんど沈下を終えてしまおうというところで、十分空港の利用に耐えるものというふうに考えております。

○飯田忠雄君 神戸の沖合でポートアイランドというのをつくりましたね。あのところをつくるのに今おっしゃったような期間でできたでしょう。現在つくりまして使っておるのですが、毎年地盤が沈下していくのです。今問題になっておりますね。そういう心配はないようになるのでしょうか。

○説明員(小坂英治君) 神戸市が行いましたポートアイランドは、今私が関西空港の工法で申し上げました、現在ある沖積粘土層に何ら地盤改良工法をせずにそのまま埋め立てたものでございまして、したがって、当然ながら荷重の大きいものがかかりまして沈下がございまして、利用している段階である程度沈下が予想されることは当然だろうと思っております。

○飯田忠雄君 それでは、その設置なさる場所のことはわかりましたが、そこに使われるところの土砂、埋め立て用の物質ですね、この量というものはどのぐらいの量でございましょうか。

○説明員(小坂英治君) 航空審議会が答申を得ております空港計画の全体は約千二百ヘクタール、滑走路三本というところで計画ができておるわけでございますけれども、今回関西国際空港株式会社をつくりまして整備したいと考えております空港は、そのうち滑走路一本、それに附帯するいろいろターミナル施設を入れて約五百ヘクタールを考えているものでございまして、したがって、この第一期計画だけに必要な土量としては、約一億五千万立方メートルでございます。

○飯田忠雄君 それだけの量のものを埋めるわけですが、埋める材料になるものはそれは山の土ですか、それともどこか何か特別のものを製造してやるんでしょうか。山の土であるならばどの辺の山の土をどのように取るのかという問題がございまして、いかがですか。

○説明員(小坂英治君) 先ほど先生言われました神戸地区のポートアイランドであるとか六甲アイランドとかいうものにつぎましては、神戸市が六甲地区の山を削りまして、約二億立方メートルの量になるかと思っておりますけれども、そのそばで供給しているものでございまして、

私どもの考えております空港のための土量といましては、現在、あの神戸以外の埋め立て、大阪湾の埋め立てはほとんどが淡路島から出ているものでございまして、やはり安定的に大量の土砂を供給するということで、この空港の背後にありまして大阪府の泉南市あるいは岩出町以西の丘陵地、いわゆる和泉葛城山系でございまして、それども、そこから供給したいというふうに考えておりまして、現在そのための調査をしているところでございまして、

○飯田忠雄君 文部省の方おいでになっておりましようか。

今おっしゃいました泉南市の背後の土地ですね、この土地は昔から歴史的には日本民族の発生当時から使われた土地でありまして、大変歴史的には重要な文化財、遺跡その他が残っておりますのではないかと想像されますが、そういう点につきま

して文部省の方では御調査になっておるのでしょうか。なっておればどのぐらいのものがあるかというところをお聞かせ願います。

○説明員(田村誠君) 大阪府の泉南地区、大阪府と和歌山県の県境から岸和田市あたりのところを泉南地区というふうに言っているかと思っておりますが、現在の遺跡地図等で見ますと、約三百五十ぐらいの遺跡があるというふうなことは確認されているわけでございます。

関西新空港の建設とこれは埋蔵文化財との問題でございますけれども、まだ具体的な土取りの計画というものを私も承知しておりませんので、どれだけの埋蔵文化財、遺跡に土取りが当たるのかということはわからないわけでございまして、今後恐らく具体的な事業計画が決まりますれば、事業者の方から地元の教育委員会が連絡を受けて、さしあたり、まず埋蔵文化財の所在状況の調査を具体的に実施するというふうになるものと考えております。

○飯田忠雄君 この関西空港をつくるにあたりましての準備としていろいろなことがなされなければならぬと思いますが、今の文化財の調査もまだこれからやるんだ、それから場所の指定もこれから研究するんだということになりますと、これは非常に私は不安に感じますのは、この関西空港というのはわざわざ株式会社にしたんですね。公団じゃないんです。国の事業としてやるんじゃないんです。わざわざ株式会社にした。これは経済を中心の方法で推し進めるという思想のあらわれではないか。いわゆる文化財とか、あるいは自然環境の破壊とか、そういうようなことが無視されていく可能性が強いのではないかと心配があるんですが、こういう点について運輸省、それから各関係の官庁との間で今まで一緒に御研究になる機会というのはいくらもあつたんでしょいか。それともまだそういうことをやっておいでにならぬのでしょうか。いかがでしょうか。

○説明員(小坂英治君) 先生今おっしゃった関係省庁間の会議というものが土取りに関してという

ことであれば、私も調査をするに先立ちまして、こういう調査をしますよという連絡程度でございまして、空港計画全体につきましては、関係関係会議等を設けていただきまして計画を調整あるいは検討していただいているものでございまして、土取りそのものにつきましては、まだ場所の選定のための基礎的な調査をやっている段階でございまして、まだ関係省庁と具体的な調整という段階には至っておりません。

○飯田忠雄君 それでは環境庁にお尋ねいたしますが、ただいまの一応運輸省の方の御構想がございまして、これは私も、実はお断りしておかなければいけぬのですが、関西空港をつくるというところは賛成なんですよ。反対じゃありませんので、反対のための質問をしているわけじゃない。つくるんだけれども、つくる以上はほかの方に迷惑をかけてはいけないので、環境関係それから文化財の保護、こういう問題で十分な処置をなしつつやらなければならぬというのが国としては考えなければならぬ立場だと思っております。そういう点からいろいろ調査をするわけですね。これは国政調査の一種ですか。そういう点で誠実なひとつお答えをお願いいたしませんか。

埋め立ての土砂採取予定地、まだはっきりせぬとしても大体の想像はつきますね。大阪府の泉南市、大阪府の南の方の地区、それから和歌山県との県境のあの山、大体想像がつかますからね。こういう方面における自然環境の調査ということは早目にしていただくのがいいのではないかと思いますのでお尋ねするのですが、そうした地区における、すんでおるところの動物ですね、どういった動物がすんでおると、それはどういった生態のものにあるか、またどういった植物が分布しているか、そういう問題について環境庁では御調査になっておると思いますが、どういふふうになっておりますか、お尋ねいたします。

○政府委員(正田泰央君) 土取りのことにつきましては、私も特に本プロジェクトの計画に関連したものとしては最大限の関心を持って

おりまして、基本的には土取りのアセスメントについては慎重に対応するというところで主管省庁の方にお話をいたしております。特に本件につきましては、プロジェクトの公有水面埋立法の規定に基づきますところの主務省からの意見の照会がございまして、そのときに私もアセスメントについて十分審査申し上げるという立場にあるわけでございますが、その前提といたしましては、過般運輸省の方でアセスメントの実施要領というふうなものが出されておりますので、それに基づいた土取りの計画が行われるだろうということは私も期待をいたしております。

また、この地域全体につきましては、自然環境との生態系に関連する調査などは既存のものがございますが、これは従来の委員会などで私も申し上げておるところではございますが、土取りのアセスメントと申し上げても、何万ヘクタールをのをただむやみにアセスメントを私どもの方で調査するというわけにまいりません。新しい土取りの実施主体がこの地点においてこのようなスケールの土を採取するというような時期になりました。初めて私どもの方に具体的な自然環境の問題が検討の対象の余地が生まれてくると思っておりますので、現在のところでは、先生のお言葉ではございますが、具体的な地点についての具体的な調査、具体的な影響の評価といったものはいましかねておるといふことで御理解願いたいと思っております。

○飯田忠雄君 法律ではいろいろの法律があるでしょう。鳥獣は保護しろという法律がありますね、植物の保護のあれもありますね。あの地区に一体保護しなければならぬ動物とか植物がありはしないかというところはいま御調査になっていないと、あそこ土を取るからという通告を受けてからの調査では遅いでしょう。今までにそういう調査はなさっていないんでしょか。

○政府委員(正田泰央君) 先生の御指摘のところはつきりわかってまいりましたから、そういうふうな調査はある程度のものでございます。た

だ、その調査の範囲内のどこでという問題がはつきりいたしませんと、具体的にこの地域のどの通りがどういふふうな問題ははつきりいたしかねると思っております。

○飯田忠雄君 それでは、会社の方で大体どこから土を取るといふことを決めたなら、そのときに、その地区はどういふ動物がすんでおるからだめだとか、植物があるからだめだとか、どういふ遺跡があるからだめだとかいふことがすぐその場で合議できるという状態にありますか、それともそういう状態ではないのでしょうか。

○政府委員(正田泰央君) 運輸省の方から、当該会社におきましてどの辺で土取りをするかというふうなことが私どもの方に案が成熟すれば話があると思っておりますが、私も、先ほど申し上げたデータも既に公知のデータでございまして、当然、当該会社におきましてもあるいは所管の官庁におきましても、そういう資料については検討をされた上でいろいろなことを調査してまいらるものと思っております。

○飯田忠雄君 それでは、一応埋立法をとおりになるといふことで決ましまして、埋立法をとってどこかの土地から土を取るわけなんです、土を取る方法の問題でいろいろの問題があると思うんです。例えば神戸のポートアイランドを埋め立てをするときには、六甲山の裏側の麓越、昔歴史的に有名な麓越の山ですね、あれをそっくり上の土を取ったんです。そしてそれをコンベヤー、今おっしゃったあれで運びましてそしてやったんですが、跡地へ行ったらごらんになったことがあるかどうか知りませんが、取った跡を見ますと、もう土は全部取ってしまっておりまして岩なんですよ、下は、広いところが岩になりますから墓場と同じになっているんです。木一本生えないんです。あれは最初の計画では都市をつくる、あそこへ住宅をつくるんだ、ポートアイランドの方でもつくり、山の裏側にもつくるんだ、こういうことでおやりになった。それは土を全部取ってしまったところにはもうできない。十分取っていないところは

家が建っていますよ。木が生えている。しかし、こういうふうな状態になるまで土を取らないとあの神戸の埋め立てはできなかったんです。

今度の関西空港を埋め立てる場合に、どの程度に一体土を取るかというところが問題になると思えますね。つまり、自然破壊をするんですが、その後破壊された自然を復旧することができるといふ問題。復旧可能な程度で土を取るといふことが必要だと思いますが、そのような研究は一体なされておるでしょうか。

○政府委員(正田泰央君) 実態の方針につきましては運輸省の方からお答え申し上げますが、私も環境面からお答え申し上げますと、まず場所につきましては、今先生が御指摘のようなことが我々の世界でも重大問題でございまして、かつての場所のような、私有地について私的な会社がそういった土取りをするということにつきましては、おっしゃるような御懸念の結果というものが予想されないとはいえません。

しかし、今回のプロジェクトにつきましては、関係省庁の方も、公的ないわば公有地と申しますか、そういうところで、後のケアの方もきちんとしていたものができるといふ場所とか、あるいは土取りの採取主体とか、そういったようなことを考えているというふうな聞いておりますので、まず前提としてはそういうことを踏まえた主体がやはり行われるべきであるし、また、実際問題といたしましては、過去十年ぐらいの土取りのいろいろな反省などに基づくアセスメントなどもございまして、そういったことは十分建設省及び株式会社の方で考慮されるものと私どもの方では考えております。

○飯田忠雄君 それでは、それに関連したことをお尋ねいたしますが、大体この付近から土を取るんだという予想がございましたとくに行われる地質調査、どの深さまでどういふ土があるのか、どこまで掘ったかどうかという岩盤に到達するのとかいう調査をおやりになる計画はあるのでしょうか。

○説明員(小坂英治君) 土取りは本プロジェクト

にとつて大変大きな意味を持つものでございまして、どういふふうにするかということにつきまして、はかねがね調査をしております。環境面に与える影響をどういふふうにあせしメントをやるか、どういふことを考えたいかということにつきましても、五十六年、五十七年、二年間かけてまして勉強してきたところでございまして。さらに、それではどういふ場所から取つたら、一つは経済性の問題、一つは防災の問題、それから一つは環境の問題、これらを十分満足させるような土取りができるかという勉強をしております。ところでございまして、一方では、跡地をどういふふうに使つかうかということで、今先生がいろいろと御心配になつておられる件、その跡地利用との兼ね合いでどういふふうにするかという問題も若干変わつてくるかと思ひます。

したが、いまして、まず私どもとしては、どういふ岩質、あの地区は泥岩と砂岩の互層地帯でございまして。どういふ風化状態になつてゐるか、どういふ割れ目があるか、どういふ風化の状態であるかというふうなことが非常に意味を持つものでございまして、五十八年度にボーリングを相当やりました。大体五十メートルから百五十メートルぐらい、地形によつて当然違いますけれども、ボーリング調査をやっております。さらにそれを補充するものとして簡単な弾性波等の調査をやりまして、全体の地質の把握に努めておるところでございまして。

○飯田忠雄君 環境庁の方にお尋ねいたしますが、これは環境問題だと思ひますので。

関西空港の設置のための埋立用の土を取つた跡地ですね。跡地の利用計画、それから自然復元計画といふものについてどのようにお考えになつておるでしょうか。——運輸省でずいぶん、所管官庁でお立てになつた利用計画があると思ひます、それを御報告願ひたいのと、それから自然復元計画も同時に、それから、それが環境関係に影響があると思ひますので、環境庁の方の御意見、環境庁でどういふふうに一体それを受けとめて、どうい

うふうに今後指導していかれるか、それからまた、どの程度はかの官庁に対して強い発言権を維持していられるかという問題について、所管官庁、それから環境庁、両方からお答えを願ひます。

○説明員(小坂英治君) 現在私どもが調査しているところで、それぞれ相当な広さがございまして、場所によつては跡地利用が制限される場合もあるかと思つております。したが、いまして、ある程度の敷地を絞つて、複数でございまして、調査をしておりまして、これをある段階からは、跡地利用に最も責任を持ち、影響を持ちます地方自治体と話し合ひながら、どういふ跡地利用が考えられるか話し合ひをしていきたいと思ひます。

その跡地利用の形によりまして、どの程度自然を復元するかというふうな問題が出てこようかと思ひます。例えば先ほど話題になりました六甲等の住宅開発では、何%かのある程度の緑化を含めながら住宅開発をやつてゐるというふうな聞いておりましたけれども、私どももいたしましてその跡地利用の形によりまして考えてまいりたい。その中で特に問題となりまして、この地域の地質から問題となりまして斜面の安定等につきましては、防災上非常に意味を持ちますので、緑化による安定工法みたいなものも含めて跡地利用に合つた復元計画、跡地利用に合つた姿というものを自治体と一緒に考えていきたいというふうなことを考えているわけでございまして。

○政府委員(正田泰典君) 基本的にはただいま御説明があつたとおりだと思つておりますが、昨年の九月ごろ大阪から御坊にかけましてヘリコプターで私自身調査をいたしました。また私どもの関係職員、出先も含めて十分に調査いたしておりましたが、特に生駒山系のかつての開発、その際の跡地利用の問題、そういうものが私どもの重要な問題意識にございまして。さらに、恐らく採取地になるであろうという一円の地域につきまして、既に土取りの行われた場所もございまして。そういうものと比べて、い

ば絵を描く形にならうかと思ひますが、例えば泉南地域の方から見まして、景観的に跡地がどんなふうな形になるのか、あるいはそういうものを避けた、その次の山脈の方から取るかという方がいゝのではないかと、そういうふうな調査の問題が多々ございまして、そういうふうな調査の中に、あるいはもっと細かい調査、分析したものを前提にいたしまして、運輸省の方と、いろいろな御相談なり意見交換という形にならうかと思つております。

○飯田忠雄君 この環境問題につきまして、環境庁を中心とした各省との合同の機関というののはつられておるんでしようか、関西空港設置に当たります。非常なこれは環境破壊、自然破壊をい

たします。非常なこれは環境破壊、自然破壊をい

きまして一つの附帯条件がついております。環境監視に対してそれなりの仕組みをつくつて十分に監視してくれという話がございます。運輸省といつたしましては、この会社を指導しまして問題ないよう、環境監視の仕組みについても今後どういふようにやるかなお検討が必要でございましてけれども、十分監視できる工事の仕方、事業の仕方を考えていきたいと思つております。

○飯田忠雄君 これはだれそれがどういふことを具体的に考えておるということではなくて、国民の一般的な心配でございまして、この大阪空港をつくるに当たります。その事業主体を普通ならば成田のような形式をとるべきものが、ところがあつた形式をとらないで特に株式会社にしたということは、利益を中心にした考え方、空港をつくるためではないか。つまり、環境の問題とか文化財の保護とかいふようなこと、そんなことは一切抜いて、専ら安上がりで、専ら利用価値の高い空港をつくり上げようという、そういう経済中心の考え方、株式会社にしたのではないかと、不安が国民の中には存在するわけですね。

それで、そうではないというのであるならば、それでないという理由がなければならぬわけですね。株式会社の方が普通の公園よりはいい、公園にする、お役人であつてこれは怠け者だからだめだから、怠け者じゃないようにするために会社にしましたと、これはそれならそれで一つの理由です。しかし、そういう理由もないのに会社に

したということでは納得がいかない点があるんです。これは公の、殊に環境とか文化財保護といつたような問題を無視しようとする思想のあらわれではないかという心配ですが、どうですか。

○説明員(小坂英治君) 今まさに運輸委員会の方で御審議いただいておりますのでございましてけれども、私どもとしては、国際空港である第一種空港を今まで直轄で、羽田空港であるとか伊丹空港であるとかをつくつてきたわけでございまして、さらに成田空港という段階で、どうも従来の直轄方式ではとてできない、それは資金調達の問題でも

組織の面でも無理だということで公団方式をやったわけでございます。しかし、今回はさらにそれに加えて国、地方それから民間、その一致した協力責任体制のもとにやっています。それから、行政改革の中で一つの答申があるわけでございまして、民間活力を期待した新しい形の組織でこの空港をやっています。

いろいろございまして、この空港をもちろん経済的に、御指摘のように経済性を重視することはもちろんでございますけれども、しかしながら公共の空港でございます、公共性を持った空港として十分従来の空港と変わらないものをつくっていかないといけないということから、法律の中ではそれぞれの国の責任というものを明記してございまして、決していわゆる会社に全部任したという形をとっているものではございません。十分環境については国としての責任を担保した形でやっていくものと考えておりますし、そのつもりでございます。

○飯田忠雄君 運輸省の事務当局のお考えはまことに誠実でよくわかりましたが、政治ということになりますとなかなか事務当局のおっしゃる通りにいかないことが多いわけですね。

その点特に大臣にお尋ねをするわけですが、こういう会社ができたときに環境問題について、これから長い間事業をやりますから、環境を乱す、これについてどういう監督を実施されていくおつもりなのか、その方針、御決意、それから今後やっていける法律とか命令とかいうものがあるのかないのか。また、環境庁の方で、特にこういう環境問題についていろいろ他の関係官庁を呼んで合い議し、注意を与えていける組織をつくられることがあるのかどうか。また、この関西国際空港株式会社に対して直接環境問題については強硬な指示をお出しになる、そういう体制にあるのかどうかひとつお答えをお願いします。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。環境庁といたしましては、関係閣僚会議を実はつくっていただきまして、そしてこの関西国際空

港の建設問題につきましては対処していただいております。

普通でございますと、埋め立てをやりになりましてときにアセスをやって、そしてこれを環境庁の方に持ってきてもらうわけでございまして、そのほかに関連の事業につきましても大きなものについてはアセスをやった方がいい。今御指摘の特に土取りの関係につきましては、これはアセスをぜひともやっていた方がいい、こういう注文をいたしております。したがって、この土取りにつきましても計画を詳細に持ってきていただきまして、そしてそれを検討していくということもいたします。またその実行につきましても、これはもちろん運輸省の方において御監督になるでございまして、環境庁としてもこれに関心を持ってやらしていただきたい、こういうふうなことを考えております。

○飯田忠雄君 この問題につきましては、時間が参りましたのでこれで質問をやめますが、時間がもうないから次の質問はでき得ないかもしれませんが、実は動植物の共存共栄の政策、動植物との共存共栄政策と薬物使用の見直しについてという点でお尋ねをする予定でございましたが、九分までと書いてあるんで、あと一分ないですな。

時間が来ましたので、今回はこれで私の質問はやめます。もう一つの質問はこの次にいたすことにいたしますので、せっかく関係官庁の方、おいでくださいましたので、どうぞ御了解ください。じゃ、これで私の質問はやめます。

○近藤忠孝君 新潟県に粟島という面積九平方キロメートル、人口五百八十四人の小さい島があります。この島について自然保護あるいは文化財保護の立場からどういう法的措置がなされているか、まず御答弁いただきたいと思っております。

(委員長退席、理事丸谷金保君着席)
○政府委員(山崎圭君) 御指摘の新潟県粟島でございますが、これは県立自然公園がございまして、瀬波川流れ粟島という名前の県立自然公園の区域に組み込まれております。また、この島は同時

に県の設けました、県設の粟島鳥獣保護区として設定されております。

○近藤忠孝君 それから、直接の所管じゃないかもしれませんが、天然記念物についてはどうですか。お答えをちょっと無理かもしれませんが、これは鳥獣保護区とダブると思うんですが、オオミズナギドリ、ウミウの貴重な集団繁殖地になっておるわけですね。ですからここには環境庁としても鳥獣観察所が置かれてるんじゃないですか。

○政府委員(山崎圭君) ただいまも話し申しましたように、鳥獣の分野につきましても、これは県の設けた保護区でございまして、これは「理事丸谷金保君退席、委員長着席」

飯にそういう観察的なものがあるという申しもとも県の施設、県が設けたものであろう、こういうふうな推察をいたします。

○近藤忠孝君 防衛庁にお伺いしますが、国産開発中の地対艦誘導ミサイルSSM1の射場候補地としてこの粟島が挙がっていると思うんですが、その地元などへの説明あるいは折衝状況はどうでしょうか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。現有の訓練用射場等で陸上部から海上への射撃が可能などところをいたしました。静内、六ヶ所、佐多及び新島がございまして、いずれも狭間でございまして、使用期間が制限されていることとございまして十分な射撃ができない状況でございます。このため新たな射場を取得すべく、ただいま検討しているところでございます。

先生御指摘の粟島につきましては、調査対象の一つとは考えておりますが、いまだ部内検討の段階でございまして、候補地として決定したわけではございません。したがって、地元に対して申し入れをするとか調整をするとかといった段階ではございません。

いすか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。先般突然新聞報道がございましたため、県側から、新潟県でございまして、県側から防衛庁に対して事実関係等を承知したいという旨のお話でございまして、今回お話をいたしましたことについてのおおびかたがた、本地対艦誘導弾の性能等を初め防衛庁の考え方について、東京防衛施設局長を派遣いたしました御説明さしていただいております。しかし、正式要請ということではございません。

○近藤忠孝君 正式でなくていいんですけれども、やはり粟島を頭の中に置き、ときには幾つかある候補地の一つ——大体候補地は幾つあつて、どこなんです、いろいろ考えているのでしょうか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。地対艦ミサイルの試験訓練用射場を取得したいということで検討してきておりまして、粟島につきましても調査対象の一つというふうに考えているところとございまして、他の調査対象地の一つ一つについて申し上げるということとは控えさせていただきますというふうに考えております。

○近藤忠孝君 じゃ調査対象の一つでもいいんですが、このような自然公園を射場にしたら前例、これはありますか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。自然公園法にかかっておりますところのものを射場にしたいという例、もちろんその例というのはございせんけれども、私も試験場として持っております新島が、これが取得してから数年たちまして国立公園のかぶりを受けたという事実がございまして。

○近藤忠孝君 今も説明のとおり、要するに自然公園は後なんです。環境庁長官、これ初めての例なんです。自然公園に射場が設けられるということで、ひとつ次の質問に入りたいと思っております。

現在四つの射場がありますが、それが狭いという理由だけなんですか。狭ければその区域を広げればいいわけで、海なら無限に広がっているんですから。それができずに新たに、粟島は調査対象地だそうですが、ともかく他に求める、その理由は何かでしょうか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

まことに失礼でございますが、先ほどの若干訂正をお許しくださいと思います。国立公園に新たに指定されたということでございます。国立公園で、国立公園が国立公園に変わったということでございます。おわびいたします。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

現有の射場で陸上部から射撃訓練が可能なのは、先ほど申し上げましたが、四カ所ございまして、いずれも使用海面が狭隘であります上に、使用期間が制限されている等でございます。十分な射撃ができないという事情でございます。また、これらの使用海面を今後必要とする範囲まで拡大するという事は、射場を取り巻きます環境から見まして困難であるというふうに考えております。

○近藤忠孝君 まあ防衛庁で自分で狭いと言っているんですけれども、果たして狭いかどうか。端的に言えば、現在の訓練にはそれは差し支えないでしょう、現在のものには。今度、今開発して間もなくこれが実用化されるSSM1の射場としては狭隘だと、そういう趣旨なんではないですか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおりでございます。先生御指摘のとおりでございます。SSM1というのは、今まで日本の自衛隊が持っているもの、ミサイルよりも射程距離においても、また性能においても攻撃力においても一段と強化されたもの、そういうものだとして理解してよろしいですね。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の地対艦誘導弾でございますが、これはミサイルの諸元といたしまして、全長が約五メートル、胴径約三十五センチで重量約

六百六十キログラムのものでございます。

御指摘の射程につきましては、これは防衛上の機密といたしまして、細部については公表を差し控えていただきたいと思います。大体百数十キロメートルの射程を考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 ですから、一段と性能もそれから攻撃力も強い、こういう兵器の登場ということになるんだと思うんです。

調査対象の一つということですが、しかし、調査対象の一つに選ぶにはそれだけの理由があると思うんですね。なぜ粟島を選んだのか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

調査対象として選びましたのは、いろいろな諸元がございまして、海面に面しているとか、そういった事情がございまして、一つ一つについては若干御説明は差し控えていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 既に地元で報道されているところによりまして、人口が少なく、射場としての利用可能地が広いこと、それから船舶、これは航路も含むんでしようが、への影響が少ないこと、ということですが、それはそのとおりですか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

そのとおりでございます。それから、この島を選んだ理由として地元で心配していますのは地形ですね。要するに陸上も使うんじゃないか。大体ミサイルというのは山や谷に沿ってすうと行くんですから、海へ撃つておったんじや余り意味ないんじゃないか、恐らくこの島を全部使うんじゃないか、こういう心配があるんですが、その点どうですか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

海に向かって撃つつもりでございます。近藤忠孝君 そうすると、これも素人的な判断ですが、ミサイルの訓練をするのに、海は大体平らですから波に沿った程度のことなんじゃないしょうがないんで、やっぱり山が来たら上がり谷が来たら下がるという、そういう訓練はこれはどうする

んですか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の点でございますが、この地対艦誘導弾は、経過点をあらかじめ設定いたしました。たとりに飛ばせるように飛ばさずして、その後終末のホーミングに入っていくものでございます。したがって、経過点をセッティングいたしました。たとりに飛んでいるかどうか、これは発射試験のときには地上でモニターいたしておりますので、それがそのとりに飛んだかどうかはわかります。ということで、海面上でそのような飛し方をとらせ、それを確認することがございますので、地上を必要としないというものでござい

○近藤忠孝君 なるほど。そうすると幻の山の上を飛んでいくことになるようですね。

そこで、もしこれ予定どおりに、計算どおりに飛んでいかないような場合、その場合はこれどうするんですか。

○説明員(大原重信君) 私どもが開発しようとしておりますのは、そのように計画どおりにちゃんと飛ぶものを開発しようとしているものでござい

ますけれども、もし万一そのようなことが起こりましたときには、いろいろな方式をもちまして、まず地上でもって飛ばしように経路をあらわすモニターいたしております。その経路があらわ

はじめ設定いたしております。その経路があらわ

きには、地上から指令を与えてミサイルに対して水没をさせることができます。そのようなやり方になっておりますので、例えば予想以外の方へ飛んでいってしまうという事はございませ

○近藤忠孝君 例え一定の範囲があるんですね、そこを超えてしまふような場合、そういう場合爆

破するようにはあるんですか、自分で爆破させる。○説明員(大原重信君) 爆破させるのではありませんで、水没させるようなものでござい

ます。○近藤忠孝君 それから、これは実弾射撃なども

行うんでしょうか。

○説明員(大原重信君) 実用試験の際には、弾頭の性能も確認するためにいわゆる実弾頭を使うこともあろうかと思っております。

○近藤忠孝君 それから、既存の射場が狭隘だとい

うんですが、そうしますとこの場合にはどの程度の制限水域が必要なんですか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

制限水域、先ほど開発官の方からお答え申し上げましたが、百数十キロ飛ぶというわけでござい

ますが、訓練あるいは試験の場合はそれほどの水域を必要としないものというふうに考えておりま

して、まだ具体的に何キロのものが要するという計画もございせんが、おおむね数十キロというふう

に私どもは理解いたしております。

○近藤忠孝君 それから、これは今度陸上での施設の問題ですが、どういう施設ができるのか。ヘリポートなどは建設されるんでしょうか。それから隊員の数と滞在の期間、これはどうですか。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

陸上の施設は、広さといましては特に今のところ頭に描いているわけではございせんが、現有の射場がおおむね三十ヘクタール、四十ヘクタール、九十ヘクタールというので、新島は九十ヘクタールを持っておりまして、それから考えま

して三十から九十の範囲内ぐらいにおさまるだろうというふうに考えてございます。

それから陸上の施設といましては、今のところ常駐ということまでは考えておりませんので、隊員が試験あるいは訓練に参りましたときに

住まわしていただきます。隊舎とか管理棟とか、そういう簡単なものを考えております。

○説明員(大原重信君) お答え申し上げます。

隊員の数も具体的に何名という腹づもりは今のところしつかりしたものはいませんが、約百名を超す程度というぐらゐに考えております。

○近藤忠孝君 それからまた地元で心配しておりますのは、一たび射場を認めてしまふと、S

S M 1 だけでなく陸上自衛隊のホーク、あるいは今開発中の地对空ミサイル、あるいは海上自衛隊が導入をほかに決めている新地对空ミサイルパトリオットなどのこういう実射訓練に使用されてしまうんじゃないかという心配があるようですが、そういうことはないという約束はできますか。

○説明員(上田秀明君) お答えいたします。

先生御存じのように、ホーク、ナイキはたいまにおきましてはアメリカの射場を利用して訓練を行っておるわけでございますが、これを栗島において行おうとは思いません。

それから、その他の誘導弾等の射撃訓練または実用開発段階、それから射撃訓練に移行する段階で、今具体的にどれがどうという考えは持っておりません。使用して実施できるものがあればまた考えはなってくるかもしれませんが、今は具体的な計画はございません。

○近藤忠孝君 これが今栗島へのミサイルの、まだ検討段階と申しますが、しかし、候補の一つとして実際浮かび上がって地元へ説明もされておるようですので、具体的に起きている問題なんですね。先ほど御紹介したとおり、自然公園、環境庁の直轄ではないにしても、やはり責任は基本的には最終的に環境庁長官の責任になるものですが、そこをどういうものが、しかも初めてなんです、設置されるという問題が起きておるんです。

そこで、今後の問題、要するに自然保護という立場から、これがもしも具体化していく場合に環境庁としてはどういう態度で臨むのか、これをお伺いしたいと思っております。現に県の方では公園計画を立てていまして、遊歩道とかあるのは釣り場とか、また遊覧船もちやうどこの射場が設けられようとしている突端の前を通っていくという、そういうような遊覧船も実際あるようでありまして、そういうのが進んでおる以上、これはやっぱ環境行政としてはそのまま放置できないんじゃないか、こう思うんですが、それについての長官

の考えを聞きたいと思っております。

○国務大臣(上田徳君) 環境庁といたしましては、新聞報道等を通じてこういうような何かあるらしいというぐらゐな程度にしか承知をいたしておらないものでございますが、県立自然公園また県の鳥獣保護区につきましては、知事さんが県の考え方においておつくりになるものでございまして、そういうものをつくったということでございますが、これは景色のいいところとか、そういうところを選んでおやりになられ、また鳥獣、これはオオミズナギドリでございますが、生息をしておるから鳥獣保護区ということでお決めたのだと思いますのでございまして、そういう自然を保護するという観点から、これはもしお申し出があった場合は慎重に対処していただきたいと念願をいたしております。

まだ何にも連絡がありませんので、どうということもまだできませんわけでございます。

○近藤忠孝君 来てからでもないんですが、しかし、対処していただきたいというのは人ごとでありまして、やっぱり環境庁としても自然保護の観点からそれは県を指導するなり、あるいは県と相談するなり、それなりのやっぱ対応があつていと思ふんですが、全くそれは県知事任せですか。そうじゃないと思ふんですが、その辺については環境庁としても重大な関心を持ち、かつ自然保護に支障を来さないような、まあいろいろありますよね、直接の法的な責任があるかないかという問題もありますから、それはあると思ふんだけれども、全く無関心じゃないでしよう。それはやっぱそれなりの関心を持ち、それなりの対処はするんでしよう。それをお聞きしたいんです。

○政府委員(山崎圭君) ただいま大臣御答弁の趣旨は、具体的な権限なり何なりを即して申し上げれば、やはり県立の自然公園である以上県知事さんの管轄に属することである、そういう意味で県知事さんの御判断にゆだねられるべきことである、こういうこと。さらに一般論として申し上げれば、こういうことであらうと思つておるわけで、県

知事さんがその御判断については自然環境の保全ということを考えて慎重にやっていたきたい、こういう御答弁の趣旨であらうと思ひますし、私もそう考えております。

○近藤忠孝君 ただ、これは申し出る場合には国の方から申し出るんですから、やっぱりそれは環境庁全く関心ないというふうなことではなくて、重大な関心を持って対処してほしい、こう思うんです。

あと残された時間、今まで質問通告しておきながら時間の関係で質問できなかった若干の問題についてあと質問したいと思ふんです。

一つは、神通川流域について汚染土壌の復元事業が第一期工事が終わりました、第二期に準備が進んでおります。どうしてもやはり汚染された土壌を復元してきれいな環境を取り戻したい、こういう点で臨んでおるんですが、問題は、多額の金と労力をつぎ込みまして、再び上流からカドミウムが流れてきたんでは、そして再汚染したら大変だ、まさにこれは大きな社会的損失になるわけでありまして。

地元ではその対応策がいろいろ進んでいますが、ここに北陸農業試験場の飯村康二さん外一名の報告書があるんです。それによりますと、いろいろ実験してみた結果、「自然界の平衡を破つて少しでも汚染が加われば、その汚染の程度に比例して川泥や水田土壌などにカドミウムの蓄積が進んでいくことを示している。」「カドミウム濃度が〇・〇一ppmのところでは相当の吸着がおこり、土壌の汚染が急速に進行していくものと考えられる。」「という指摘をいたしまして、〇・〇一ppm Cd の用水を灌漑した場合、土壌中のカドミウム濃度は数年以内という比較的短期間に一ppm 程度に達すると考えられる。」「そして汚染米、〇・四ppm あるいは一ppm を超える米が生産される可能性がある、こういう指摘がされております。

そこでお伺いしたいのは、今のところこういう研究はこれだけだと思ふんですが、これを否定する

るような調査や論文などはあるのかどうか。そしてまた、この結果というのは一定の重視をしなきゃいかぬと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) ただいま御指摘の北陸農試の論文は私も承知しております。これについて特に明確にそれを否定するという論文等は私も承知しておりません。ただ、環境庁といたしましては、水から土壌へ、それから土壌から植物体へ移行するそのメカニズムは非常に複雑でございますので、私も土壌汚染防止対策事業をやっておりますので、各地区でいろいろな数値にばらつきがございまして、直ちにこの論文の内容がそのまま真実であるというふうには私も判断しておりません。

いずれにいたしましても、再汚染防止ということとは百五十億、神通川について一次、二次で百五十億も金をかけるわけでございますから、数年間で再汚染をするといつたらこれはゆゆしいことではないかと、私も承知しております。十分な観測その他はやっておるつもりでございます。

○近藤忠孝君 やっぱ神通川というのは通常の河川とは違うと思ふんですね。現に多数のイタイイタイ病が発生をしたという地域ですし、それから、今言われたとおり莫大な金をかけて復元事業を下流で行つておる、こういう地域で再汚染は断じて許せないことだと思ふんです。その意味でも常時監視体制が必要で、それから、防止協定に基づいて三井金属と被害住民が定期的にサンプリングをとつて、それぞれ持ち帰って分析をして突き合せて、汚染も単に発生源だけじゃなくて、途中の河川、要するに環境状況もこれは調査をしておるんです。

そういう意味では、実際被害住民みずからが環境を守つておるということになるんですが、問題は、行政の側としてそれに対応することややっていると、カドミウムだけでなく重金属については不検出だということ、でも、どうも様子がわからないんです。しかし、実際に被害住民と三井金属が

第二十部 環境特別委員会會議録第七号 昭和五十九年六月二十日 【参議院】

和五十九年六月二十日

一五

まず先生の第一点目のお尋ねでございますが、そういう方法につきましては県の方で検討いたしました、病院の協力が得られれば、カルテを貸していただけたらと希望をいたしたくとかというようになことを考えてみたいというぐあいになっております。

それから第二点の医療審議会の二人のことでございますが、現在の業務が認定審査会にかかわることというところでございまして、この中身といたしましては、認定審査会で審査されました資料の点検なり整理なり、あるいは病院調査等も行っていただくわけでございまして、またあわせて、棄却をされました方々に対する棄却理由説明などをしていただくわけにございまして、医療審議会の二人もこの水俣病に関するいろいろな業務に携わって、鋭意努力いたしておられるという状況にございます。

○近藤忠孝君 主治医の協力を得られればということなんです、主治医の方は協力するつもりで待っておられるんですよ。だからそれはもう通知すればそのままだから、これは何も今言ったように、もたもた言わないで端的にそういうことをやりますというので、素直な方がこれは物事が早く進むのじゃないでしょうか。どうも長谷川さんの話を聞いてみると、何か回り道のような答弁をいつも聞くんだけれど、促進するんです、それで。

○政府委員(長谷川慧重君) 私どもは県からいろいろお話を承っておりますし、お医者さんからもお話を承っておりますが、カルテを提供するといふのは、県の方に資料として提出するに付いてはいろいろの御意見の方もいらっしゃる。先生おっしゃる通りに、すぐにでも差し上げるとか提供するということをおっしゃる先生もおられますし、必ずしもそうでない先生もいらっしゃるわけでございますので、そういう面を一概にそうするというぐあいになかなか言えないということでございます。

○近藤忠孝君 それじゃ、提供する先生にはすぐ

通知をして提供してもらおう、そうでしょう。皆通知して、提供しない先生は提供しないだけの話なんです、だからすべての先生に通知すれば、出す先生は出してくださるんです。それだけの話じゃないですか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。御案内のとおり、水俣病につきましては三県一市でそれぞれやっているわけにございまして、いろんなところでいろんな事情等もございまして、先生の御趣旨につきましては、十分私も理解しているつもりでございます。そういう点を踏まえながら、私も各県市とも十分連絡をとりながら、亡くなった方々の資料の収集につきましてはさらに努力してまいりたいというぐあいに考えております。

○近藤忠孝君 それから、もう一つ認定の促進がうまくいかない理由として、環境庁側の今までの答弁では、検診拒否がある、この検診拒否という事態をどう理解しているのか苦慮しているという答弁でした。ところが、これは東京で考えたのじゃわからないんです。私も東京におつて考えた、これは全く本末転倒ですよ。しかし被害地に行つて患者の話を聞くとよくわかるんですよ、また実際調べてみますと。

一つは、検診が患者の立場に立っていない。要するに、うそを言っているんじゃないかということ、血が出るまで針を刺して感覚障害を調べるといふんですよ。そのことを初めとかく大変な検査、しかも不親切、そして疑いがかけられておる、そういうことがまず患者が嫌になる理由。それからもう一つは、検査が済むとほとんどが棄却されてしまう。要するに棄却のための手続になつて、死んで解剖しなきゃこれは認定されないというところは今まで述べたので省略しますけれども、そういう事態ですね。患者はしょうがないから再申請しますが、再申請した場合、一年ないしは半年間は医療費がもらえませんか。そうで

ないことが本当に生活困窮の患者の皆さんには耐えられない。だから、検診が終わったというところは、まさにそういう事態になるのだと。考えてみれば、本当にわずかなために、しかし自分の生活を守るために全く本能的な反応をしている。そのことがこれを阻んでいる一番の理由だと思ふんです。

もう時間ですから端的にお伺いしますが、そういう点では申請即医療費支給という、これは建前上なかなか難しいとおっしゃるけれども、やはりこれは形式論じやだめなんですね。そこでもう一歩踏み込んで考える必要はないのか。それから、簡易な検診方法、例えば永木先生のペインメーター法ありますね、そんなものの開発とか、そういう点でもっとこれは一歩進んだ対応が必要じゃないかと思ふんですが、答弁を伺つて質問終わります。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。まず、検診の実施に当たりましては、先生からただいまお話ございましたように、いろんな不信感といふんです、そういうような問題もあるというぐあいに聞いております。私も、検診に当たりましては、そういう患者さんの状況を十分配慮した上で、その患者さんの病状を的確に把握するための検診をやつていただくようにということ、県にそういうぐあいに要請いたしておるところでございます。

申請即医療費というよりも、現在の医療費のお話でございますが、私もこの医療費、治療研究事業につきましては、あくまでも、水俣病認定申請者が申請から処分までに非常に長い期間にわたる場合もありますから、その間の病状経過を把握するという観点におきまして、先生お話しございましたように、半年なり一年たつた方々についての治療研究事業というものをやっているわけにございます。そのような趣旨から、先生お尋ねのような、申請したらすぐに医療費というわけにはな

なまいらないということで、それは御理解いただきたというぐあいに思っております。

なお、先生お話しございましたペインメーターにつきましては、私も県あるいは熊本にございまして研究センターでもいろいろ調査研究を行っているわけにございますけれども、的確にいわゆる感覚障害を把握することもなかなか難しい問題があるというようなお話を承っております。そういう面でも現在まだ取り入れていないといふんです、そんな状況にございます。いずれにしましても、検診がより簡素化、迅速化できます方法があれば非常に望ましいことでもございまして、そういう面につきまして今後とも引き続き改善なりあるいは研究調査というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○中村鋭一君 環境庁とそれから文化庁にお尋ねいたしますが、タンチョウヅルとそれからトキ、さらにコウノトリですね、この三種につきまして現在確認されております個体数、保護の現状、それからえづけ、さらに繁殖計画の実態と今後の計画等についてまず御説明をお願いいたします。

○政府委員(山崎圭君) お答えいたします。御指摘のタンチョウヅルでございますが、タンチョウの生息数は昭和二十七年に三十三羽という数を数えたのでありますが、その後幸いにふえてまいりまして、三十年たちました昭和五十八年十二月の調査によりますと三百四十五羽になっております。私も環境庁は、生息地の保護という観点から釧路湿原、ここが生息地でございますが、この中にクッチャロ太島保護区を設けておりまして、これをまた同時にラムサール条約に基づきます指定湿地として登録をしております。その保護を図つていくことのほかに、毎年その生息数の調査をございまして、また給餌などを行つた保護増殖事業を行つております。それからトキでございますが、トキの方は残念ながら逆の傾向にございまして、いろいろ紆余曲折がございましたが、昭和五十六年に野生で飛ん

でおりました五羽を捕獲いたしました。佐渡のトキ保護センターでいよいよ人工飼育の増殖、飼育増殖を開始したわけでございます。現在雄一羽、雌二羽の三羽ということになっておるわけであります。これにつきましては、専門家の参加を求めましたトキ増殖技術検討会を設けて技術的検討を行っております。現地のトキ保護センターにおきましては四人の専従職員等が、一つは、つかいによりまして、ペアを組ませましての自然交配、それによる卵を産んでの産卵ということをお願いしておるわけでございまして、さらにまた、今研究段階でございまして、人工授精によりましての交配をどの程度期待できるか、それをせっかく努力中でございます。

それから、コウノトリでございますが、これは文化庁から御説明していただいた方がいとも思いますが、毎年一、二羽程度、旅鳥でございまして、旅鳥として飛来するものもございまして、留鳥としましては残念ながら野生状態では生息する個体はございません。現在十三羽が各地の動物園で飼育されている、こういうふうにおおるところでございます。

○中村鋭一君 文化庁、コウノトリ。

○説明員(田村誠君) コウノトリについてでございますが、我が国で最後まで自然状態で生息していた兵庫県の豊岡盆地の水田におきまして、食糧増産のために農業が散布されるようになりまして、えさ不足等によりまして昭和三十年ごろには但馬地方で三十羽が推定されていたわけでございますが、昭和三十九年には十六羽までに減少したというふうなことで、翌年昭和四十年から豊岡にフライングゲージを建設いたしました。人工飼育条件下での増殖事業を兵庫県が事業主体となりまして実施してきておるわけでございます。現在、この豊岡で七羽が飼育されておまして、日本動物園水族館協会の獣医の方々を初め鳥類学者などの協力を得ながら人工増殖を試みているわけでございまして、残念ながら今のところまだ成功していないわけでございます。

ただいまお話がございましたが、これ以外に野外で繁殖していたコウノトリというのは、昭和四十四年以後全く観察されなくなっているという状況でございます。

○中村鋭一君 今コウノトリのところで農業という言葉が出ましたけれども、例えばアメリカの国鳥として指定されておりますハクトウワシなんか、まああいつは猛禽類といいますが、まず農業がまかれましてそれが水の中に流入する。それを小さな微生物といいますが、プランクトンが食べ、プランクトンを小魚が食べる。その小魚を中ぐらいの魚が食べる。大きな魚を海辺に生息しておりますハクトウワシが食べる。その結果といったしまして、例えば水銀等の有害成分が個体の中に残留をいたしまして、今や例えばハクトウワシも絶滅に瀕している、こういうことが言われているわけでございます。だから、朝からの委員会指摘されておりますように、例えばこういういった除草剤等は人に影響を与えるのみならず、生態系そのものも場合によれば破壊していくということを我々はしっかりと念頭に置いておかなければいけないと思っております。

ニホンカワウソにつきましては、現在の確認されております個体数、これは高知県だけとわかれておりますけれども、その他保護の実態等について御説明をお願いいたします。

○政府委員(山崎圭君) 確認されているかとおっしゃったわけでございますが、いろいろな痕跡でございまして、ほかのデータで推測すると言った方が正しいのかもしれない。いづれにいたしましても、四国西南部に推定約十数頭と言われているが、ニホンカワウソが生息していると考えております。そしてこのニホンカワウソに対しては、名前のものでもございまして、それを設けておまして給餌と調査を行っているところでございまして、

○中村鋭一君 ここに、五月二十一日付の朝日新聞に井川一久という編集委員が実際に高知県の西

南部を回りましてカワウソを求めた記事が出ています。それだけでも、その中でこういうことを書いてあるんですね。「このほど北宇和郡津島町で廃棄方法の不備が明るみに出た猛毒の2・4・5-T系除草剤は、昭和四十二年から四十六年にかけて大量に使われたが、同町付近でカワウソの生息を示す足跡、食べ残しのエサ、巣などの発見報告(いわゆるカワウソ情報)が絶えたのも四十五年前後。偶然にしては過ぎている。このように朝日の編集委員は書いておられるわけですが、環境庁としてはこのことについての因果関係は御研究ではございませんか。

○政府委員(山崎圭君) 私どもまだそういう除草剤と、けもの、例えばニホンカワウソというふうなものとの因果関係については残念ながらそこまで研究が及んでおりません。

○中村鋭一君 それはそれでしようね。この新聞記者も「偶然にしては過ぎている。」と言っているだけで決して断定をしているわけでもない次第でございます。ただ、そういうふうな農業等々が生態系に重大な影響を及ぼすということは、何度とも言いますが、我々は常に念頭に置いていかなければいけないと思っております。

長官、少し演説になりますけれどもお聞きいただきましたが、この地球上に生物が出現したときからおよそ三億年前と言われている。現在この地球上に生息するあらゆる生物の種はおよそ百五十万種と推定されておりますが、およそ二億年前に恐竜が出現をいたしました。この恐竜が一億年にわたっておよそ一千万種地球上で繁栄をきめたわけですね。二億年前に出現して一億年地球上の支配者となつて、それがわずかに百万年の間に絶滅をいたしました。これは考古学のジャンルに属することかも知れませんが、歴史がそれを我々に教えているわけでありまして。一億年にわたって栄えた一千万種が百万年の間に絶滅した。こう言いますと非常に急に絶滅してしまつたように思いますが、考えてみますと、一千万種が百万年でございまして、およそ千年に

一種の恐竜が死に絶えていったということになります。一千年です。千年に一種です。

ところが、ここ三百年の間に地球上の哺乳動物と鳥類だけでおよそ二百種が既に絶滅をした、こういう証明がなされております。単純に計算をいたしますと、三百年に二百種でございまして、千年で言いますと七百種ということになります。一万年で七千種です。十万年で七万種です。百万年で七十万種ということになります。今の加速から言いますと、今から二百万年たつて五百万種の地球上のあらゆる生物は死に絶えなければならぬ。それをあえて言っているのがここ三百年の人、ホモサピエンスである。

考えてみれば、我々はこの百五十万種と言われる生物の中で自然の支配を受けている種が大多数でございまして、自然の支配を受けていない野生動物である人たゞ一種ということが言えると思っております。だから、よほどこれはそれだけにいやな人が勇気を持ってこの生態系を大事にしていかなければ、今申し上げましたように、まことに大胆な単純計算ではありますけれども、二百万年すると地球は我々人によって人そのものが被害を受けて死に絶えてしまわなければならない。これは重大な問題である、こう思っております。

そのためにも環境庁の存在は非常に大きな意義があると思っております。今申し上げました三百年に二百種の哺乳動物と鳥類が死に絶えていた。そういうことに少しでもブレーキをかけるために、ワシントン条約が一九七三年に成立いたしました。このワシントン条約の内容、その目的につきましては、外務省来ていただいていると思っておりますが、まずお答えを願います。

○説明員(野口孝男君) 答え申し上げます。いわゆるワシントン条約の目的でございますが、それは、絶滅のおそれのある野生動物植物等に関する国際取引を各国が協力して規制することによりましてそれらの野生動物植物の保護を推進しようというものでございます。

この条約の内容は、附属書一に、絶滅のおそれのある野生動物で取引の影響を受けるものを掲げてございまして、これらの動物につきまして商業目的のための取引を禁止しております。また、附属書二には、現在必ずしも絶滅のおそれはありませんが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれがある野生動物等を掲げてございまして、これらにつきましては、輸出国の科学当局、我が国につきましては環境庁と農林水産省がこれに当たりますが、その科学当局の助言等を得まして、管理当局、我が国におきましては水産省がございまして、ただし一部につきましては水産省がございまして、そういった管理当局が許可した場合以外の輸出を禁止しております。輸入国はその輸出許可書を事前に確認するという事になってございまして。

○中村鋭一君 これを日本が批准したのは何年何月でございましてか。
○説明員(野口晏男君) 一九八〇年の八月でございまして。
○中村鋭一君 そうしますと、七年ばかりラゲがございまして、日本の批准がくれたのはどういう理由だったんでしょうか。
○説明員(野口晏男君) おっしゃいますとおり署名後七年ということになっておりますが、この条約の批准がくれた背景というものといたしましてこのようにことが考えられると思っております。その一つは、この条約の規制の対象が極めて広範囲にわたっておりまして、関係各省の所管にまたがる事項が多くございまして調整に時間を要したということが第一点でございまして。

第二点は、条約の規定の国内の実施に当たりまして技術的な面での実効性の確保のために検討を要するものがあつた。具体的には、例えば野生動物の通関時のチェックの仕方といったものがございまして。そのために、主要締約国の条約の運用を見きわめまして条約の締結の検討作業に入つたということが第二点でございまして。
第三点として、条約の国内の実施のための

関係国内法令の検討に時間を要したということ。第四点として、この条約の締結によりまして影響を受ける関係業界と条約の実施の方法につきまして調整を行う必要があつたというふうな事情でございまして。

○中村鋭一君 どうも外務省ありがとうございます。これは、条約を結びそれを批准するのは外務省が主管官庁でございまして、この条約の締結によりまして実際に批准された条約を科学的に適用するのは環境庁、それから管理していくのは通産省、こう伺いました。通産省にお尋ねをいたします。
今批准が七年ばかりおくれた理由を四点を外務省はお挙げになりました。まさにそこだからいろいろな問題があつたんだし、実際に管理していく通産省も、条約は批准したけれどもその点においていろいろと御苦労もあつた、こう思うんですが、条約批准後の適用状況といふことが、現実これが守られ、罰則もあるわけではございまして、それに違反した場合の摘発、あるいは罰則の適用等についてのこれまでの状況をまずお示しをお願いいたします。

○説明員(斎藤俊和君) お答えいたします。ワシントン条約に基づきます輸出入取引の規制につきましては、外国為替及び外国貿易管理法、それから同法に基づきます輸出入貿易管理令及び輸入貿易管理令で実施しております。ただいま外務省から御説明ございましたような手続に従いまして、附属書一、二、それぞれ手続ののちとて輸出入を行っております。
若干のデータを申し上げますと、昭和五十五年十一月に我が国においてワシントン条約が発効いたしました以来、輸出入の承認件数を申し上げますと、まず輸出につきましては約三千七百件、輸入につきましては約一万二千件台という数字になっております。先生御指摘のような、こういう正規の手続を経ないで持ち込まれた件数でございまして、若干年を追って数字を申し上げますと、昭和五十六年には二件でございました。五十七年には

四件、五十八年には十一件、五十九年は現在まで三件でございまして。

こういうふうな持ち込まれたものにつきまして罰則がどうかということではございまして、法律上見てみますと、先ほど申しましたような、輸出入承認または輸入承認等を受けないでワシントン条約の対象となります動物を輸出または輸入した場合には、外国為替及び外国貿易管理法第七十条に基づきまして三年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金、これは併科される場合もございまして、そういう規定になっております。先ほど申しましたように、手続を経ないで持ち込まれた場合、これは、こういうことについて現在まで外務法に基づきまして罰則をかけた例はございません。これは、こういったものを輸入しようとしたものが必ずしもワシントン条約上の規制、ワシントン条約の対象になるものかどうか、そういったものを承知していない場合が多いわけでありまして、そういったものに対して先ほどのような法律上の罰則を直ちに適用するといふのは必ずしも適当じゃないという考えで、今までございせん。ただし、こういうふうな持ち込まれたものにつきましては厳重に注意をしております。基本的には、持ち込まれたものは、今までの例では全部任意放棄とい

います。輸入者が放棄しております。したがって、輸入した人間はそのものを以後所有しないといふふうになっております。それから、以後そういう輸入をしないようにという注意は厳しくしておる次第でございまして。

○中村鋭一君 思いつきみたいな質問で恐縮でございますが、この間テレビを見ておりましたら、国内の動物園業者が例のエリマキトカゲを、パプアニューギニア政府だつたと思ひますが、許可を得て数頭輸入をいたしました。それを持ってテレビのショー番組に出演をしておりました。私、見ておりました非常に嫌な気がいたしました。私、私だけかと思ひましたら、私の娘も見ておりました。幾らテレビのコーナーで人気があるとはいひながら、現実には生きているエリマキトカ

ゲを輸入して、そしてああいふテレビのショー番組でみんなの前でエリマキトカゲを手のひらに乗せて、こんな迷惑なことではないかということを言っておつたんでございまして、このエリマキトカゲはワシントン条約の附属書のどの部分に入つておりましたか。

○説明員(斎藤俊和君) エリマキトカゲはワシントン条約の附属書のいずれにも入っておりません。したがって、こういう規制の対象になっていないということではございまして。
○中村鋭一君 ですから、こういった立派な条約ができてそれなりに完備しているようだけれども、現実には例えはこういうエリマキトカゲなんかを批判になります。やはりそれを営利目的で輸入をして、エリマキトカゲの迷惑は全く考えなくてわあわあわあ騒いで、あれはエリマキトカゲを怒らせて、エリマキトカゲが必死になつて逃げるために標を付けて、ああいふ格好で走らざるを得ないように造物主によつてつくられておるわけですか。それを厚かましき人がそれがひょうきんだとか、かわいいたとか言うのは、こんない

ば不遜な行為は私はない、こう思うのです。
ひとつ長官の点につきましても、例えばワシントン条約の附属書に加えるべき動物の種類々々も、これは常に環境庁は外務省あるいは通産省と協議を怠らず、例えばこういうふうなエリマキトカゲが話題になれば、これはやっぱり悪いから、これも附属書の二に加えたらいんじやないかぐらいの討議はなさるようにならばいいんじやないかと思ひます。その点について長官何か御意見ございましてか。

○國務大臣(上田稔君) 私もエリマキトカゲというのを見たこともございせんけれども、何か非常に数が限られておつて、そしてしかも弱い、弱いことをお聞きをいたしております。したがって、そういうような特殊なものであれば、やはりこれは減るということはないようにしていかなくちやいけない。ワシントン条約にまさに該当す

るものだと思いますが、これは外務省の方ともよく連絡をいたしまして、あるいはまた、おかげで国連の環境特別委員会の方に我が方の代表も出ていただいておりますが、その代表も外国の方でいろいろ活躍をいただいておりますので、話題があれはそういうところにおいても賛同を得るようにはしていただきたい、こういうふうに考えております。

○中村鋭一君 どもも前向きの御答弁をいただきましてありがとうございます。

私、ここに「滅びゆく野生動物」、これはイタリアの動物学者が著した、絶滅を心配される動物の種をまとめた本なんですけれども、この中で、これはやはりチーターという動物なんです、これはワシントン条約の附属書の1に挙げられている動物でございます。この本の記述を見ておきますと、こう書いてあるのですね、「国際毛皮取引連盟は、チーターの毛皮利用を一九七一年一九七四年の四年間見合わせるように呼びかけた。フランス、イタリア、スペイン、スカンジナビア諸国、日本などの国々はあっさりとは無視してしまつた。」と、このように書いてあるわけです。書いたのはイタリア人の学者でございますけれどもね。これどうでしょう。外務省、通産省あるいは環境庁、どちらでも結構でございますけれども、この事実確認はしていらっしゃいますか。

○説明員(山崎主君) お答え申し上げます。

先生の御指摘の国際毛皮取引連盟はロンドンに本部がありまして、毛皮全般についての取引についていろいろ協議をしているようでございまして、我が国の毛皮業界は一九七五年、昭和五十年に加盟したわけでございまして、お話しの一七四年の取引につきましては、加盟以前のことでございまして、業界全体としてそれを正式に受け取った形跡がないようでございます。ただ、チーターのような毛皮につきましては、ある意味では日本人の趣味なりあるいは嗜好に合っていないということもございまして、かなり需要がなく、むしろ御指摘のフランスなりイタリアにおいて

て非常に好まれているものであるというふうに聞いております。

なお、八〇年にワシントン条約に加盟いたしましたので、御指摘のとおりチーターは1類として分類されておりますので、加盟後は商業目的の国際取引としては禁止されておるということでございます。

○中村鋭一君 山東委員なんかは毛皮には大変お詳しいと思うんですが、例えばオセロット、あるいは南米の岩石の山におりますビキニナ、こういった毛皮が珍重される動物あるいは海の生物でありますラッコ等々、こういった人類が毛皮をとることを目的にして乱獲をいたしました動物の種というのはたくさんあるんですけれども、こういったものを環境庁としては積極的に世界の世論に訴えかけて、従来珍重されてきた毛皮といふものはもうこれを、例えば女性のコートなんかにするのはやめようじゃないかというふうな、具体的にはこういう呼びかけをなさる御意思あるいはそういう御研究は従来環境庁ではおやりになつていらっしゃいますか。

○政府委員(山崎主君) 毛皮の需要あるいは毛皮に対する嗜好と申しますか、そういう問題に限定すればそういうことまで意識してやっておりますが、せんが、広く野生動物の保護といふ点から、そういう観点での認識は十分当然の使命として持つておるわけでございまして、例えばそのための世界野生生物基金というふうな民間団体の活躍もあるわけでございまして、そういうものに對しましても積極的な御支援を申し上げていくというふうな形で、要は、これ長いことになっていくというふうな形で見なければならぬと思ひますが、結局は国民の自覚なり意識の問題に尽きる、こういうことでありうと思ひます。そういう観点でさらに研究をさせていただきたい、こういうふうに思ひます。

○中村鋭一君 例えばフランスの映画女優のブリジット・バルドーさん、あの方は、前非を悔いてかどうか知りませんが、大変な女優の全盛時代は

毛皮の消費者の側であつたと思うんですが、今はこういった、例えばチンチラとかアザラシとかラッコとか、こういったたい毛皮を持つてゐる動物を一切とらないで、おこう、大事にしよう、そういう運動の先頭に立つてブリジット・バルドーは活躍をされている。そういう点で、私も昔からのファンだったので、それから大変敬意を払っているんですが、環境庁もこのブリジット・バルドーに倣つてひとつこういう点においても今後とも大いに頑張つていただきたい。

そこで、今お話に出ましたWWFですね、動物基金、それからナショナルトラスト、これも環境庁が提唱されて、日本名を公募されたように私承知しておりますけれども、それから鳥のサンクチュアリー、こういったものも日本に今何カ所か設定されているようで、これは大変結構なことだと思ひますが、このサンクチュアリー、それからWWFの活動状況、それからナショナルトラスト、こういったものにつきましては現状と環境庁の対応の仕方、今後の方針等を簡単に結構でございますからお願い申し上げます。

○政府委員(山崎主君) WWFは、国際的な世界野生生物基金というものがございまして、それの日本委員会という姿で、財団法人格を持つておるところでございます。世界各国の野生生物保護事業に協力いたしますと同時に、国内の野生生物の事業を推進する、こういう役割を持つておるわけでございまして、私どもの認可法人でございまして、この活動に對しましては、従来から指導、助言を申し上げて、あるいは募金キャンペーンの行事などにも御支援申し上げる、こういうふうなことのほか、例えば一例を挙げますならば、イリオモテヤマネコ、これの調査の事業をこの団体に委嘱をして、テレメーター調査などをやつていただいております、こんな姿でございまして。

また、バードサンクチュアリーにつきましましては、野鳥の聖域という姿でございまして、一般的には日本野鳥の会、これも環境庁の認可財団法人でございますが、それが自主的にある一定の地域

を限りまして鳥獣保護的に運用をし、またそのバードウォッチングなどの利用にも供する、こういうふうなことでございまして、これについても積極的な指導、助言を行つてきておるわけであります。卑近な例等申しますれば、北海道ウトナイ湖、ここにその第一号ができてゐる、こういうようなことでございまして。

ナショナルトラストにつきましましては、これはちょっと意味合いが、考え方も違いますけれども、要は、国民の浄財を募りまして、自然破壊から土地を買い取るというふうな姿でその土地を守つていこう、こういうふうな姿で発足いたしました。イギリスの例に範をとりまして、日本にもそれを広めていこう、こういうことでございまして、北海道の知床あるいは和歌山県の天神崎等においてその活動が行われておる、このようなことでございまして、私どもも、ただいま先生御指摘のような愛称募集というふうな姿でこの普及啓蒙も行つてきておりましたし、またこのナショナルトラストの今後の発展の方向を探るというふうな意味合いを持ちましての研究会の発足、その報告書の取りまとめ等もいたしました。今後ともいろいろ課題がございまして、これについても積極的な発展を求め方策を考えてまいりたい、かような基本姿勢でおるわけでございまして。

○中村鋭一君 ことしあたり日本の各地で蜚の復活運動が大変盛んでございまして、滋賀県の例えば山梨県は、ボランティアの人たちが中心になりまして、数年間努力をいたしまして、ことしは特に大きなゲンジボタルが、カワナがたくさん川に戻つてきたこともありまして、ことしは数万尾乱舞したと言われているんですが、この間新聞を見ておりましたら、ところが蜚祭りの当日に、あれは何日かなんです、蜚合戦というのがあるんですが、蜚が一斉に飛び立つ。一番見ごたえなわけですが、その当日に、かっぱ姿に長靴の職漁者、専漁者ともいいます、プロの蜚ハンターが大量にあらわれて、町当局は一生懸命とらないでくれと呼びかけたんだけど、たくさんさんの蜚をとつ

て持つて帰る。

都会へ行きまうとこのゲンジボタルが一匹二百円から三百円で売れるそうなんです。大阪あたりでも、私も毎年案内をいただきますけれども、料亭で宴会と、こう言いまして、ゲンジボタルを庭に放して宴会をやる、そういうところもあるわけなんです。私、せっかく皆さん努力して、やっとなつてきて、しかもゲンジボタルのようになすばらしい蟹が戻ってきたのに、これをもって持つて帰るのをどうにもできない。町そのものが例えば条例とかでそれを規制しているところもあるんでしょけれども、やっぱりこれは最終的には私は地域指定じゃなくて、例えばゲンジボタルのような特別天然記念物は、その種に対して、これは一切とちやいけないうる規制をかける方向が望ましいと思うんですけども、文化庁の御見解はそこ点いかがでございますか。

○説明員(田村誠君) ゲンジボタルについてでございますが、ただいまお話がございましたように、ゲンジボタルは最近地方公共団体や関係者の努力によりまして全国的にも相当ふえているという状況でございます。五十四年度の調査によりまして、全国で本州、四国、九州に分布いたしました。生息地は八百五十六カ所というような数を数えるということでございます。

天然記念物の指定でございますけれども、動物、植物あるいは地質、鉱物で学術上貴重で我が国の自然を記念するものという事で、それを天然記念物に指定しているわけでございますが、蟹の場合につきましては、いわゆる蟹合戦が見られるほどの多発地というのはそう多くないわけでございます。このような多発地の蟹の個体をとらえて、極めて重要なものを天然記念物として地域を定めて指定して保護しているところがございます。

ただいま滋賀県の山東町の蟹のお話があったわけでございますが、山東町の蟹につきましては、特別天然記念物、長岡のゲンジボタル及びその発生地ということで指定されているわけでございます。

す。これは地域を指定していると同時に、この地域に在る蟹そのものも特別天然記念物に指定しているわけでございます。これを許可なく捕獲するということは禁じられていて、捕獲していただきます。ただいま先生のお話のように、捕獲しているというお話でございますけれども、町当局から私どもが聞いているところでは、観光客が一部持ち帰っているようであるという話を耳にしているというふうなことを町としては聞いていて、いろいろな話でございますが、ただいまのお話をお聞きしましたので、もうちょっと詳細について町の方を通じて調査いたしまして、必要な指導をしていきたいと思います。

○中村鋭一君 時間でございますから、最後に長官にお願いしておきます。私先ほど申し上げましたように、よほど我々頭張らないと、本当にどんだん地球上の種が減るばかりでございますので、ひとつ環境庁は、コンサバティブなそういう行政体じゃなくて、もっとアグレッシブな、地球全体がサバイバルするためには、環境庁が先頭に立って攻撃的なテクノクラートの集団であるべきで、今後大いに頑張りたいいただきますようにお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○美濃部亮吉君 いやいよいよ私が最後の質問者でございますから、あと四十分間御辛抱をお願いいたします。

最初長官に御質問いたしますけれども、長官は、所信表明でも、またその他の場合でも、公害による汚染は漸次よくなりつつある、改善されつつあるというふうなことを申されたように思いますが、そう考えてよろしゅうございましょうか。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。環境関係についての全体的な感覚でございますが、これは、私も日本にずっとおりますものですから、その変化について余り切実といえますか、毎日見ているものですから余りわからないのでございませうけれども、外国からおいでになった方が

環境庁においてをいただきました。そして東京の空を、また川崎の空を見ていただき、そしてまた水を飲んでいただき、そして日本は非常に環境がこういふ点についてはよくなりましたねという言葉をいただけたのでございます。そういう意味においては私はよくなったのではないかと、そういうふうな感じがいたすのでございます。

それから、終戦後でございますが、大阪にいたしましても川崎にいたしましても、そういう思い起こすと、昼間でもなおかつ真暗な状態で、こういうふうな電気をつけなければ仕事ができないというふうな状態が間々あったのでございますが、そういう時代から比べるとよくなつてきつた。この調子を続けていけばさらによくなつていくのではないかと。しかし、新しい公害がまた発生を、きょうもいろいろと御指摘をいただいておりますが、そういう新しいものが発生しないように常に環境庁としては配慮してやうしてやうていかなければいけない、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○美濃部亮吉君 私もそう思っています。例えば、私が知事をしておりまして間に、東京から富士山が見える日というものがあるにふえて、その後もまたふえつつあるということが言えると思うんです。しかし、これは汚染の源泉が個別的に識別できるような汚染、そういう汚染は把握することができて、いかにもよくなつていっていると思えますけれども、しかしながら、集合汚染と申しますような、きょうも話に出ましたダイオキシンとかあるいは水銀とか、それから酸性雨とか、あるいは自動車による排気ガスの汚染とかスモッグとか、そういう個別的に識別できない汚染はむしろ悪化しているのではないだろうか。

そうしてさらに問題なのは自然破壊、大きく言つて大規模な自然破壊というものは所々方々で、きょうも大阪の国際空港の問題あるいは新潟の島の問題等が例に出ましたけれども、これだけでなく、自然破壊という点においてはやはり非常に進行しているんじゃないのかというふうに思います。

けれども、いかがでございますか。

○国務大臣(上田稔君) 先生御指摘のとおり、いろいろ新しい問題も起こっておりますが、また自然破壊と申しますか、自然利用をされておるといふ点、あるいは完全に破壊されておる点も間々見受けるようになってきております。また、一方において非常にそれを保護していただいております。していただいておりますところもございしますので、そういうところを大いにふやしていくように私どもは考えてこれから進めていきたいと思います。

○美濃部亮吉君 私は自然破壊が進んでいるということが非常に心配でございます。この二年、三年、自然破壊が問題になっているところをできるだけたくさん自分の目で見たいと思つて回つてみたのでございます。そのすべてについてお話しする時間とはとてもございませうけれども、大きいところについて少しお話をしてみたいと思つてございまして、自然破壊につきましては、自然破壊といふか、企業なら企業を誘致する、あるいは他の計画を持ってやうして整備をする、あるいは海岸を埋め立てる、あるいは整地をする、そういうふうな準備行動をしてしまつたけれども、目標である計画が実現をしないで、整地した土地がはうり放しになっている。埋め立てた海岸が手つかずで残っている。そういう場所が数多くあるということ、もう一つは、これから破壊しよう、自然破壊の計画を実行しようということ、その二つがあるというふうに思ふんです。

それで、第一に、その自然破壊はやつた、つまり場所をつくつた、しかしながら計画どおりの実現ができないで、その土地なり何なりがはうり放しになっている、そういうところ、一番私が大きい問題であると思つたのは、苫小牧の東地区でございます。これは簡単に申しますけれども、鉄鋼業とか石油精製とか、石油化学とか非鉄金属とか、自動車とか電力とか、それらの関連工業が、これはもつとも高度成長が始まろうというときだったせいもございませうけれども、こういうふう

うな工業が来る、そうして従業員は五万人ふえる、それからそういうすべてのものの生産額は三兆円以上にも達するという鳴り物入りで、約一億円をかけて整地をしたわけでございます。そして港をつくったわけなんです。ところが何も来ない。ほとんど来ない。電力会社一つで、それから自動車工場一つで、あとは全部が草ぼうぼうの状態に残っている。これが一つでございます。

それからもう一つは、むつ小川原の問題でございます。これは石油精製百万バレル、石油化学生産百六十万トン、火力発電三百二十万キロワット、そういう工場を起すというので、札東ではつたをたたくようなことでたぐさんの金を積んで土地を買収して、そうして今言ったような工場を誘致するという土地を整地したわけでございすけれども、これも工場はほとんど全く来ないと言つてもいいと思ふんです。

そうして、私が言うまでもなく有名な話でございます。すけれども、そういうふうにしてお金をもらつた人たちが六ヶ所村という村にみんな集まりまして、それはそれは立派な家を建てまして、そうして中には菊の御紋の入った家なんかがある。そうして子供たちにはみんな自動車を買って一人一人買つてやる。そうして、おれたちは事業が来るんだからそこで働けば大いに所得を得ることができるといふ考え方でまいりましたところ、工場は一つも来ない。そして最後に来たのが石油のタンクであつて、石油のタンクというのは現地の人はほとんど全く要らない事業でございますから、土地を売つた人たちは非常に困つて、みんな出稼ぎに行つて、私が参りました昼間などは実に森閑としたもので、立派な家の中に家族が肩をすぼめているというふうな状態でございます。

そうして、ここはさらにもつと悪いことには、原子力発電の集中場所にして、そうして関根浜も合わせてここを原子力の基地にしようということになり、その状況でございます。この関根浜は「むつ」を最後に持つていこうといふところでございまして、これは新聞にもたびたび最近出ておりますけれども、漁業権の放棄について非常に不正が行われたといふことで、大変な問題になろうとしていふところでございます。

それからもう一つ、これと類似をしたところは、福井県の東尋坊のこちの方の三国町の臨海工業地帯でございます。同じようなことでございすからくどくは申しませんけれども、これも整地はして、これはハッカの畑があつて、そのハッカの畑をみんな買収をして広大な土地をつくつたけれども、企業が来ない。そこで、余談でございますが、やはり土地が大半手つかずで余つていふ。それから、これは土地ではございせん、中海の水門の問題でございますけれども、これは農地を掘つて、そうして中海に水門をつくつた。しかしながら、その水門をして、そうして中海と安道湖とが真水に近い状態になつたらば、今まで住んでる魚はみんな死滅するといふふうな反対が非常に盛んになりまして、そうしてまだ水門はすつかり、私が行ったときは、いつでも閉めるようになっていふけれども、反対が強いので閉めることができない。そして現在に至るまで水門はあいたままであつた。

こういう例はまだたくさんあるんですけれども、大きいものを数えてみましても今申し上げたようなところがありますので、これはつまり計画がずさんだつたといふ以外にございせん、大変な費用をむだ遣いをして、そうしてたぐさんの人たちに迷惑を及ぼして、そうして何も成果がなかつたといふ、実に嘆かわしいような結果になつて、ただ行われましたのは大規模な自然破壊だけであるといふことなんですけれども、これについてどうお考えでございますか。

身におきまして、環境庁としての立場である環境行政の視野から相当な年月をかけて必要な指摘、指示を行つてきたところでございまして、現在実施中のプロジェクトにつきましてはその辺の環境問題としての公益は確保されたと思つておりますが、御指摘の企業の進出その他経済的な実態につきましては、その後の日本経済の推移等から見まして現在の状況に立つていふと認識いたしておりますが、当時の考え方として、プロジェクトについては政府全体の意思決定の中身において私も参画しておりましたので、そのように御承知願ひましたと私は思つております。よろしく願ひします。

○美濃部亮吉君 私、最初に計画するときにもつと慎重に考える、そうしてそれを環境庁が十分に批判をして、これで大丈夫だといふ上で計画を立ててやるべきであつたといふふうに思ふんです。そして、そういう点においては、今もつていろいろ自然破壊の計画がございすけれども、その計画のほとんどすべてが全く私のような素人の目からもずさんきまりないものであつて、そうして自然を破壊する必要があるものであろう、そういうものもたくさんございす。

なしに、これはこの席で前に申し上げましたけれども、運輸省の昔の調査によりまして、志布志湾というのには港灣はできない、台風が来たときにどうにも逃れられないような状況になる、そこに大きい巨大な石油のタンカーが入つてくる。そうして油を水揚げする最中にそういう事態になつたらば、それは收拾すべからざることになる。そうして志布志湾では現実に石油タンカーが漂流して難破したこともある。そういうところにつくろうといふのでございすので、これもまさにやつたらば、つまりやつたはやつたけれども、計画は一つも思いどおりにならなかつたといふ、前に述べた例と同じことになるのではないだろうかと思ふんです。

○政府委員(正田泰史君) 先生の御質問の御趣旨に合うかどうかはわかりませんが、私もこれらの御指摘の四つの計画に当たりまして環境庁といたしましては、政府全体の整合のある意思決定の中

志布志はもう十何年来の歴史を持つたところでございまして、初めは非常に大きい計画を立てて、そうして開発をしようといふことになつて、だんだんそれが小さいことになつて、ただいまは志布志湾、これは国定公園に指定されておりますけれども、志布志湾の出口に人工の島をつくりましてそこに石油備蓄タンクをつくらう、そういう計画がほぼ固まつて実行に移すばかりになつております。そうしてこの出口に相当大きい人工島をつくるというところで、権現山という山に登つて志布志湾を望みますと非常に美しい国定公園の景色が見えるわけでございすけれども、その目の下に石油のタンクができるわけです。それはもう自然の景観を非常に破壊するといふことだけでは

志布志はもう十何年来の歴史を持つたところでございまして、初めは非常に大きい計画を立てて、そうして開発をしようといふことになつて、だんだんそれが小さいことになつて、ただいまは志布志湾、これは国定公園に指定されておりますけれども、志布志湾の出口に人工の島をつくりましてそこに石油備蓄タンクをつくらう、そういう計画がほぼ固まつて実行に移すばかりになつております。そうしてこの出口に相当大きい人工島をつくるというところで、権現山という山に登つて志布志湾を望みますと非常に美しい国定公園の景色が見えるわけでございすけれども、その目の下に石油のタンクができるわけです。それはもう自然の景観を非常に破壊するといふことだけでは

志布志はもう十何年来の歴史を持つたところでございまして、初めは非常に大きい計画を立てて、そうして開発をしようといふことになつて、だんだんそれが小さいことになつて、ただいまは志布志湾、これは国定公園に指定されておりますけれども、志布志湾の出口に人工の島をつくりましてそこに石油備蓄タンクをつくらう、そういう計画がほぼ固まつて実行に移すばかりになつております。そうしてこの出口に相当大きい人工島をつくるというところで、権現山という山に登つて志布志湾を望みますと非常に美しい国定公園の景色が見えるわけでございすけれども、その目の下に石油のタンクができるわけです。それはもう自然の景観を非常に破壊するといふことだけでは

つくろうと。それも三万トンくらいの船が横づけになるような港をつくれれば今治は大いに栄えて、そうして住民の生活も豊かになるということございませうけれども、今治のところは鉄道がでるという予定になっていて土地で、そうして、そうでもなくとも貨物の輸送の船というものは減りつつある。それに汽車ができて汽車で運べるようになる。そうであるにもかかわらず港をつくるということとは実際わけがわからない。それから、これも、もし織田ヶ浜を埋め立てて漁港をつくったならば、何も目的が達せられないで前の苦小牧と同じような状況になるのではないかと。

それだから、今局長さんからのお話があったように、今行われようとする自然破壊についても、もともと慎重な検討を環境庁が下して、そうして環境の保護を、総元締めは環境庁なんですから、環境庁が世論なりあるいは政治的に積極的な活動をして、そうしてこの行われようとする自然破壊を何とかしてとめていただきたいということをお願いをして、まだ時間がございませうけれども、大臣の御所見を伺って私は終わりたいと思います。ありがとうございます。

どうぞ御意見を。

○国務大臣(上田稔君) ただいま美濃部先生から、るる問題点についてお話をいただいたのでございませう。苦小牧、むつ小川原、また三国、中海と、こういういろいろな計画についてのそこが、あったのではなかったか、今に見てみると、自然破壊、環境破壊だけが行われておったように見えるという御指摘でございませう。

これは、私も工業地帯の開発ということについて見せてもらってはあったのでございませうが、非常に経済状態というものが変動いたしました、世界的な大きな波が来たわけだ、その結果、非常にこの地元の皆様方大変お苦しみのことと私も存するのでございませう。早く世界の経済状態が直つていけば、荒れ果てたところというのにも計画どおりになるのではなからうかと思ひますけれども、そういったことについても

と計画を密にしておけばよかったんじゃないか、こういう御指摘でございませう。こういうものの御計画があったときにはまだ環境庁は実はできておらなかったでございませうけれども、これは私も心してこれからこの計画に当たらせていただきたいと願ひをいたしております。

それから、今もう一つの御指摘の織田ヶ浜、それから白島、上五島、志布志等の御計画についていろいろお話があったのでございませう。この中には、やはり環境庁が関係するものではないもの、私が私が出てくると思うのでございませう。そういう点を踏まえながら、先生のいろいろな御意見も頭に置いて、いろいろと私どもも折衝をいたしていきたいとは考えておるのでございませうが、環境庁もなかなかオールマイティーではございませう。環境の面においてはいいのですが、やはり日本全体のいろいろな動きとか世界の動きとか、そういうものになつてまいりますとやはりなかなか大変でございませう。まあひとついろいろ御支援をちょうだいをお願いしまして、環境庁としてもいろいろと守るべきところを守らしていただくというふうに進ませたいと考えております。

○美濃部亮吉君 もう一言。

先ほどお話がありましたように、環境庁はもつと積極的な態度をとって、日本の環境の保護、公害からの保護、こういうことをする総元締めであるという気概を持って行動をしていただきたいというところをお願いをいたします。

○委員長(鶴山篤君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(鶴山篤君) 次に、湖沼水質保全特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。上田環境庁長官。

○国務大臣(上田稔君) 湖沼水質保全特別措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

湖沼は、古来人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民的資産であり、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるようこれを保全していくことが必要であります。

しかしながら、湖沼の水質の現状を見れば、閉鎖性水域という自然的条件に加え、湖沼周辺で営まれている生活及び生産活動に起因する汚濁が近年特に著しく、その水質の改善を図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の制度では不十分な状況にあります。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関する計画の策定及び汚水その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、湖沼水質保全基本方針の策定であります。国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めることといたしております。

第二は、指定湖沼等の指定であります。内閣総理大臣は、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼を指定湖沼として、指定湖沼の水質の汚濁に係る地域を指定地域として定めることといたしております。

第三は、湖沼水質保全計画の策定であります。都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼ごとに、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業に関する内容とする湖沼水質保全計画を定めることといたしております。

第四は、指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置であります。

その一は、指定地域内の工場または事業場に係る排出水の排出の規制であります。従来の濃度規制のほか、都道府県知事は、指定地域内の工場ま

たは事業場について、排出水に関する汚濁負荷量の規制基準を定め、水質汚濁防止法の特定施設等の新増設に係る排出水がこの規制基準に適合しないことを認めるときは、改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるといたしております。

その二は、みなし特定施設に係る排出水の排出の規制であります。一定規模以下の浄化槽等、湖沼の水質にとって生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水等を排出する施設として政令で定める施設を水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法の規定を適用することといたしております。

その三は、指定施設の設置の届け出等であり、一定規模以下の畜舎等、排水基準による規制によりがたいものとして政令で定める指定施設を設置しようとする者等について、届け出の制度を設けるとともに、都道府県知事は、その者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、改善の勧告、さらには、命令をすることができるといたしております。

その四は、汚濁負荷量の総量の削減であります。人口及び産業の集中等のため、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難な指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずることといたしております。

その五は、指定湖沼の水質の保全に資するよう、緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならないとして、指定湖沼の水質の保全を図るために必要な指導、援助、関係行政機関の協力等について所要の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鶴山篤君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会します。

午後五時十一分散会

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、湖沼環境保全特別措置法案(衆)

湖沼環境保全特別措置法案

湖沼環境保全特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定湖沼環境の保全に関する計画等

(第三条―第六条)

第三章 指定湖沼環境の保全に関する特別の措置(第七条―第二十九条)

第四章 雑則(第三十条―第四十条)

第五章 罰則(第四十一条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、湖沼環境の保全上有効な施策の実施を推進するための湖沼環境保全基本方針を定めるとともに、湖沼環境の保全に関する施策を講ずることが緊要な湖沼についてその実施すべき施策に関する計画の策定、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、湖沼周辺環境保全地区の指定等の特別の措置を講ずることにより、湖沼環境の保全を図り、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(湖沼環境保全基本方針)

第二条 政府は、湖沼及びその周辺の自然環境が一体となつて構成する湖沼環境が水資源及び水産の場としての機能その他人間生活にとつて多様な機能を営む重要な水域として国民の健康で文化的な生活環境の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるように、湖沼

環境の保全上有効な施策の実施を推進するための湖沼環境の保全に関する基本方針(以下「湖沼環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 湖沼環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 湖沼環境の保全に関する基本構想

二 指定湖沼及び指定地域の指定に関する基本的な事項

三 湖沼環境の保全のため講ずべき施策に関する基本的な事項

四 他の法律に基づく関連諸制度との調整の指針

五 その他湖沼環境の保全に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、湖沼環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼環境保全基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、湖沼環境保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼環境の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(第二十四条第一項において「水質環境基準」という。)が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等及び当該湖沼の周辺の自然環境の悪化等からみて特に湖沼環境の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 関係市町村の住民は、都道府県知事に對し、前項の申出につき意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼環境の保全に関係があると認められる地域を指定地域として指定するものとする。

4 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事(指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により関係市町村の住民の意見を聴くに当たつては、総理府令で定めるところにより、公聴会を開くものとする。

7 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

8 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

9 第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)、第二項及び第四項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第四項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(指定湖沼環境保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼環境保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼環境の保全に関し実施すべき施策に関する計画(以下「指定湖沼環境保全計画」という。)を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて指定湖沼環境保全計画を定めるものとする。

3 指定湖沼環境保全計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画の目標及び期間

二 下水道及びし尿処理施設の整備に関する事項

三 汚濁負荷量の削減に関する事項

四 富栄養化の防止に関する事項

五 しゅんせつ、ばつ気その他指定湖沼の水質の保全に資する事業に関する事項

六 指定湖沼の周辺の自然環境の保全のための措置に関する事項

七 その他湖沼環境の保全のための措置に関する事項

4 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めようとするときは、当該指定湖沼環境保全計画に定められる事業を実施する者(国を除く。)、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。以下同じ。)に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前条第六項の規定を準用する。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めようとするときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、指定湖沼環境保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律(これに基づき命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(指定湖沼環境保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、指定湖沼環境保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努め

法律」とあるのは、「この法律（湖沼環境保全特別措置法（昭和五十九年法律第 号）第七條から第十三條までの規定を含む。）」とする。

（指定施設の設置の届出）

第十六条 指定地域において、水質汚濁防止法第二條第二項第二号に規定する項目に關し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）であつて、湖沼の水質保全上同法第三條第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの（以下「指定施設」という。）を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六條の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 指定施設の所在地
- 三 指定施設の種類
- 四 指定施設の構造
- 五 指定施設の使用の方法
- 六 その他総理府令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。

（経過措置）

第十七条 一の施設が指定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者設置の工事をしてゐる者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前

項の場合について準用する。

（指定施設の構造等の変更の届出）

第十八条 第十六條第一項又は前條第一項の規定による届出をした者（第十六條第二項（前條第二項において準用する場合を含む。）の通報に係る者を含む。次條第一項において同じ。）は、第十六條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十六條第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたときは、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十六條第一項ただし書及び第一項の規定は、前二項の場合について準用する。

（承継）

第十九条 水質汚濁防止法第十一條第一項及び第二項の規定は、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一條第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三條第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十六條第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

（基準遵守義務）

第二十条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に關する基準を遵守しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるときは、公示しなければならない。これを變更し、

又は廃止するときも、同様とする。

（改善勧告及び改善命令）

第二十一条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前條第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前條第一項の基準の適用の際に指定地域において指定施設を設置している者（設置の工事をしてゐる者及び第十六條第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手してゐないものを含む。）に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際のその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十六條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の變更（その日前に第十八條第一項の規定による届出その他の政令で定める變更に係る手続が行われた變更及び総理府令で定める軽微な變更を除く。）をしたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

（報告及び検査）
第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している

者に対し、指定施設の状態その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用指定施設）

第二十三条 前三條の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十一条第三項中「第十六條第一項の規定による届出」とあるのは「第七條第一項の規定による許可」と、「第十八條第一項の規定による届出」とあるのは「第十條第一項の規定による許可」と読み替へるものとする。

（汚濁負荷量の総量の削減）

第二十四条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三條第一項又は第三項の排水基準及び第四條から前條までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの（以下「総量削減指定湖沼」という。）における同法第二條第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるものに係る水質の汚濁の防止を図るため、総量削減指定湖沼に係る指定地域（以下「総量削減指定地域」という。）について、当該総量削減指定湖沼に係る湖沼環境保全計画（以下「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に關する計画（以下「湖沼総量削減計画」という。）を定めるものとする。

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減

指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しては、水質汚濁防止法第四條の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることが出来る。

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事（前項の申出をした都道府県知事を除く）の意見を聴かなければならぬ。

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならぬ。この場合においては、第三條第六項の規定を準用する。

6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四條の三に規定する総量削減計画とみなし、同法第四條（第十四條の規定により適用される同法第四條を含む）を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四條第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二條第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設（湖沼環境保全特別措置法第十四條の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。）」と、同法第六條第二項中「第四條の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼環境保全特別措置法第二十四條第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三條第四項中「第四條の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四條の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三條第三項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六條第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四條第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

第二十五條 環境庁長官は、指定湖沼の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、指定地域において公共用水域に排出される汚水その他の政令で定める物質（以下この条及び次条において「指定物質」という。）の削減に關し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針（以下この条において「指導方針」という。）を定めるべきことを指示することが出来る。

2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを目的として、指定物質の削減に關する指導の方針その他必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、前項の事項を環境庁長官に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 都道府県知事は、指定地域において指定物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

（報告の徴収）
第二十六條 都道府県知事は、前條第五項の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、指定地域において事業活動に伴つて

指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるものに対し、汚水等の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求めることが出来る。

（指導等）
第二十七條 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に關し汚水等その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、湖沼環境保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

（湖沼周辺環境保全地区）
第二十八條 都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の周辺の土地の区域のうち良好な自然的環境を形成しているものを湖沼周辺環境保全地区として指定することが出来る。

2 都道府県は、湖沼周辺環境保全地区の良好な自然的環境を保全するため、条例で定めるところにより、湖沼周辺環境保全地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の採取その他の行為につき都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。この規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 都道府県は、前項の規定に基づく条例の規定による処分によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。（埋立て等についての特別の配慮）
第二十九條 都道府県知事は、指定湖沼における公有水面埋立法（大正十年法律第五十七號）第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認については、第二條第一項の湖沼環境の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に關しては、中央公害対策審議会において調査審議するものとする。

（勧告又は助言）
第三十條 環境庁長官は、この法律の適正かつ円

滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、必要な勧告又は助言をすることが出来る。

2 環境庁長官は、都道府県知事に對し、前項の勧告によつてとられた措置について報告を求めることが出来る。

（財政上の援助等）
第三十一條 国は、地方公共団体が指定湖沼環境保全計画に基づく事業を円滑に実施することが出来るよう、当該地方公共団体に對し、財政上の援助その他必要な援助を行うように努めなければならない。

（国の負担又は補助の割合等の特例）
第三十二條 指定湖沼環境保全計画に定められた事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に對する国の負担又は補助の割合（以下この条において「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に對する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に係る経費に對する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることが出来る。

（資金のあつせん等）
第三十三條 国は、事業者が行う指定湖沼環境の保全のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(指定湖沼管理基金)

第三十四条 指定湖沼及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体は、指定湖沼の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する指定湖沼の維持管理の事業並びに指定湖沼及びその周辺地域の環境の保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、指定湖沼管理基金を設けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼環境の保全に関し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に關して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼環境の保全に關して意見を述べることができる。

(監視、測定等の体制の整備)
第三十六条 国は、湖沼環境の状況を把握し、及び湖沼環境の保全のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進等)
第三十七条 国は、湖沼環境の保全に關する調査研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼環境の保全に關し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。

(経過措置)

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置及び経過措置に關する罰則を含む。）を定めることができる。

(事務の委任等)
第三十九条 この法律の規定により都道府県知事の権限に屬する事務（第三条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第二十条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(条例との関係)

第四十条 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設（第二十三条の政令で定める施設を含む。以下同じ。）について、水質汚濁防止法（第二条第二項第二号に規定する項目以外の項目に關し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に關して湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）について、その施設の構造又は使用の方法に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十条第一項の規定に違反した者

二 第十三条の規定による命令に違反した者

第四十二条 第二十一条第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十六条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項又は第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條第一項（第二十三条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十六条 第十条第四項、第十一条、第十二条第三項、第十八条第二項又は第十九条第二項の別表（第三十二条関係）

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに第三条第一項（都道府県知事の申出に係る部分に限る。）、第二項及び第四項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(水質汚濁防止法の一部改正)

2 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「湖沼及び」を削る。

(環境庁設置法の一部改正)
3 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五号中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）」を、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）及び湖沼環境保全特別措置法（昭和五十九年法律第 号）に改める。

事業の区分

事業の区分	国の負担割合の範囲
河川法（第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）を除く。）	四分の三以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築	三分の二以内
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用水排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理	百分の六十五以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改築	十分の五・五以内

自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの

十分の五・五以内

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込みである。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、湖沼水質保全特別措置法案

湖沼水質保全特別措置法案

湖沼水質保全特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定湖沼の水質の保全に関する計画等

(第三条―第六条)

第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置(第七條―第二十五條)

第四章 雑則(第二十六條―第三十二條)

第五章 罰則(第三十三條―第三十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(湖沼水質保全基本方針)

第二条 国は、湖沼の水質の保全を図るための基本方針(以下「湖沼水質保全基本方針」という。)

を定めなければならない。

2 湖沼水質保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に関する基本構想

二 第四条第一項の湖沼水質保全計画の策定その他の指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全に関する重要事項

3 湖沼水質保全基本方針は、湖沼が健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるよう、湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ、湖沼の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、湖沼水質保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼水質保全基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、湖沼水質保全基本方針の変更について準用する。

第二章

指定湖沼の水質の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(第二十三条第一項において「水質環境基準」という。)が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に係る係があると思われる地域を指定地域として指定するものとする。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事(指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

6 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)及び第三項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第三項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(湖沼水質保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、五年ごとに、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に実施すべき施策に関する計画(以下「湖沼水質保全計画」という。)を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に関する方針

二 下水道及びし尿処理施設の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。

三 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること。

都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者(国を除く。)及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。以下同じ。)に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、湖沼水質保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 湖沼水質保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(湖沼水質保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、湖沼水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置

(規制基準の設定)

第七条 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八

号)第二項に規定する特定施設(第十四条

の規定により当該特定施設とみなされる施設を
含む。第十五条第一項、第二十四条及び第三十
二条において同じ。政令で定める施設以外の
もの(以下「湖沼特定施設」という。)を設置する
指定地域内の工場又は事業場で政令で定める規
模以上のもの(以下「湖沼特定事業場」という。)

から公共用水域(同法第二十一条に規定する
公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水
(以下「排水」という。)の汚濁負荷量(同法第
二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的
酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令
で定めるもので表示した汚濁負荷量をいう。次
項、次条及び第十条において同じ。)について、
湖沼水質保全計画に基づき、総理府令で定める
ところにより、指定湖沼の水質を保全するため
の規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、湖沼特定事業場につき当
該湖沼特定事業場から排出される排水水の汚濁
負荷量について定める許容限度とする。

3 都道府県知事は、第一項の規制基準を定める
ときは、公示しなければならない。これを変更
し、又は廃止するときも、同様とする。

(湖沼特定事業場に係る計画変更命令等の特例)
第八条 都道府県知事は、湖沼特定施設について
水質汚濁防止法第五条又は第七条(第十四条の
規定によりこれらの規定が適用される場合を含
む。)の規定による届出があつた場合において、
その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼
特定事業場(工場又は事業場で、当該湖沼特定
施設は、当該湖沼特定事業場の設置者により新
に湖沼特定事業場となるものを含む。)について、
当該湖沼特定事業場から排出される排水水の汚
濁負荷量が前条第一項の規制基準に適合しないと認
めるときは、その届出を受理した日から六十日
以内限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、
当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の
処理の方法の改善その他必要な措置を採るべ
きことを命ずることができる。

第九条 (規制基準の遵守義務)
湖沼特定事業場の設置者は、当該湖沼特定
事業場に係る第七條第一項の規制基準を遵守
しなければならない。

(湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例)
第十条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第七
条第一項の規制基準に適合しない排水水が排出
されるおそれがあると認めるときは、当該排水
水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限
を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又
は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を
採るべきことを命ずることができる。

(適用除外等)
第十一条 前三条の規定は、第七条第一項の規制
基準の適用の際現に指定地域において湖沼特定
施設を設置している者(設置の工事をしてい
る者及び水質汚濁防止法第五条の規定による届出
その他の政令で定める設置に係る手続をした者
であつて設置の工事に着手していないものを含
む。)の当該湖沼特定施設を設置する湖沼特定事
業場については、適用しない。ただし、当該規
制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設に
ついてその者が同法第五条第四号から第八号ま
で(第十四条の規定により適用される場合を含
む。)に掲げる事項の変更(その日前に同法第七
条の規定による届出その他の政令で定める変更
に係る手続が行われた変更及び総理府令で定め
る軽微な変更を除く。)をしたとき、及び当該湖
沼特定事業場についてその者が当該湖沼特定施
設以外の湖沼特定施設の設置をしたときは、こ
の限りでない。

2 湖沼特定事業場を譲り受け、若しくは借り受
け、又は相統若しくは合併により取得した者
は、第八条、前条及び前項の規定の適用につ
いては、当該湖沼特定事業場の設置者の地位を承
継する。

第十二条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十
号)第八条第一項に規定する建設物、工作物そ
の他の施設である湖沼特定施設を設置する同法

第二条第二項本文に規定する鉱山から排水水を
排出する者に関する規定は、当該鉱山について、電
気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第
七項に規定する電気工作物又は海洋汚染及び海
上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律
第三十六号)第三条第十四号に規定する廃油
処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又
は事業場から排水水を排出する者に関する規定
は、当該湖沼特定施設について、第八条及び第十
条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定
めるところによる。

2 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施
設に係る排水水に起因する指定湖沼の水質の汚
濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれ
があると認めるときは、前項に規定する法律に基
づく権限を有する国の行政機関の長に対し、第
八条又は第十条の規定に相当する鉱山保安法又
は電気事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の
防止に関する法律にあつては、第八条の規定に
相当する同法の規定)による措置を採るべきこ
とを要請することができる。

3 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、
前項の規定による要請について準用する。

(水質汚濁防止法の適用関係)
第十三条 指定地域における水質汚濁防止法第二
十二条第一項の規定の適用については、同項中
「この法律」とあるのは、「この法律(湖沼水質保
全特別措置法第七条から第十条までの規定を含
む。)」とする。

(みなし特定施設に係る排水水の排出の規制等)
第十四条 指定地域においては、湖沼の水質にと
つて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定
する程度の汚水又は廃液を排出する施設として
政令で定める施設について、これを同項に規定
する特定施設とみなし、同法の規定を適用す
る。この場合において、同法第六条第一項及び
第十二条第二項中「なつた」とあるのは「なつ
た際又は一の地域が湖沼水質保全特別措置法第
三条第二項の指定地域となつた際」と、「なつた

日」とあるのは「なつた日又は当該地域が同項の
指定地域となつた日」と、同項中「六月間」とあ
るのは「一年間」と、「一年間」とあるのは「三年
間」と、同法第十三条第四項中「第二項」とあ
るのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、
「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項
の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

(指定施設の設置の届出)
第十五条 指定地域において、水質汚濁防止法第
二条第二項第二号に規定する項目に湖沼の
水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共
用水域に排出する施設(同項に規定する特定施
設であるものを除く。)であつて、湖沼の水質保
全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準に
よる規制により難いものとして政令で定めるも
の(以下「指定施設」という。)を設置しよう
とする者は、総理府令で定めるところにより、次
の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
ただし、当該指定施設の設置について河川
法第二十六条の規定による河川管理者の許可を
受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 指定施設の所在地
三 指定施設の種類
四 指定施設の構造
五 指定施設の使用方法
六 その他総理府令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたと
きは、その旨を都道府県知事に通報するものと
する。

(経過措置)
第十六条 一の施設が指定施設となつた際現に指
定地域においてその施設を設置している者(設
置の工事をしていない者を含む。以下この項にお
いて同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際
現にその地域において指定施設を設置している
者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該

【参議院】
昭和五十九年六月二十日

地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者(第十五条第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。)の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。は、第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十五条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(承継)

第十八条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十五条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(基準遵守義務)

第十九条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で

定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

2 第七条第三項の規定は、前項の基準について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の際に指定地域において指定施設を設置している者(設置の工事をしていない者及び第十五条第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更(その日前に第十七条第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く)をしたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について

特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状態その他必要な事項に

関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用指定施設)

第二十二条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第三項中「第十五条第一項の規定」とあるのは「水質汚濁防止法第五条の規定」と、「第十七条第一項の規定」とあるのは「同法第七条の規定」と読み替へるものとする。

(汚濁負荷量の総量の削減)

第二十三条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の排水基準及び第四条から前条までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの(以下「総量削減指定湖沼」という。)における第七條第一項の政令で定める項目のうち政令で定める項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、総量削減指定湖沼に係る指定地域(以下「総量削減指定地域」という。)について、当該総量削減指定湖沼に係る湖沼水質保全計画において、当該項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関する計画(以下「湖沼総量削減計画」という。)を定め

るものとする。

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に

関し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事(前項の申出をした都道府県知事を除く)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づき汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法(第十四条の規定により適用される同法の規定を含む。同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。)を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二項第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設(湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。)」と、同法第六條第一項中「第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」と

あるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三条第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは、湖沼水質保全特別措置法第十四条の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六条第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三條第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に関し意見を述べることができる。

第二十四条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に関し汚水、廃液その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第二十九条 国は、湖沼の水質の保全に関する研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

(湖沼の自然環境の保護)

(研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、この章に定める他の施設と相まつて指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

(助言その他の措置)

(事務の委任等)

第二十六条 国は、地方公共団体が湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施することができるよう、当該地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うように努めなければならない。

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第三條第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四條第一項、第七條第一項、第十九條第一項(第二十二條において準用する場合を含む。))並びに第二十三條第一項及び第三十三條に規定する事務を除く。)は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

(関係行政機関の協力等)

第三十二条 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設(第二十二條の政令で定める施設を含む。以下同じ。)について、水質汚濁防止法第二條第二項第二号に規定する項目以外の項目に関し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。)について、その施設の構造又は使用の方法に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第二十七条 国は、事業者が行う指定湖沼の水質の汚濁の防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八條 都道府県知事は、この法律の目的を

第三十八條 第十七條第二項又は第十八條第二項

第二十九條 国は、湖沼の水質の保全に関する研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

第三十四條 第二十二條第二項(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

第三十五條 第十五條第一項又は第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(関係行政機関の協力等)

第三十六條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七條 国は、事業者が行う指定湖沼の水質の汚濁の防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八條 都道府県知事は、この法律の目的を

第三十八條 第十七條第二項又は第十八條第二項

第二十九條 国は、湖沼の水質の保全に関する研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

第三十四條 第二十二條第二項(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

第三十五條 第十五條第一項又は第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條並びに第三條第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)第五條の規定により海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三條第十一号の規定が同条第十四号に改められるまでの間は、第十二條第一項中「第三條第十四号」とあるのは、「第三條第十一号」と読み替えるものとする。

(水質汚濁防止法の一部改正)

3 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中「湖沼及び」を削る。

(環境庁設置法の一部改正)

4 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)」を「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第 号)」に改める。

第四号中正誤

ペジ 段 行 誤

七三〇 窪田千代 窪田チヨ 正

第五号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

五三三 〃 〃 終わり 認められ

三三六 間違い 間違い

四四九 という という

三二七 やって やつと

昭和五十九年七月二日印刷

昭和五十九年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C